第一編 総則

第一章 通則(第一条——第三条)

第二章 管轄(第四条—第九条)

第三章 裁判所職員の除斥及び忌避 (第十条--第十六条)

第四章 当事者能力及び手続行為能力(第十七条―第二十一条)

第五章 手続代理人及び補佐人 (第二十二条--第二十七条)

第六章 手続費用

第一節 手続費用の負担 (第二十八条—第三十一条)

第二節 手続上の救助 (第三十二条)

第七章 家事事件の審理等 (第三十三条—第三十七条)

第八章 電子情報処理組織による申立て等 (第三十八条)

第一章 総則

第一節 家事審判の手続

第一款 通則 (第三十九条—第四十八条)

第二款 家事審判の申立て(第四十九条・第五十条)

第三款 家事審判の手続の期日 (第五十一条—第五十五条)

第四款 事実の調査及び証拠調べ (第五十六条—第六十四条)

第五款 家事審判の手続における子の意思の把握等 (第六十五条)

第六款 家事調停をすることができる事項についての家事審判の手続の特則 (第六十六条—

二条)

第七款 審判等 (第七十三条—第八十一条)

第八款 取下げによる事件の終了(第八十二条・第八十三条)

第九款 高等裁判所が第一審として行う手続(第八十四条)

第二節 不服申立て

第一款 審判に対する不服申立て

第一目 即時抗告 (第八十五条—第九十三条)

第二目 特別抗告 (第九十四条—第九十六条)

第三目 許可抗告 (第九十七条·第九十八条)

第二款 審判以外の裁判に対する不服申立て (第九十九条—第百二条)

第三節 再審 (第百三条·第百四条)

第四節 審判前の保全処分 (第百五条—第百十五条)

第五節 戸籍の記載等の嘱託 (第百十六条)

第二章 家事審判事件

第一 飾 成年後見に関する審判事件 (第百十七条—第百二十七条)

第二節 保佐に関する審判事件 (第百二十八条―第百三十五条)

第三節 補助に関する審判事件 (第百三十六条—第百四十四条)

第四 節 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件 (第百四十五条 第百四十七条

第五節 失踪の宣告に関する審判事件

第一款 失踪の宣告の審判事件 (第百四十八条)

第二款 失踪の宣告の取消しの審判事件 (第百四十九条)

第六節 婚姻等に関する審判事件 (第百五十条—第百五十八条)

第七節 親子に関する審判事件

第一款 嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件

(第百五十九条)

第二款 子の氏の変更についての許可の審判事件 (第百六十条)

第三款 養子縁組をするについての許可の審判事件 (第百六十一条)

第匹 款 死後離縁をするについての許可の審判事件 (第百六十二条)

第五 款 離縁等の場合における祭具等の)所有権 0) 承継者の指定の審判事件 (第百六十三条)

第六 款 特別養子 縁組に関する審判事 件 (第百六十 辺 第百六十六条)

第八節 親権に関する審判事件 (第百六十七条—第百七十五条)

第九節 未成年後見に関する審判事件 (第百七十六条—第百八十一条)

第十節 扶養に関する審判事件 (第百八十二条—第百八十七条)

第十一 節 推定相続人の廃除に関する審判事件 (第百八十八条・第百八十九条)

第十二節 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件 (第百九十条)

第十三 節 遺産 の分割に関する審判事件 (第百九十一 条—第二百条)

第十四節 相続の承認及び放棄に関する審判事件(第二百一条)

第十五節 財産分離に関する審判事件 (第二百二条)

第十六節 相続人の不存在に関する審判事件(第二百三条―第二百八条)

第十七: 節 遺言に関する審判事件 (第二百九条--第二百十五条)

第十八節 遺留分に関する審判事件 (第二百十六条)

第十九節 任意後見契約法に規定する審判事件 (第二百十七条—第二百二十五条)

第二十節 戸籍法に規定する審判事件 (第二百二十六条—第二百三十一条)

第二十一節 性同一 性障害者の性別 の取扱い の特例に関する法律に規定する審判事件 (第二百三十二

第二十二節 厚生年金保険法等に規定する審判事件(第二百三十三条)

第二十三節 児童福祉法に規定する審判事件 (第二百三十四条—第二百三十九条)

第二十四節 生活保護法等に規定する審判事件 (第二百四十条)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する審判事件

(第二百四十一条)

第二十六節 破産法に規定する審判事件 (第二百四十二条)

第二十五節

第二十七節 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件 (第二百四十三

条)

第三編 家事調停に関する手続

第一章 総則

第一節 通則 (第二百四十四条—第二百五十四条)

第二節 家事調停の申立て等 (第二百五十五条—第二百五十七条)

第三節 家事調停の手続(第二百五十八条—第二百六十七条)

第四節 調停の成立 (第二百六十八条—第二百七十条)

第五節 調停の成立によらない事件の終了 (第二百七十一条—第二百七十三条)

第六節 付調停等 (第二百七十四条—第二百七十六条)

第二章 合意に相当する審判 (第二百七十七条——第二百八十三条)

第三章 調停に代わる審判 (第二百八十四条—第二百八十七条)

第四章 不服申立て等(第二百八十八条)

第四編 履行の確保 (第二百八十九条・第二百九十条)

第五編 罰則 (第二百九十一条—第二百九十三条)

附則

第一編 総則

第一章 通則

(趣旨)

第一条 家事審判及び家事調停に関する事件(以下「家事事件」という。) の手続については、 他の法令に

定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(裁判所及び当事者の責務)

第二条 裁判所は、 家事事件の手続が公正かつ迅速に行われるように努め、 当事者は、 信義に従い誠実に家

事事件の手続を追行しなければならない。

(最高裁判所規則)

第三条 こ の 法律に定めるもの のほか、 家事事件の手続に関し必要な事項は、 最高裁判所規則で定める。

第二章 管轄

(管轄が住所地により定まる場合の管轄権を有する家庭裁判所)

第四条 家事事件は、 管轄が人の住所地により定まる場合において、 日本国内に住所がないとき又は住所が

知れないときはその居所 地を管轄する家庭裁判所の管轄に属 し、 日本国内に居所がないとき又は居所が知

れ ないときはその最後 の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

(優先管轄)

第五条 この法律の他の規定により二以上の家庭裁判所が管轄権を有するときは、 家事事件は、 先に申立て

を受け、 又は職権で手続を開始した家庭裁判所が管轄する。

(管轄裁判所の指定)

第六条 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、 その裁判所の直近上級の裁判

所は、 申立てにより又は職権で、 管轄裁判所を定める。

2 裁判所の管轄区域が明確でない ため管轄裁判所が定まらないときは、 関係のある裁判所に共通する直近

Ŀ. 級 の裁判所は、 申立てにより又は職権 で、 管轄裁判所を定める。

前二項の規定により管轄裁判所を定める裁判に対しては、

(管轄権を有する家庭裁判所の特例)

3

第七条 この法律の他の規定により家事事件の管轄が定まらないときは、 その家事事件は、 審判又は調停を

求める事項に係る財産 の所在地又は最高裁判所規則で定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

(管轄 (T) 標準時

第八条 裁判所の管轄は、 家事審判若しくは家事調停の申立てがあった時又は裁判所が職権で家事事件の手

続を開始した時を標準として定める。

不服を申し立てることができない。

(移送等)

第九条 裁判所は、 家事事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、 申立てにより又は職権

これを管轄裁判所に移送する。 ただし、 家庭裁判所は、 事件を処理するために特に必要があると認め

るときは、 職権で、 家事事件の全部又は 部を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に移送し、 又

は自ら処理することができる。

2 家庭裁判所は、 家事事件がその管轄に属する場合においても、 次の各号に掲げる事由があるときは、 職

権 で、 家事 事件の全部又は一部を当該各号に定める家庭裁判所に移送することができる。

家事事件の手続が遅滞することを避けるため必要があると認めるときその他相当と認めるとき 第五

条の規定により管轄権を有しないこととされた家庭裁判所

事件を処理するために特に必要があると認めるとき 前号の家庭裁判所以外の家庭裁判所

3 前二項 Ō 規定による移送の裁判及び第 項の申立てを却下する裁判に対しては、 即時抗告をすることが

できる。

4 前項の規定による移送の裁判に対する即時抗告は、 執行停止の効力を有する。

第三章 裁判所職員の除斥及び忌避

(裁判官の除斥)

第十条 裁判官は、 次に掲げる場合には、 その職務の執行から除斥される。ただし、 第六号に掲げる場合に

あ っては、 他 の裁判所の嘱託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。

事件の当事者若しくはその他の審判を受ける者

裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、

となるべき者 (審判 (申立てを却下する審判を除く。) がされた場合において、 その審判を受ける者と

なる者をいう。 以下同じ。)であるとき、又は事件についてこれらの者と共同権利者、 共同義務者若し

くは償還義務者の関係にあるとき。

裁判官が当事者又はその他の審判を受ける者となるべき者の四親等内の血族、 三親等内の姻族若しく

は同居の親族であるとき、又はあったとき。

= 裁判官が当事者又はその 他の審判を受ける者となるべき者の後見人、 後見監督人、 保佐人、 保佐監督

人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 裁判官が事件について証人若しくは鑑定人となったとき、 又は審問を受けることとなったとき。

五. 裁判官が事件について当事者若しくはその他の審判を受ける者となるべき者の代理人若しくは補佐人

であるとき、又はあったとき。

六 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、 又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、 裁判所は、 申立てにより又は職権で、 除斥の裁判をする。

(裁判官の忌避)

第十一条 裁判官について裁判又は調停の公正を妨げる事情があるときは、 当事者は、 その裁判官を忌避す

ることができる。

2 当事者は、 裁判官の面前において事件について陳述をしたときは、その裁判官を忌避することができな

ſ, ただし、 忌避 の原因があることを知らなかったとき、 又は忌避の原因がその後に生じたときは、

限りでない。

(除斥又は忌避の裁判及び手続の停止

第十二条 合議体の構成員である裁判官及び家庭裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判

官の所属する裁判所が、受託裁判官として職務を行う簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその

裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁判をする。

- 2 家庭裁判所及び地方裁判所における前項の裁判は、 合議体でする。
- 3 裁判官は、 その除斥又は忌避についての裁判に関与することができない。
- 4 除 斥又は忌避の申立てがあったときは、 その申立てについての裁判が確定するまで家事事件の手続を停

止 しなけ ればならない。 ただし、 急速を要する行為については、 この限りでない。

- 5 次に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判をするときは、 第三項の規定は、
- 家事事件の手続を遅滞させる目的のみでされたことが明らかなとき。
- 二 前条第二項の規定に違反するとき。
- 三 最高裁判所規則で定める手続に違反するとき。
- 6 判官、 前 項 0 調停委員会を組織する裁判官又は家事事件を取り扱う家庭裁判所の一人の裁判官をいう。 裁判は、 第一 項及び第二項の規定にかかわらず、 忌避された受命裁判官等 (受命裁判官、 次条第三 受託裁

項ただし書において同じ。)がすることができる。

適用しない。

- 7. 第五項の裁判をした場合には、 第四項本文の規定にかかわらず、 家事事件の手続は停止しない。
- 8 除斥又は忌避を理由があるとする裁判に対しては、 不服を申し立てることができない。
- 9 除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対しては、 即時抗告をすることができる。

(裁判所書記官の除斥及び忌避)

第十三条 裁判所書記官の除斥及び忌避については、 第十条、 第十一条並びに前条第三項、 第五項、 第八項

及び第九項の規定を準用する。

2 裁判所書記官について除斥又は忌避の申立てがあったときは、 その裁判所書記官は、 その申立てについ

準用する前条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があったときは、 ての裁判が確定するまでその申立てがあった家事事件に関与することができない。 ただし、 前項において この限

りでない。

3 裁判 所書記官の除斥又は忌避についての裁判は、 裁判所書記官の所属する裁判所がする。 ただし、 前項

ただし書の裁判は、 受命裁判官等 (受命裁判官又は受託裁判官にあっては、 当該裁判官の手続に立ち会う

裁判所書記官が忌避の申立てを受けたときに限る。)がすることができる。

(参与員の除斥及び忌避)

第十四条 参与員の除斥及び忌避については、 第十条、 第十一条並びに第十二条第二項、 第八項及び第九項

の規定を準用する。

2 参与員について除斥又は忌避の申立てがあったときは、 その参与員は、 その申立てについての裁判が確

定するまでその申立てがあった家事事件に関与することができない。 ただし、 第十二条第五項各号に掲げ

る事 由 が あるとして忌避の申立てを却下する裁判があったときは、 この限りでない。

3 参与員の除斥又は忌避についての裁判は、 参与員の所属する家庭裁判所がする。 ただし、 前項ただし書

の裁判は、 受命裁判官 (受命裁判官の手続に立ち会う参与員が忌避の申立てを受けたときに限る。) 又は

家事事件を取り扱う家庭裁判所の一人の裁判官がすることができる。

(家事調停官の除斥及び忌避)

第十五条 家事調停官の除斥及び忌避については、 第十条、 第十一 条並びに第十二条第二項から第四項まで

. 第八項及び第九項の規定を準用する。

2 第十二条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があったときは、 前項にお

いて準用する同条第四項本文の規定にかかわらず、 家事事件の手続は停止しない。

3 家事 調停官の除斥又は忌避についての裁判は、家事調停官の所属する家庭裁判所がする。 ただし、 前項

の裁判は、忌避された家事調停官がすることができる。

(家庭裁判所調査官及び家事調停委員の除斥)

第十六条 家庭裁判所調査官及び家事調停委員の除斥については、 第十条並びに第十二条第二項、 第八項及

び第九項の規定(忌避に関する部分を除く。)を準用する。

2 家庭 煮判所調査官又は家事調停委員について除斥の申立てがあったときは、 その家庭裁判所調査官又は

家事調停委員は、 その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった家事事件に関与すること

ができない。

3 家庭裁判所調査官又は家事調停委員の除斥についての裁判は、 家庭裁判所調査官又は家事調停委員 の所

属する裁判所がする。

第四章 当事者能力及び手続行為能力

(当事者能力及び手続行為能力の原則等)

第十七条 当事者能力、 家事事件の手続における手続上の行為 (以下「手続行為」という。) をすることが

できる能力(以下この項において「手続行為能力」という。)、 手続行為能力を欠く者の法定代理及び手

続行為をするのに必要な授権については、 民事訴訟法第二十八条、第二十九条、第三十一条、

並びに第三十四条第一項及び第二項の規定を準用する。

2 被保佐· 被補 助 人 (手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。 次

項において同じ。) 又は後見人その他の法定代理人が他の者がした家事 審判又は家事調停 の申 立て又は抗

告について手続行為をするには、 保佐入若しくは保佐監督人、 補助人若しくは補助監督人又は後見監督人

0 同意その他 の授権を要しない。 職権により手続が開始された場合についても、 同様とする。

3 け ればならない。 被保佐人、 被補助人又は後見人その他の法定代理人が次に掲げる手続行為をするには、 ただし、 家事調停の申立てその他家事 調停の手続の追行について同意その他の授権を得 特別 の授権がな

てい る場合にお いて、 第二号に掲げる手続行為をするときは、 この限りでない。

一家事審判又は家事調停の申立ての取下げ

第二百六十八条第一項若しくは第二百七十七条第一項第一号の合意、 第二百七十条第一項に規定する

調停条項案の受諾又は第二百八十六条第八項の共同の申出

審判に対する即時抗告、 第九十四条第一項 (第二百八十八条において準用する場合を含む。) の抗告

若しくは第九十七条第二項(第二百八十八条において準用する場合を含む。)の申立ての取下げ又は第

二百七十九条第一項若しくは第二百八十六条第一項の異議の取下げ

(未成年者及び成年被後見人の法定代理人)

第十八条 親権を行う者又は後見人は、 第百十八条 (この法律の他 の規定にお いて準用する場合を含む。

又は第二百五十二条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人によらずに自ら手続行為

をすることができる場合であっても、未成年者又は成年被後見人を代理して手続行為をすることができる

ただし、家事審判及び家事調停の申立ては、民法 (明治二十九年法律第八十九号) その他の法令の 規定

により親権を行う者又は後見人が申立てをすることができる場合(人事訴訟法 (平成十五年法律第百九号

第二条に規定する人事に関する訴え (離婚及び離縁の訴えを除く。) を提起することができる事項につ

11 ての家事 調停 の申立てにあっては、 同法その他 の法 令の規定によりその訴えを提起することができる場

合を含む。)に限る。

(特別代理人)

第十九条 裁判長は、 未成年者又は成年被後見人について、 法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権

を行うことができない場合において、 家事事件の手続が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあると

きは、 利害関係人の申立てにより又は職権で、 特別代理人を選任することができる。

2 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいてする。

3 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができる。

4 特別代理人が手続行為をするには、 後見人と同一の授権がなければならない。

5 第一 項の申立てを却下する裁判に対しては、 即時抗告をすることができる。

(法定代理権の消滅の通知)

第二十条 別表第二に掲げる事項についての審判事件においては、 法定代理権 の消滅は、 本人又は代理人か

ら他方の当事者に 通知しなければ、 その効力を生じない。 家事調停事件においても、 同様とする。

(法人の代表者等への準用)

第二十一条 法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理人につ

いては、 この法律中法定代理及び法定代理人に関する規定を準用する。

第五章 手続代理人及び補佐人

(手続代理人の資格)

第二十二条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、 弁護士でなければ手続代理人とな

ることができない。 ただし、 家庭裁判所においては、 その許可を得て、 弁護士でない者を手続代理人とす

ることができる。

2 前項ただし書の許可は、いつでも取り消すことができる。

(裁判長による手続代理人の選任等)

第二十三条 手続行為につき行為能力の制限を受けた者が第百十八条(この法律の他の規定において準用す

る場合を含む。) 又は第二百五十二条第一 項の規定により手続行為をしようとする場合において、 必要が

あると認めるときは、 裁判長は、 申立てにより、 弁護士を手続代理人に選任することができる。

2 手 続行為につき行為能 力の 制限を受けた者が 前 項 の申 立てをしない場合においても、 裁判長は 弁護士

を手続代理人に選任すべき旨を命じ、 又は職権で弁護士を手続代理人に選任することができる。

3 前二項の規定により裁判長が手続代理人に選任した弁護士に対し手続行為につき行為能力の制限を受け

た者が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とする。

(手続代理人の代理権の範囲)

第二十四条 手続代理人は、 委任を受けた事件について、 参加、 強制執行及び保全処分に関する行為をし、

かつ、弁済を受領することができる。

2 手続代理人は、 次に掲げる事項については、 特別の委任を受けなければならない。 ただし、 家事調停 0

申 立てその他家事調停の手続の追行について委任を受けている場合において、 第二号に掲げる手続行為を

するときは、この限りでない。

家事審判又は家事調停の申立ての取下げ

第二百六十八条第一項若しくは第二百七十七条第一項第一号の合意、 第二百七十条第一 項に規定する

調停条項案の受諾又は第二百八十六条第八項の共同の申出

審判に対する即時抗告、 第九十四条第一項 (第二百八十八条において準用する場合を含む。) の抗告

第九十七条第二項 (第二百八十八条において準用する場合を含む。) の申立て又は第二百七十九条第

項若しくは第二百八十六条第一項の異議

四 前号の抗告 (即時抗告を含む。)、 申立て又は異議の取下げ

五 代理人の選任

3 手続代理人の代理権は、 制限することができない。 ただし、 弁護士でない手続代理人については、この

限りでない。

4 前三項の規定は、 法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げな

(手続代理人の代理権の消滅の通知)

第二十五条 手続代理人の代理権 の消滅は、家事審判事件 (別表第二に掲げる事項についてのものに限る。

及び家事調停事件においては本人又は代理人から他方の当事者に、 その他の家事事件においては本人又

は代理人から裁判所に通知しなければ、その効力を生じない。

(手続代理人及びその代理権に関する民事訴訟法の準用

第二十六条 民事訴訟法第三十四条 (第三項を除く。)及び第五十六条から第五十八条まで (同条第三項を

除く。) の規定は、 手続代理人及びその代理権について準用する。

(補佐人)

第二十七条 家事事件の手続における補佐人については、 民事訴訟法第六十条の規定を準用する。

第六章 手続費用

第一節 手続費用の負担

(手続費用の負担)

第二十八条 手続費用 (家事審判に関する手続の費用 (以 下 「審判費用」という。)及び家事調停に関する

手続の費用 (以下「調停費用」という。) をいう。 以下同じ。)は、各自の負担とする。

2 利害関係参加人をいう。 裁判所は、 事情により、 第一号において同じ。)がそれぞれ負担すべき手続費用の全部又は一部を、 前項の規定によれば当事者及び利害関係参加人 (第四十二条第七項に規定する その

負担すべき者以外の者であって次に掲げるものに負担させることができる。

- 当事者又は利害関係参加人
- 二 前号に掲げる者以外の審判を受ける者となるべき者
- \equiv 前号に掲げる者に準ずる者であって、 その裁判により直接に利益を受けるもの

3 前二項の規定によれば検察官が負担すべき手続費用は、 国庫の負担とする。

(手続費用の負担の裁判等)

第二十九条 裁判所は、 事件を完結する裁判において、 職権で、 その審級における審判費用 (調停手続を経

ている場合にあっては、調停費用を含む。) の全部について、 その負担の裁判をしなければならない。 た

だし、 事情により、 事 子件の一 部又は中間の争いに関する裁判において、 その費用についての負担 の裁判を

することができる。

2 上 級 (T) 裁判所が本案の裁判を変更する場合には、 手続の総費用 (調停手続を経ている場合にあっては、

調停費用を含む。)について、その負担の裁判をしなければならない。 事件の差戻し又は移送を受けた裁

判所がその事件を完結する裁判をする場合も、 同様とする。

3 調停が成立した場合において、 調停費用 (審判手続を経ている場合にあっては、 審判費用を含む。

の

負担について特別 の定めをしなかったときは、 その費用は、 各自が負担する。

4 十七条第二項又は第二百七十四条第一項の規定により事件を調停に付した場合において、 第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件についての訴 訟が 係属する裁判所が第二百五 調停が成立し、

その訴訟についての訴訟費用の負担について特別の定めをしなかったときは、 その費用は、 各自が負担 · す

る。

(手続費用の立替え)

第三十条 事 実の 譋 査 証拠調べ、 呼出し、 告知その他の家事事件の手続に必要な行為に要する費用は、 玉

庫に お V て立て替えることができる。

手 続費用に関する民事 訴訟法 0) 準 -用等

第三十一条 民事 訴 訟法第六十九条から第七十四条までの規定 (裁判所書記官の処分に対する異議 の申 立て

に ついての決定に対する即時抗告に関する部分を除く。) は、 手続費用の負担について準用する。 この 場

合において、 同法第七十二条中 「当事者が裁判所において和解をした場合」とあるのは とあるのは 「家事事件手続法 (平成二十三年法律第 「調停が成立 した

号)

第

場合」と、

「和解

の費用又は訴訟費用」

二十九条第三項 の調停費用又は 同条第四 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 訴訟費用」 と、 同法第七十三条第一 項中 裁判及び 和 解 لح

あ るの は 裁判及び 調停 \mathcal{O} 成立 بلح 補 助 参 加 の申 出 の取 下げ又は補 助参 加 に <u>つ</u> įν 7 0 異議 0) 取 下 げ

とあるのは 「家事 事件手続法第四十一条第一項若しくは第四十二条第一項の規定による参加 の申出 0 取下

げ又は同条第二項の規定による参加の許可の申立ての取下げ」と、 六条まで及び」とあるのは 「家事事件手続法第三十一条第一項において準用する」と読み替えるものとす 同条第二項中「第六十一条から第六十

る。

2 七十四条第二項の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、 (前項に 前項において準用する民事訴訟法第六十九条第三項の規定による即時抗告並びに同法第七十一条第四項 お いて準用する同法第七十二条後段において準用する場合を含む。 執行停止 の効力を有する。 第七十三条第二項及び第

第二節 手続上の救助

第三十二条 著しい支障を生ずる者に対しては、 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に 裁判所は、 申立てにより、手続上の救助の裁判をすることができる。

救助を求める者が不当な目的で家事審判又は家事調停の申立てその他の手続行為をしていること

が明らかなときは、この限りでない。

ただし、

2 民事 訴 訟法第八十二条第二項及び第八十三条から第八十六条まで (同法第八十三条第一項第三号を除く

0 の規定は、 手続上の救助について準用する。この場合において、 同法第八十四条中 「第八十二条第一

項本文」とあるのは、 「家事事件手続法第三十二条第一項本文」と読み替えるものとする。

第七章 家事事件の審理等

(手続の非公開)

第三十三条 家事事件の手続は、 公開しない。 ただし、 裁判所は、 相当と認める者の傍聴を許すことができ

る。

(期日及び期間)

第三十四条 家事事件の手続の期日は、 職権で、 裁判長が指定する。

2 家事事件の手続の期日は、 やむを得ない場合に限り、 日曜日その他の一般の休日に指定することができ

る。

- 3 家事事件の手続の期日の変更は、 顕著な事由がある場合に限り、 することができる。
- 4 民事" 訴訟法第九十四条から第九十七条までの規定は、 家事事件の手続の期日及び期間について準用する。

(手続の併合等)

第三十五条 裁判所は、 家事事件の手続を併合し、又は分離することができる。

- 2 裁判所は、前項の規定による裁判を取り消すことができる。
- 3 裁判所は、 当事者を異にする家事事件について手続の併合を命じた場合において、その前に尋問をした

尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、

その尋問をしなければならない。

(送達及び手続の中止)

証人について、

第三十六条 送達及び家事事件の手続の中止については、 民事訴訟法第一 編第五章第四節及び第百三十条か

ら第百三十二条まで (同条第一項を除く。) の規定を準用する。 この場合において、 同法第百十三条中

その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは、 「裁判又は調停を求める事項」と読み替えるも

のとする。

(裁判所書記官の処分に対する異議)

第三十七条 裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、 その裁判所書記官の所属する裁判所が

裁判をする。

2 前項の裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第八章 電子情報処理組織による申立て等

第三十八条 家事事件の手続における申立てその他の申述 (次項において「申立て等」という。) について

は、 民事訴訟法第百三十二条の十第一項から第五項までの規定(支払督促に関する部分を除く。)を準用

する。

2 前項において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一 項本文の規定によりされた申立て等に係るこの

法律の 他 の規定による家事事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、 謄本若しくは抄本の交付は、 司

条第五項 の書面をもってするものとする。 当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、 同様とする。

第二編 家事審判に関する手続

第一章 総則

第一節 家事審判の手続

第一款 通則

(審判事項)

第三十九条 家庭裁判所は、 この編に定めるところにより、 別表第一 及び別表第二に掲げる事項並びに同編

に定める事項について、審判をする。

(参与員)

第四十条 家庭裁判所は、 参与員の意見を聴いて、 審判をする。ただし、 家庭裁判所が相当と認めるときは

、その意見を聴かないで、審判をすることができる。

2 家庭裁判所は、 参与員を家事審判の手続の期日に立ち会わせることができる。

いて、 申立 人から説明を聴くことができる。 ただし、 別表第二に掲げる事項に ついての審判事件に お ķ١ 7

は、この限りでない。

3

参与員は、

家庭裁判所の許可を得て、

第一

項の意見を述べるために、

申立人が提出した資料の内容につ

4 参与員の員数は、各事件について一人以上とする。

5 参与員は、 毎年あらかじめ家庭裁判所の選任した者の中から、 事件ごとに家庭裁判所が指定する。

6 前項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により選任される者の資格、 員数その他同項の規定による選任に関し必要な事項は、 最高裁

判所規則で定める。

7 参与員には、 最高 判所規則で定める額の旅費、 日当及び宿泊料を支給する。

(当事者参加)

第四十一条 当事者となる資格を有する者は、 当事者として家事審判の手続に参加することができる。

2 る者 家庭裁判所は、 (審判を受ける者となるべき者に限る。) を、 相当と認めるどきは、当事者の申立てにより又は職権で、 当事者として家事審判の手続に参加させることができ 他の当事者となる資格を有す

る。

3 第一 項の規定による参加の申出及び前項の申立ては、 参加の趣旨及び理由を記載した書面でしなければ

ならない。

4 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しては、 即時抗告をすることができる。

(利害関係参加)

第四十二条 審判を受ける者となるべき者は、 家事審判の手続に参加することができる。

2 審判を受ける者となるべき者以外の者であって、 審判の結果により直接の影響を受けるもの又は当事者

となる資格を有するものは、 家庭裁判所の許可を得て、 家事審判の手続に参加することができる。

3 家庭裁判所は、 相当と認めるときは、 職権で、 審判を受ける者となるべき者及び前項に規定する者を、

家事審判の手続に参加させることができる。

前条第三項の規定は、 第一項の規定による参加の申出及び第二項の規定による参加の許可の申立てにつ

11 て準用する。

5 家庭裁判所は、 第一項又は第二項の規定により家事審判の手続に参加しようとする者が未成年者である

場合において、 その者の年齢及び発達の程度その他一切の 事情を考慮してその者が当該家事 審判の手続に

参 加することがその者 0 利益を害すると認めるときは、 第 項の規定による参加の申出又は第二項の規定

による参 加 の許 口 \mathcal{O} 申立てを却下しなければならない。

第一項の規定による参加の申出を却下する裁判

(前項の規定により第一

項の規定による参加の申出を却

6

下する裁判を含む。) に対しては、 即時抗告をすることができる。

7 第一 項から第三項までの規定により家事審判の手続に参加した者(以下「利害関係参加人」という。)

は、 当事者がすることができる手続行為 (家事審判の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申

 $\frac{1}{M}$ て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く。) をすることができる。 ただし、 裁判に対す

る不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、 利害関係参加人が不服申立て又

は異議 の申立てに関するこの法律の他の規定によりすることができる場合に限る。

(手続からの排除)

第四十三条 家庭裁判所は、 当事者となる資格を有しない者及び当事者である資格を喪失した者を家事審判

の手続から排除することができる。

2 前項の規定による排除 の裁判に対しては、 即時抗告をすることができる。

(法令により手続を続行すべき者による受継)

第四十四 条 当事 者が 死亡、 資格 の喪失その他の 事 由によって家事審判の手続を続行することができない場

合には、 法令により手続を続行する資格のある者は、 その手続を受け継がなければならな

2 法令により手続を続行する資格のある者が前項の規定による受継の申立てをした場合において、その申

立てを却下する裁判がされたときは、 当該裁判に対し、 即時抗告をすることができる。

3 第一 項の場合には、 家庭裁判所は、 他の当事者の申立てにより又は職権で、 法令により手続を続行する

資格のある者に家事審判の手続を受け継がせることができる。

(他の申立権者による受継)

第四十五条 家事 審判の申立人が死亡、 資格の喪失その他の事由によってその手続を続行することができな

い場合において、 法令により手続を続行する資格のある者がないときは、 当該家事審判の申立てをするこ

とができる者は、その手続を受け継ぐことができる。

2 家庭裁判所は、 前項の場合において、 必要があると認めるときは、 職権で、 当該家事審判の申立てをす

ることができる者に、その手続を受け継がせることができる。

規定による受継の申立て及び前項の規定による受継の裁判は、

第一項の事由が生じた日から一

月以内にしなければならない。

3

第一

項

 $\widehat{\mathcal{O}}$

(調書の作成等)

第四十六条 裁判所書記官は、 家事審判の手続の期日について、調書を作成しなければならない。 ただし、

証 拠調べ の期日以外の期日については、 裁判長においてその必要がないと認めるときは、 その経過の要領

を記録上明らかにすることをもって、これに代えることができる。

(記録の閲覧等)

第四十七条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、 家庭裁判所の許可を得て、 裁判所書記官に対し、 家

事審判事件の記録の閲覧若しくは謄写、 その正本、 謄本若しくは抄本の交付又は家事審判事件に関する事

項の証明書の交付(第二百八十九条第六項において「記録の閲覧等」という。) を請求することができる。

2 前項の規定は、 家事審判事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定

0 事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明 裁判所書記官に対し、 これらの物の複製を請求することができ

る。

た第三者は、

家庭裁判所の許可を得て、

3 家庭裁判所は、 当事者から前二項の規定による許可の申立てがあったときは、 これを許可しなけれ ばな

らない。

4 家庭裁判所は、 事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ、当事者若しくは第三者の私生活若

しくは業務の平穏を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにさ

れることにより、 その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、 若しくはその者の名誉を著しく害する

おそれがあると認められるときは、 前項の規定にかかわらず、 同項の申立てを許可しないことができる。

事 件の性質、 審理 の状況、 記録 の内 容等に照らして当該当事者に同項の申立てを許可することを不適当と

する特別の事情があると認められるときも、 同様とする。

5 家庭裁判所は、 利害関係を疎明した第三者から第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあった場

合において、 相当と認めるときは、 これを許可することができる。

6 審判書その他 の裁判書の正本、 謄本若しくは抄本又は家事 審判事件に関する事項の証明書については、

当事者は、 第一項の規定にかかわらず、 家庭裁判所の許可を得ないで、 裁判所書記官に対し、 その交付を

請 求することができる。 審判を受ける者が当該審判があっ た後に請求する場合も、 同様とする。

7 家事 審 判事件 の記録の 閲覧、 謄写及び複製の請求は、 家事 審判事件 の記録の保存又は裁判所の執務に支

障があるときは、することができない。

8 第三項の申立てを却下した裁判に対しては、 即時抗告をすることができる。

9 前項の規定による即時抗告が家事審判の手続を不当に遅滞させることを目的としてされたものであると

認められるときは、 原裁判所は、 その即時抗告を却下しなければならない。

10 前項の 規定による裁判に対しては、 即時抗告をすることができる。

(検察官に対する通知)

第四十八条 裁判所その他の官庁、 検察官又は吏員は、 その職務上検察官の申立てにより審判をすべき場合

が生じたことを知ったときは、 管轄権を有する家庭裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨を通知しな

ければならない。

第二款 家事審判の申立て

(申立ての方式等)

第四十九条 家事審判の 申立ては、 申立書 (以 下 「家事審判の申立書」という。) を家庭裁判所に提出して

しなければならない。

2 家事審判の申立書には、 次に掲げる事項を記載しなければならない。

一当事者及び法定代理人

申立ての趣旨及び理由

3 申立· 人は、 二以上の事項について審判を求める場合において、 これらの事項についての家事審判の手続

が 同 種 であり、 これらの事項が同一 の事実上及び法律上の原因に基づくときは、 の申立てにより求める

ことができる。

4 家事審判の申立書が第二 一項の規定に違反する場合には、 裁判長は、 相当の期間を定め、 その期間内に不

備を補正すべきことを命じなければならない。 民事訴訟費用等に関する法律 (昭和四十六年法律第四

の規定に従い家事審判の申立ての手数料を納付しない場合も、 同様とする。

5 前項の場合において、 申立人が不備を補正しないときは、 裁判長は、 命令で、 家事審判の申立書を却下

しなければならない。

6 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

(申立ての変更)

第五十条 申立人は、 申立ての基礎に変更がない限り、 申立ての趣旨又は理由を変更することができる。 た

だし、第七十一条 (第百八十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により審理を終結し た後

は、この限りでない。

2 申立ての趣旨又は理由 の変更は、 家事審判の手続の期日においてする場合を除き、 書面でしなければな

らない。

3 家庭 裁判所は、 申立ての趣旨又は 理由の変更が不適法であるときは、 その変更を許さない旨の裁判をし

なければならない。

4 申立ての趣旨又は理由の変更により家事審判の手続が著しく遅滞することとなるときは、 家庭裁判所は

、その変更を許さない旨の裁判をすることができる。

第三款 家事審判の手続の期日

(事件の関係人の呼出し)

第五 十一条 家庭裁 判所は、 家事 審判の手続の期日に事件の関係人を呼び出すことができる。

2 呼 出しを受け た事件の 関係人は、 家事 審判の手続の期日に出頭しなければならない。 ただし、 やむを得

ない事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

3 前項の事件の関係人が正当な理由なく出頭しないときは、 家庭裁判所は、 五万円以下の過料に処する。

(裁判長の手続指揮権)

第五十二条 家事 審判の手続 の期日においては、 裁判長が手続を指揮する。

2 裁判長は、 発言を許し、 又はその命令に従わな い者の発言を禁止することができる。

3 当事 者 が家事審判の手続 の期日における裁判長の指揮に関する命令に対し異議を述べたときは、 家庭裁

判所は、その異議について裁判をする。

(受命裁判官による手続)

第五十三条 家庭裁判所は、 受命裁判官に家事審判の手続の期日における手続を行わせることができる。 た

だし、 事実の調査及び証拠調べについては、 第六十一条第三項の規定又は第六十四条第一項において準用

する民事訴訟法第二編第四章第一 節から第六節までの規定により受命裁判官が事実の調査又は証 拠調べを

することができる場合に限る。

2 前項の場合においては、 家庭裁判所及び裁判長の職務は、 その裁判官が行う。

(音声の送受信による通話の方法による手続)

第五十四条 家庭裁判所は、 当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、 当事者の意

見を聴いて、 最高裁判所規則で定めるところにより、 家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同

時 に通話をすることができる方法によって、 家事審判の手続の期日における手続 (証拠調べを除く。

行うことができる。

2 家事 審判の手 続の期日に出頭しないで前項の手続に関与した者は、 その期日に出頭したものとみなす。

(通訳人の立会い等その他の措置)

第五十五条 家事審判の手続の期日における通訳人の立会い等については民事訴訟法第百五十四条の規定を

家事審判事件の手続関係を明瞭にするために必要な陳述をすることができない当事者、 利害関係参加人

代理人及び補佐人に対する措置については同法第百五十五条の規定を準用する。

第四款 事実の調査及び証拠調べ

(事実の調査及び証拠調べ等)

第五. 十六条 家庭裁判所は、 職権で事実の調査をし、 かつ、 申立てにより又は職権で、 必要と認める証 |拠調

べをしなければならない。

2 当事者は、 適切かつ迅速な審理及び審判の実現のため、 事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。

(疎明)

第五十七条 疎明は、 即時に取り調べることができる資料によってしなければならない。

(家庭裁判所調査官による事実の調査)

第五. 十八条 家庭裁判所は、 家庭裁判所調 芸官に事実の調査をさせることができる。

2 急迫の事情があるときは、 裁判長が、 家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

- 3
- 家庭裁判所調査官は、 事実の調査の結果を書面又は口頭で家庭裁判所に報告するものとする。
- 4 家庭裁判所調査官は、 前項の規定による報告に意見を付することができる。

(家庭裁判所調査官の期日への立会い等)

第五十九条 家庭裁判所は、 必要があると認めるときは、 家事審判の手続 の期日に家庭裁判所調査官を立ち

会わせることができる。

2 家庭裁判所は、 必要があると認めるときは、 前項の規定により立ち会わせた家庭裁判所調査官に意見を

述べさせることができる。

3 家庭裁判所は、 家事審判事件の処理に関し、 事件の関係人の家庭環境その他の環境の調整を行うために

必要があると認めるときは、 家庭裁判所調査官に社会福祉機関との連絡その他の措置をとらせることがで

きる。

4 急迫 の事情があるときは、 裁判長が、 前項の措置をとらせることができる。

(裁判所技官による診断等)

第六十条 家庭裁判所は、 必要があると認めるときは、 医師である裁判所技官に事件の関係人の心身の状況

について診断をさせることができる。

2 第五十八条第二項から第四項までの規定は前項の診断について、 前条第一項及び第二項の規定は裁判所

技官の期日への立会い及び意見の陳述について準用する。

(事実の調査の嘱託等)

第六十一条 家庭裁判所は、 他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事実の調査を嘱託することができる。

2 前項の規定による嘱託により職務を行う受託裁判官は、 他の家庭裁判所又は簡易裁判所において事実の

調査をすることを相当と認めるときは、 更に事実の調 査 0 嘱託をすることができる。

3 家庭裁判所は、 相当と認めるときは、 受命裁判官に事実の調査をさせることができる。

4 前三項の規定により受託裁判官又は受命裁判官が事実の調査をする場合には、家庭裁判所及び裁判長の

職務は、その裁判官が行う。

(調査の嘱託等)

第六十二条 家庭裁判所は、 必要な調査を官庁、 公署その他適当と認める者に嘱託 Ļ 又は銀行、 信託会社

関係人の使用者その他の者に対し関係人の預金、 信託財産、 収入その他の事項に関して必要な報告を求

めることができる。

(事実の調査の通知)

第六十三条 家庭裁判所は、 事実の調査をした場合において、その結果が当事者による家事審判の手続の追

行に重要な変更を生じ得るものと認めるときは、 これを当事者及び利害関係参加人に通知しなければなら

ない。

(証拠調べ)

第六十四条 家事審判の手続における証拠調べについては、 民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節まで

の規定 (同法第百七十九条、 第百八十二条、 第百八十七条から第百八十九条まで、 第二百七条第二項、 第

百八条、 第二百二十四条 (同法第二百二十九条第二項及び第二百三十二条第一項において準用する場合

を含む。) 及び第二百二十九条第四項の規定を除く。) を準用する。

- 2 前項に お いて準用する民事 訴訟法の規定による即時抗告は、 執行停 止 の効力を有する。
- 3 当事者が 次の各号のいずれかに該当するときは、 家庭裁判所は、 二十万円以下の過料に処する。
- 第一 項において準用する民事訴訟法第二百二十三条第一項 (同法第二百三十一条において準用する場

合を含む。)の規定による提出の命令に従わないとき、 又は正当な理由なく第一項において準用する同

法第二百三十二条第一項において準用する同法第二百二十三条第一項の規定による提示の命令に従わな

いとき。

書証を妨げる目的で第一項において準用する民事訴訟法第二百二十条 (同法第二百三十一条において

準用する場合を含む。) の規定により提出の義務がある文書 (同法第二百三十一条に規定する文書に準

ずる物件を含む。)を滅失させ、 その他これを使用することができないようにしたとき、 又は検証 を妨

げる目的で検証の目的を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたとき。

当事者が次の各号のいずれかに該当するときは、家庭裁判所は、十万円以下の過料に処する。

4

正当な理由なく第一項において準用する民事訴訟法第二百二十九条第二項 (同法第二百三十一条にお

いて準用する場合を含む。) において準用する同法第二百二十三条第一項の規定による提出の命令に従

わないとき。

対照 の用に供することを妨げる目的で対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他 の物件を

滅失させ、その他これを使用することができないようにしたとき。

第一 項において準用する民事訴訟法第二百二十九条第三項 (同法第二百三十一条において準 用する場

合を含む。)の規定による決定に正当な理由なく従わないとき、又は当該決定に係る対照の用 に供すべ

き文字を書体を変えて筆記したとき。

5 家庭裁判所は、 当事者本人を尋問する場合には、 その当事者に対し、 家事審判の手続の期日に出頭する

ことを命ずることができる。

6 民事 訴 訟法第百九十二条から第百 九十四条までの規定は 前項の規定により出 頭を命じられた当事 者が E

当な理由なく出頭しない場合について、 同法第二百九条第 項及び第二項の規定は出頭した当事者が正当

な理由なく宣誓又は陳述を拒んだ場合について準用する。

第五款 家事審判の手続における子の意思の把握等

第六十五条 家庭裁 判所は、 親子、 親権又は未成年後見に関する家事審判その他未成年者である子 (未成年

被後見人を含む。 以下この条において同じ。) がその結果に より影響を受ける家事審判 の手 続 に お V) ては

子の 陳述の聴取、 家庭 裁判 所調. 査官による調査その他 の適切 な方法により、子の意思を把握するように

努め、 審判をするに当たり、 子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならない。

第六款 家事調停をすることができる事項についての家事審判の手続の特則

(合意管轄)

第六十六条 別表第二に掲げる事項についての審判事件は、 この法律の他の規定により定める家庭裁判所の

ほ か、 当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄に属する。

民事訴訟法第十一条第二項及び第三項の規定は、

前項の合意について準用する。

(家事 審 判の申立 書の写しの送付等) 2 ·

第六十七条 別表第二に掲げる事項についての家事審判の申立てがあった場合には、 家庭裁判所は、 申立て

が不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き、 家事審判の申立書の写しを相手

方に送付しなければならない。 ただし、 家事審判の手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められる

ときは、 家事 審判の申立てがあったことを通知することをもって、 家事審判の申立書の写しの送付に代え

ることができる。

2 第四十九条第四項から第六項までの規定は、 前項の規定による家事審判の申立書の写しの送付又はこれ

に代わる通知をすることができない場合について準用する。

3 裁判長は、 第一 項の規定による家事審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納を相

当の期間を定めて申立人に命じた場合において、 その予納がないときは、 命令で、 家事審判の申立書を却

下しなければならない。

4 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

(陳述の聴取)

第六十八条 家庭 裁判所は、 別表第二に掲げる事項についての家事審判の手続に お いては、申立てが不適法

であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き、 当事者 の陳述を聴かなければならない。

2 前項の規定による陳述の聴取は、 当事者の申出があるときは、 審問の期日においてしなければならない。

(審問の期日)

第六十九条 別表第二に掲げる事項についての家事審判の手続においては、 家庭裁判所が審問 の期日を開 VI

て当事 者の陳述を聴くことにより事実の 調査をするときは、 他の当事者は、 当該期日に立ち会うことがで

きる。 ただし、 当該他の当事者が当該期日に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがある

と認められるときは、この限りでない。

(事実の調査の通知)

第七十条 家庭裁判所は、 別表第二に掲げる事項についての家事審判の手続において、 事実の調査をしたと

きは、 特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならな

ر يا

(審理の終結)

第七十一条 家庭裁判所は、 別表第二に掲げる事項についての家事審判の手続においては、 申立てが不適法

であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き、 相当の猶予期間を置いて、 審理を終結す

る日を定めなければならない。ただし、 当事者双方が立ち会うことができる家事審判の手続の期日に おい

ては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができる。

(審判日)

第七十二条 家庭裁判所は、 前条の規定により審理を終結したときは、 審判をする日を定めなければならな

V)

第七款 審判等

(審判)

第七十三条 家庭裁判所は、 家事審判事件が裁判をするのに熟したときは、 審判をする。

2 家庭裁判所は、 家事審判事件の一部が裁判をするのに熟したときは、 その一部について審判をすること

が できる。 手続 の併合を命じた数個の家事審判事件中その一 が裁判をするのに熟したときも、 同様とする。

(審判の告知及び効力の発生等)

第七十四条 審判は、 特別の定めがある場合を除き、 当事者及び利害関係参加人並びにこれらの者以外の審

判を受ける者に対し、 相当と認める方法で告知しなければならない。

2 ける者が数人あるときは、 審判 (申立てを却下する審判を除く。)は、 そのうちの一人)に告知することによってその効力を生ずる。 特別の定めがある場合を除き、 審判を受ける者 ただし、 (審判を受 即時抗

告をすることができる審判は、 確定しなければその効力を生じない。

- 3 申立てを却下する審判は、 申立 人に告知することによってその効力を生ずる。
- 4 審判は、 即時抗告の期間 の満了 前には確定しないものとする。
- 5 審判の確定は、 前項の期間内にした即時抗告の提起により、 遮断される。

(審判の執行力)

第七十五条 金銭の支払、 物の引渡し、 一登記義務の履行その他の給付を命ずる審判は、 執行力のある債務名

義と同一の効力を有する。

(審判の方式及び審判書)

第七十六条 審判は、 審判書を作成してしなければならない。 ただし、 即時抗告をすることができない審判

については、 家事審判の申立書又は調書に主文を記載することをもって、 審判書の作成に代えることがで

きる。

2 審判書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一主文

二 理由の要旨

三 当事者及び法定代理人

四 裁判所

(更正決定)

第七十七条 審判に計算違い、 誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、 家庭裁判所は、 申立て

により又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

- 2 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。
- 3 更正決定に対しては、 更正後の審判が原審判であるとした場合に即時抗告をすることができる者に限り

、即時抗告をすることができる。

- 4 第一 項の申立てを不適法として却下する裁判に対しては、 即時抗告をすることができる。
- 5 審判に対し適法な即時抗告があったときは、 前二項の即時抗告は、することができない。

(審判の取消し又は変更)

第七十八条 家庭裁判所は、 審判をした後、 その審判を不当と認めるときは、 次に掲げる審判を除き、 職権

で、これを取り消し、又は変更することができる。

- 申立てによっての み審判をすべき場合において申立てを却下した審判
- 二 即時抗告をすることができる審判

2

審判が確定した日から五年を経過したときは、 家庭裁判所は、 前項の規定による取消し又は変更をする

ことができない。 ただし、 事情の変更によりその審判を不当と認めるに至ったときは、 この限りでない。

3 家庭裁判所は、 第一項の規定により審判の取消し又は変更をする場合には、 その審判における当事者及

びその他の審判を受ける者の陳述を聴かなければならない。

4 第一項の規定による取消し又は変更の審判に対しては、 取消し後又は変更後の審判が原審判であるとし

た場合に即時抗告をすることができる者に限り、 即時抗告をすることができる。

(審判に関する民事訴訟法の準用)

第七十九条 民事訴訟法第二百四十七条、 第二百五十六条第一項及び第二百五十八条 (第二項後段を除く。

の規定は、 審判について準用する。この場合において、 同法第二百五十六条第一項中「言渡し後」とあ

るのは、 「審判が告知を受ける者に最初に告知された日から」と読み替えるものとする。

(中間決定)

第八十条 家庭裁判所は、 審判の 前提となる法律関係の争いその他中間の争いについて、 裁判をするのに熟

したときは、中間決定をすることができる。

2 中間決定は、裁判書を作成してしなければならない。

(審判以外の裁判)

第八十一条 家庭裁判所は、 家事審判の手続においては、 審判をする場合を除き、 決定で裁判をする。この

場合には、 第七十三条から第七十九条まで (第七十四条第二項ただし書、第七十六条第一項及び第七十八

条第三項を除く。) の規定を準用する。

家事 審判の手続の指揮に関する裁判は、 いつでも取り消すことができる。

2

3 審判以外の 裁 判は、 判事補が が単独ですることができる。

第八款 取下げによる事件の終了

(家事審判の申立ての取下げ)

第八十二条 家事審判の申立ては、 特別の定めがある場合を除き、 審判があるまで、その全部又は一部を取

り下げることができる。

2 別表第二に掲げる事項についての家事審判の申立ては、 審判が確定するまで、 その全部又は一 部を取り

下げることができる。 ただし、 申立ての取下げは、 審判がされた後にあっては、 相手方の同意を得なけれ

ば、 その効力を生じない。

3 前項ただし書及び第百五十三条 (第百九十九条において準用する場合を含む。) の規定により申 立

ての

取下げについて相手方の同意を要する場合においては、 家庭裁判所は、 相手方に対し、 申立ての取下げが

あったことを通知しなければならない。 ただし、 申立ての取下げが家事審判の手続の期日において口頭で

された場合において、 相手方がその期日に出頭したときは、 この限りでない。

4 前項本文の規定による通知を受けた日 「から二 一週間 以内に 相手方が異議を述べ ないときは、 申立. ての取下

げ に同意したものとみなす。 同項ただし書の 規定による場合にお いて、 申立ての 取下げがあっ た日 から二

週間以内に相手方が異議を述べないときも、同様とする。

5 民事 ・訴訟法第二百六十一条第三項及び第二百六十二条第一項の規定は、 家事審判の申立ての取下げにつ

V て準用する。 この場合において、 同法第二百六十一条第三項ただし書中「口頭弁論、 弁論準備手続又は

和 解 め 期日 (以下この章におい 7 「口頭弁論等の期日」 という。) _ とあるのは、 「家事審判の手続 の期

日」と読み替えるものとする。

(家事審判の申立ての取下げの擬制)

第八十三条 家事審判の申立人 (第百五十三条 (第百九十九条において準用する場合を含む。 の規定によ

し り申 ないで退席をしたときは、 を受けた家事審判の手続の期日に出頭せず、 立ての取下げについて相手方の同意を要する場合にあっては、 家庭裁判所は、 申立ての取下げがあったものとみなすことができる。 又は呼出しを受けた家事審判の手続の期日において陳述を 当事者双方) が、 連続して二回 呼出

第九款 高等裁判所が第一審として行う手続

第八十四 び第四 項 第三項まで 十五条の に代わる裁判 单 第四 同 節 審判」 条 項を除く。 十九条第三項、 \mathcal{O} 規定を除く。 規定 高等裁 (第二項ただし書を除く。)、 とあるの の結果」 (第五 判所が第一 一十八条、 بح 第五十六条第二項、 は 第七十九条、 中 審判 第五 「家庭裁判所」 審として家事 第五十九 に代 十八条第 第八十条第一 わ 条第 る裁判」 とあるのは 事割の 第六十五条、 項、 第七十五条、 項から第三項まで、 第五· 논 項、 手続を行う場合におけるこの節 第四 十九条第 第八十一条第一項並 「高等裁判所」 第七十七条第一項、第七十八条 第七十二条、 十二条第二項中 項かり 第六十一 ら第三項まで、 Ł 第七十三条、 審判 第三十九条、 条第一 びに第八十二条第一 . の 項及び 結 の規定の適用 第七 第六十 果 第二項 第四· とある 十四条第 (第一項第二号及 条第 干七 項及び 0) 並 に は びに つい 条第六項 項から 項及び 「審判 第二 第六 ては

第六十五条中

「家庭裁判所は」とあるのは

「高等裁判所は」と、

第五十八条第三項中

「家庭裁判所に」

لح

あるのは 「高等裁判所に」と、 第七十六条中「審判書」とあるのは 同項ただし書中「即時抗告をすることができない審判」 「裁判書」と、 同条第一項中 「審判は とある

のは とあるのは 「家庭裁判所の審判であるとした場合に即時抗告をすることができない審判に代わる裁判」と、 「審判に代わる裁判は」と、 第七

十八条第一項第二号中 「即時抗告をすることができる審判」とあるのは 「家庭裁判所の審判であるとした

場合に即時抗告をすることができる審判に代わる裁判」とする。

2 第四 于 条及び第四十八条の規定は、 高等裁判所が第一審として家事審判の手続を行う場合については、

第二節 不服申立て

適用しない。

第一款 審判に対する不服申立て

第一目 即時抗告

、即時抗告をすることができる審判)

第八十五条 審判に対しては、 特別の定めがある場合に限り、 即時抗告をすることができる。

2 手続費用の負担の裁判に対しては、 独立して即時抗告をすることができない。

(即時抗告期間)

第八十六条 審判に対する即時抗告は、 特別の定めがある場合を除き、 二週間の不変期間内にしなければな

らない。 ただし、 その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

2 即時 抗告の期間 は、 特別の定めがある場合を除き、 即時抗告をする者が、 審判の告知を受ける者である

場合に あ Ó てはその者が 審判の告知を受けた日 カゝ Ď 審判 の告知を受ける者でない場合にあっては 申 $\frac{1}{\sqrt{L}}$ 人

が審判 の告知を受けた日 (二以上あるときは、 当該日のうち最も遅い日) から、 それぞれ進行する。

(即時抗告の提起の方式等)

第八十七条 即時抗告は、 抗告状を原裁判所に提出してしなければならない。

2 抗告状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 原審判の表示及びその審判に対して即時抗告をする旨

3 即 時 抗 告が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは、 原裁判所は、 これ

を却下しなければならない。

- 4 前項の規定による審判に対しては、 即時抗告をすることができる。
- 5 前項の 即時抗告は、 週間の不変期間内にしなければならない。 ただし、 その期間前に提起した即 時抗

告の効力を妨げない。

6 第四 + 九条第四項及び第五項の規定は、 抗告状が第二項の規定に違反する場合及び民事訴訟費用等に関

する法 律 の規定 に 従い即時抗告 の提起の手数料を納付しない場合について準用する。

(抗告状の写しの送付等)

第八十八条 審判に対する即時抗告があった場合には、 抗告裁判所は、 即時抗告が不適法であるとき又は即

時抗告に理 由がないことが明らかなときを除き、 原審における当事者及び利害関係参加人 (抗告人を除く

- に対し、 抗告状の写しを送付しなければならない。 ただし、 抗告審における手続の円滑な進行を妨げ
- るおそれがあると認められる場合には、 即時抗告があったことを通知することをもって、 抗告状の写しの

送付に代えることができる。

2 裁判[長 は、 前項の規定による抗告状の写 しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納を相当 0) ·期間· を定

めて抗告人に命じた場合において、 その予納がないときは、 命令で、 抗告状を却下しなければならない。

(陳述の聴取)

第八十九条 抗告裁判所は、 原審における当事者及びその他の審判を受ける者(抗告人を除く。) の陳述を

聴かなければ、原審判を取り消すことができない。

2 別表第二に掲げる事項についての審判事件においては、 抗告裁判所は、即時抗告が不適法であるとき又

は即時抗告に理 曲 がないことが明らかなときを除き、 原審における当事者 (抗告人を除く。 の陳述を聴

かなければならない。

(原裁判所による更正)

第九十条 原裁判所は、 審判に対する即時抗告を理由があると認めるときは、その審判を更正しなければな

らない。 ただし、 別表第二に掲げる事項についての審判については、 更正することができない。

(抗告裁判所による裁判)

第九十一 条 抗告裁判所は、 即時抗告について決定で裁判をする。

2 抗告裁判所は、 即時抗告を理 由があると認める場合には、 家事審判事件について自ら審判に代わる裁判

をしなければならない。 ただし、第九十三条第三項において準用する民事訴訟法第三百七条又は第三百八

条第一項の規定により事件を第一審裁判所に差し戻すときは、 この限りでない。

(原審の管轄違いの場合の取扱い)

第九十二条 抗告裁判所は、 家事審判事件 (別表第二に掲げる事項についての審判事件を除く。) の全部又

は 部 が 原裁判 所の管轄に属しないと認める場合には、 原審判を取り消さなければならない。 ただし、 原

審に おける審 理 の経過、 事 存 \mathcal{O} 性 質 抗告の 理 由等に照らして原審判を取 り消さないことを相当とする特

別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 抗告裁判所は、 家事 審判事件が管轄違いであることを理由とし て原審判を取り消すときは、

管轄権を有する家庭裁判所に移送しなければならない。

(家事審判の手続の規定及び民事訴訟法の準用等)

第九十三条 審判に 対する即時抗告及びその抗告審に関する手続については、 特別の定めがある場合を除き

前節 第 款 力 b 第八款までの規定 (第四十条、 第四 十一 条第四項、 第四 十二条第六項、 第四 十三条第二

項、 第四十 四 条第二項、 第四十-Ė 条第八項から第十項 (まで、 第四十八条、 第四 干 九条第六項、 第六十六条

第六十七条第四項、 第七十四条第二項ただし書、 第四 項及び第五項、第七十六条第一項ただし書、 第七

その事件を

十七条第三項から第五項まで、 第七十八条第四項、 第八十一条第三項並びに第八十三条の規定を除く。)

第四 |節の規定 (第百五条第二項、第百十条、 第百十一条及び第百十三条の規定を除く。)及び次章の規

定 第一項第二号中 (家庭裁判所の管轄及び即時抗告に関する規定を除く。) を準用する。この場合において、第七十八条 「即時抗告をすることができる審判」とあるのは、 「家庭裁判所の審判であるとした場合

に即時抗告をすることができる審判に代わる裁判」と読み替えるものとする。

2 抗告裁判所は、 第八十八条第 項の規定による抗告状の写しの送付及びこれに代わる即時抗告が あった

ことの通知をすることを要しないときは、 前項において準用する第七十一条の規定による審理の終結の手

続を経ることなく、 即時抗告を却下し、 又は棄却することができる。

3 民事 訴訟法第二百八十三条、 第二百八十四条、 第二百九十二条、第二百九十八条第一項、第二百九十九

条第一項、 第三百二条、 第三百三条及び第三百五条から第三百八条までの規定は、 審判に対する即時抗告

及びその抗告審に関する手続に つい て準用する。 この場合において、 同法第二百九十二条第二項中 「第二

百六十一 条第三項、 第二百六十二条第一項及び第二百六十三条」 とあ るのは 「家事事件手続法第八十二条

第五項及び第八十三条」と、同法第三百三条第五項中「第百八十九条」とあるのは 「家事事件手続法第二

百九十一条」と読み替えるものとする。

第二目 特別抗告

(特別抗告をすることができる裁判等)

第九十四条 家庭裁判所の審判で不服を申し立てることができないもの及び高等裁判所の家事審判事件につ

١Ų ての決定に対しては、 その裁判に憲法の解釈 の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とす

るときに、 最高裁判所に特に抗告をすることができる。

前項の抗告 (以 下 「特別抗告」という。) が係属する抗告裁判所は、 抗告状又は抗告理由書に記載され

た特別抗告の理由についてのみ調査をする。

2

(原裁判 の執行停 止

第九十五条 特別抗告は、 執行停止 の効力を有しない。 ただし、 前条第二項の抗告裁判所又は原裁判所は、

申 立てにより、 担保を立てさせて、 又は立てさせないで、 特別抗告について裁判があるまで、 原裁判の執

行の停止 その他必要な処分を命ずることができる。

2

前項ただし書の規定により担保を立てる場合において、 供託をするには、 担保を立てるべきことを命じ

た裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。

3 民事 訴訟法第七十六条、 第七十七条、 第七十九条及び第八十条の規定は、 前項の担保について準用する。

(即時抗告の規定及び民事訴訟法の準用)

第九十六条 第八十六条第二項、 第八十七条から第八十九条まで、 第九十一条第一 項及び第九十三条の規定

は、 特 別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。 この場合に お ķ١ て、 第八十七条第六項中

及び第五 項」 とあるの は、 「から第六項まで」 と読み替えるものとする。

第三百十五条、

第三百十六条

(第一項第一号を除く。)、

第三百二十

2

民事

訴訟法第三百十四条第二項、

条第一項、 第三百二十二条、 第三百二十五条第一項前段、 第二項、 第三項後段及び第四項、 第三百二十

六条並びに第三百三十六条第二項の規定は、 特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。こ

の場合において、 同法第三百十四 条第二項中 「前条に おい て準用する第二百八十八条及び第二百八十九条

第二項」 とあるのは 「家事事件手 ·続法第九十六条第一 項に ぉ いて読み替えて準用する同法第八十七 条第六

項」と、 同法第三百十六条第二項中 「対しては」とあるのは 「対しては、 週間 の不変期間内に」 同

法第三百二十二条中「前二条」とあるのは 「家事事件手続法第九十四条第二項の規定及び同法第九十六条

第二項において準用する第三百二十一条第一項」と、 同法第三百二十五条第一項前段及び第二項中 「第三

百十二条第一項又は第二項」とあるのは 「家事事件手続法第九十四条第一項」と、 同条第三項後段中

の場合」 とあるのは 「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」 と 同条第四項中 「前項」 とあ

る のは 「差戻し又は移送を受けた裁判所」 と読み替えるものとする。

第三目 許可抗告

(許可抗告をすることができる裁判等)

第九十七条 高等裁判所の家事審判事件についての決定 (次項の申立てについての決定を除く。) に対して

は、 第九十四条第一項の規定による場合のほか、 その高等裁判所が次項の規定により許可したときに限り

最高 裁判所に特に抗告をすることができる。 ただし、 その決定が家庭裁判所の審判であるとした場合に

即時抗告をすることができるものであるときに限る。

2 前項 \mathcal{O} 高等裁判 所は、 同項の決定について、 最高裁 判所の判例 (これがない場合にあっては、 大審院又

は 上告裁 判所若しくは抗告裁判所である高等裁判 所 \bigcirc 判例) と相反する判断がある場合その他 0 法 令 の解

釈に関する重要な事項を含むと認められる場合には、 申立てにより、 抗告を許可しなければならない。

- 3 前項の申立てにおいては、 第九十四条第一項に規定する事由を理由とすることはできない。
- 4 第二項の規定による許可があった場合には、 第一項の抗告(以下この条及び次条第一項において

抗告」 という。) があったものとみなす。

5 許可抗告が係属する抗告裁判 所は、 第二項の規定による許可の申立書又は同項の申立てに係る理由書に

記載され た許 可抗告の 理由 に 9 7 ての み調査をする。

係属する抗告裁判 裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、

定を破棄することができる。

6

許可

抗告が

荕

は、

、即時抗告等の規定及び民事訴訟法の準用)

第九十八条 第八十六条第二項、 第八十七条 (第四項及び第五項を除く。)、第八十八条、 第八十九条、 第

九 十一条第一項、 第九十三条及び第九十五条の規定は、 許可抗告及びその抗告審に関する手続に うい て準

用する。 この場合において、 第八十六条第二項、 第八十七条第 項、 第二項第二号及び第三項、 第八十八

条第 項並 び に第八十九条第二項中 「即時抗告」 とあ ŋ́, 第八十七条第六項中 「即時抗告 [の提 起 とあ 1)

並び に第九十五条第一 項本文中 「特別抗告」 とあるのは 「第九十七条第二項の申立て」と、 第八十七条

原決

中 第一項、 二項の規定による許可の申立書」と、第九十一条第一項並びに第九十三条第一項前段、 「即時抗告」とあり、 第二項及び第六項、 並びに第九十五条第一項ただし書中「特別抗告」とあるのは 第八十八条並びに第九十三条第二項中 「抗告状」とあるのは 「許可抗告」 第二項及び第三項 「第九十七条第 と読み

替えるものとする。

2 第三百二十一条第一項、 十八条第三項の規定は前条第二項の規定による許可をする場合について、 民 事 訴 訟法第三百十五条及び第三百三十六条第二項の規定は前条第二項の申立てについて、 第三百二十二条、 第三百二十五条第一項前段、 第二項、 同法第三百十八条第四 第三項後段及び第四 同法第三百 項 項 並

٤, びに第三百二十六条の規定は前条第二項の規定による許可があった場合について準用する。 十八条第二項に V١ て、 第三百十二条第一項又は第二項」 同法第三百二十二条中 同法第三百十八条第四項後段中「第三百二十条」とあるのは おいて準用する第三百二十一条第一項」 「前二条」 とあるのは とあるのは 「家事事件手続法第九十七条第二項」 「家事 ۲, 事件手続法第九十七条第五項の規定及び 同法第三百二十五条第一 「家事事件手続法第九十七条第五項」 と 項前段及び 同 この場合にお 条第三項 第二項中 同法第九 後段

中

「この場合」とあるのは

「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、

同条第四項中

「前項

とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

第二款 審判以外の裁判に対する不服申立て

(不服申立ての対象)

第九十九条 審判以外の裁判に対しては、 特別の定めがある場合に限り、 即時抗告をすることができる。

(受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対する異議)

第百条 受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対して不服がある当事者は、 家事審判事件が係属している裁判

所に異議の申立てをすることができる。ただし、 その裁判が家庭裁判所の裁判であるとした場合に即時抗

告をすることができるものであるときに限る。

2 前項の異議の申立てについての裁判に対しては、 即時抗告をすることができる。

(即時抗告期間等)

第百一条 審判以外の裁判に対する即時抗告は、 週間の不変期間内にしなければならない。 ただし、 その

期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

2

前項の即時抗告は、 特別の定めがある場合を除き、 執行停止の効力を有しない。 ただし、抗告裁判所又

は原 裁判所は、 申立てにより、 担保を立てさせて、 又は立てさせないで、 即時抗告について裁判があるま

で、 原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができる。

3 第九十五条第二項及び第三項の規定は、 前項ただし書の規定により担保を立てる場合における供託及び

担保について準用する。

(審判に対する不服申立ての規定の準用)

第百二条 前款 の規定 (第八十五条第一 項、 第八十六条第一 項並びに第八十八条及び第八十九条 (これらの

規定を第九十六条第一項及び第九十八条第一項において準用する場合を含む。) の規定を除く。 は、 裁

判所、 裁判官又は裁判長がした審判以外の裁判に対する不服申立てについて準用する。

第三節 再審

(再審)

第百三条 確定した審判その他 の裁判 (事件を完結するものに限る。 第五項において同じ。)に対しては、

再審の申立てをすることができる。

2

再審 の手続には、 その性質に反しない限り、 各審級における手続に関する規定を準用する。

3 民事訴訟法第四編の規定 (同法第三百四十一条及び第三百四十九条の規定を除く。) は、 第一 項の

再審

の申立て及びこれに関する手続について準用する。この場合において、 同法第三百四十八条第一項中 示不

服申立ての限度で、 本案の審理及び裁判をする」とあるのは、 「本案の審理及び裁判をする」と読み替え

るものとする。

4 前項にお いて準用する民事訴訟法第三百四十六条第一 項の再審開始の決定に対する即時抗告は、 執行停

止の効力を有する。

5 第三項において準用する民事訴訟法第三百四十八条第二項の規定により審判その他の裁判に対する再審

0 申立てを棄却する決定に対しては、 当該審判その他の裁判に対し即時抗告をすることができる者に限り

即時抗告をすることができる。

(執行停止の裁判)

第百四条 裁判所は、 前条第一 項の再審の申立てがあった場合において、 不服の理由として主張し た事情が

法 、律上理由があるとみえ、 事実上 の点につき疎明が あり、 つ、 執行により償うことができない 損害が生

ずるおそれがあることにつき疎明があったときは、 申立てにより、 担保を立てさせて、若しくは立てさせ

ないで強制執行の一時の停止を命じ、 又は担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることがで

きる。

2 前項の規定による申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3 第九十五条第二項及び第三項の規定は、 第一項の規定により担保を立てる場合における供託及び担保に

ついて準用する。

第四節 審判前の保全処分

(審判前の保全処分)

第百五条 本案の家事審判事件 (家事審判事件に係る事項について家事調停の申立てがあった場合にあって

は、 その家事調停事件) が係属する家庭裁判所は、 この法律の定めるところにより、 仮差押え、 仮処分、

財産 の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずる審判をすることができる。

2 本案の家事審判事件が高等裁判所に係属する場合には、 その高等裁判所が、 前項の審判に代わる裁判を

する。

(審判前の保全処分の申立て等)

第百六条 審判前の保全処分(前条第一項の審判及び同条第二項の審判に代わる裁判をいう。以下同じ。

O申立ては、 その趣旨及び保全処分を求める事由を明らかにしてしなければならない。

2 審判前 の保全処分の申立人は、 保全処分を求める事由を疎明しなければならない。

(前条第二項の場合にあっては、 高等裁判所) は、 審判前 の保全処分の申立てがあった場合

3

家庭裁判所

に おい て、 必要が あると認めるときは、 職権 で、 事 実の)調査及 び証拠調べ をすることができる。

4 審判 前 0 保全処分の申立ては、 審判前の保全処分があった後であっても、 その全部又は 部を取り下げ

ることができる。

(陳述の聴取)

第百七条 審判前 の保全処分のうち仮の地位を定める仮処分を命ずるものは、 審判を受ける者となるべき者

 \mathcal{O} 陳述を聴かなけ れば、 することができない。 ただし、 その陳述を聴く手続を経ることにより保全処分の

目 的を達することができない事情があるときは、 この限りでない。

記 録 0) 閲覧等)

第百八条 家庭裁判所 (第百五条第二項の場合にあっては、 高等裁判所) は、 第四十七条第三項の規定にか

かわらず、 審判 前の保全処分の事件について、 当事者から同条第一項又は第二項の規定による許可の申 立

てがあった場合には、 審判前の保全処分の事件における審判を受ける者となるべき者に対し、 当該事件が

係属したことを通知し、 又は審判前の保全処分を告知するまでは、 相当と認めるときに限り、 これを許可

することができる。

(審判)

第百九条 審判前の保全処分は、疎明に基づいてする。

2. 審判 前 の保全処分については、 第七十四条第二項ただし書の規定は、

3 審判前 の保全処分の執行及び効力は、 民事保全法 (平成元年法律第九十一号) その他の仮差押え及び仮

処分の執行及び効力に関する法令の規定に従う。 この場合において、 同法第四十五条中 「仮に差し押さえ

るべき物又は係争物 に係る事項について家事 の所在地を管轄する地方裁判所」 調停の申立てが あった場合にあっては、 とあるのは、 その家事調停事件) 「本案の家事 審判事 が 侔 係属している家庭 (家事 審 判事件

裁判所 (当該家事審判事件が高等裁判所に係属しているときは、 原裁判所) とする。

(即時抗告)

適用しない。

第百十条 審判前の保全処分 (第百五条第二項の審判に代わる裁判を除く。 次項において同じ。) の申立人

は、 申立てを却下する審判に対し、 即時抗告をすることができる。ただし、次に掲げる保全処分の申立て

を却下する審判については、この限りでない。

第百二十六条第一項 (第百三十四条第一項及び第百四十三条第一項において準用する場合を含む。)

第百二 五十八条第一項 (第二百四十二条第三項において準用する場合を含む。) 及び第二百条第一 項の

規定による財産の管理者の選任又は財産の管理等に関する指示の保全処分

第百二十七条第一項(第百三十五条、 第百四十四条、 第百八十一条及び第二百二十五条第一項に お

て準用する場合を含む。)、第百六十六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)、 第百

七十四条第一項 (第二百四十二条第三項において準用する場合を含む。)、第百七十五条第三項及び第

二百十五条第一項の規定による職務代行者の選任の保全処分

2 本案の家事審判の申立てについての審判 (申立てを却下する審判を除く。) に対し即時抗告をすること

ができる者は、 審判前の保全処分 (前項各号に掲げる保全処分を命ずる審判を除く。) に対し、 即時抗告

をすることができる。

(即時抗告に伴う執行停止)

第百十一条 前条第二項の規定により即時抗告が提起された場合において、 原審判の取消しの原因となるこ

とが明らか な事情及び原審判の執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあることについて疎

明が、 あったときは、 抗告裁判所は、 申立てにより、 即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの 間、 担

保を立てさせて、 若しくは担保を立てることを条件として、 若しくは担保を立てさせない で原審判 の執行

の停止を命じ、 又は担保を立てさせて、 若しくは担保を立てることを条件として既にし た執 行処 分 0 取 消

L を命ずることができる。 審判前の保全処分の事件の記録が家庭裁判所に存する間は、 家庭裁判所も、

れらの処分を命ずることができる。

2 第百六条第二項及び第三項の規定は、 前項の申立てについて準用する。

(審判前の保全処分の取消し)

第百十二条 審判前 の保全処分が 確定した後に、 保全処分を求める事 由 一の消 滅その他 の事 情の変更があると

きは、 本案の家事審判 事 件 (家事 審判事件に係る事項につい て家事 ,調停の 申立てが あっ た場合に あ 0 ては

その家事 調停事件) が係属する家庭裁判所又は審判前の保全処分をした家庭裁判所は、 本案の家事 審判

の申立てについての審判 (申立てを却下する審判を除く。) に対し即時抗告をすることができる者の申立

てにより又は職権で、 審判前の保全処分の取消しの審判をすることができる。

2 本案の家事審判事件が高等裁判所に係属する場合には、その高等裁判所が、 前項の審判前の保全処分の

取消しの審判に代わる裁判をする。

3 第百六条並 びに第百九条第一項及び第二項の規定は、 第一 項の審判前の保全処分の取消 L の審判及び前

項の裁判について準用する。

(即時抗告等)

第百十三条 前条第一項の審判前の保全処分の取消しの審判の申立人は、申立てを却下する審判(第百十条

第一 項各号に掲げる保全処分の取消しの申立てを却下する審判を除く。)に対し、 即時抗告をすることが

できる。

2 審判前 の保全処分の申立人は、 前条第一 項の審判前の保全処分の取消し の審判 (第百十条第一 項各号に

掲げる保全処分の取消しの審判を除く。) 及び第百十五条において準用する民事保全法第三十三条の規定

による原状回復の審判に対し、即時抗告をすることができる。

第百十一条の規定は、 前二項の規定による即時抗告に伴う執行停止について準用する。

(調書の作成)

3

第百十四条 裁判所書記官は、 審判前の保全処分の手続の期日について、 調書を作成しなければならない。

ただし、 裁判長においてその必要がないと認めるときは、 この限りでない。

2 審 判前 の保全処分の手続については、 第四十六条の規定は、 適用 Ü ない。

(民事保全法の準用)

第百十五条 民事保全法第四条の規定は審判前の保全処分に関する手続における担保について、 同法第十四

第十五条及び第二十条から第二十四条まで(同法第二十三条第四項を除く。)の規定は審判 前 の保全

処分について、同法第三十三条の規定は審判前の保全処分の取消しの裁判について、 同法第三十四条の規

定は第百十二条第一 項の審判前の保全処分の取消 しの審判について準用する。

第五節 戸籍の記載等の嘱託

第百十六条 裁判 所書記官は、 次に掲げる場合には、 最高: 裁判所規則で定めるところにより、 遅滞なく、 戸

籍事務を管掌する者又は登記所に対し、 戸籍の記載又は後見登記等に関する法律 (平成十一 年法律第百五

十二号)に定める登記を嘱託しなければならない。 ただし、 戸籍の記載又は同法に定める登記の嘱託を要

するものとして最高裁判所規則で定めるものに限る。

別表第一に掲げる事項についての審判又はこれに代わる裁判が効力を生じた場合

二 審判前の保全処分が効力を生じ、又は効力を失った場合

第二章 家事審判事件

第一節 成年後見に関する審判事件

(管轄)

第百十七条 後見開始の審判事件 (別表第一の一の項の事項についての審判事件をいう。 次項及び次条第

号において同じ。) は、成年被後見人となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 成年後見に関する審判事件 (別表第一の一 の項から十六の項までの事項についての審判事 件をいう。)

は、 後見開 始 の審判 事件を除き、 後見開: 一始の審判をした家庭裁判所 (抗告裁判所が後見開始 の裁判 をした

場合にあって は、 その 第 審裁判 所である家庭裁 (判所) の管轄に属する。 ただし、 後見開始の審判 事件が

家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

(手続行為能力)

第百十八条 次に掲げる審判事件 (第一号、 第四号及び第六号の審判事件を本案とする保全処分についての

審 判事件を含む。) においては、 成年被後見人となるべき者及び成年被後見人は、第十七条第一 項にお

て準用する民事訴訟法第三十一条の規定に

カュ

<u>"</u>

わらず、

法定代理人によらずに、

自ら

手続行為をすること

ができる。 その者が被保佐人又は被補助 人 (手続行為をすることにつきその補 助 人の 司 意を得ることを要

するも \bar{O} 12 限 る。 で あって、 保佐 人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補 助 監督 人の 同 意 が な

合も、同様とする。

後見開始の審判事件

後見開 始 0) 審判 0 取消し の審判事件 (別表第一の二の項の事項についての審判事件をいう。

成年後見 人の 選 任 の審判事 件 剜 表第 の三の 項 の事 項に つい 7 $\hat{\mathcal{O}}$ 審判事 件をいう。

几 成 年 後 覚 人の 解 任 0) 審 判 事 件 (別 表第 0) 五 0))項の事 項 E つい ての 審判事 件 をい . う。 第百二

一項において同じ。こ

五. 成年後見監督人の選任の審判事件 (別表第一 の六の項の事項についての審判 事件をいう。

六 成年後見監督人の解任の審判事件 (別表第一 の八の項 の事 項についての審判事件をいう。 第百二十七

条第五項において同じ。)

-成年被後見人に関する特別代理人の選任の審判事件 (別表第一の十二の項の事項についての審判事件

をいう。)

八 成年後見 \mathcal{O} 事 務 の監督 $\overset{\cdot}{\mathcal{O}}$ 審判事 件 (別表第 **(**) 十四 の項 の事 項に うい 7 の審判 事 件をいう。

九 第三者が 成年被後見人に与えた財 産 の管理に関する処分 O) 審判 事 件 9 表第 **(**) 十五 \mathcal{O} 項 の事 項に

V 7 の審判 事件をいう。 第百二十五条第一 項及び第二項において同じ。

(精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取)

第百十 九条 家庭裁判 所は、 成年被後見人となるべき者の精 神 の状況につき鑑定をしなければ、 後見開 始の

審判をすることができない。 ただし、 明 Ò カュ にその必要が ない と認めるときは、 この 限 いりでな V)

2 家庭 裁 判 所は、 成年被後見 人の 精 神 0) 状 況 に つき医師 0 意見を聴 カゝ なけ れば、 民法 第十条の 規定に よる

後 見 開 始 0 審 判 \mathcal{O} 取 消 l 0 審判をすることができない。 ただ、 し、 明らかにその必要が な いと認めるときは

この限りでない。

(陳述及び意見の聴取)

第百二十条 家庭裁判所は、 次の各号に掲げる審判をする場合には、 当該各号に定める者 (第一号から第三

号までにあっては、 申立人を除く。) の陳述を聴かなければならない。 ただし、 成年被後見人となるべき

者及び成年被後見人については、 その者の心身の障害によりその者の陳述を聴くことができないときは

この限りでない。

一 後見開始の審判 成年被後見人となるべき者

後見開 始の審判の取消しの審判 (民法第十条の規定による場合に限る。 成年被後見人及び成年後

見 人

 \equiv 成年後見人又は成年後見監督人の選任の審判 成年被後見人となるべき者又は成年被後見人

四 成年後見人の解任の審判 成年後見人

五 成年後見監督人の解任の審判 成年後見監督人

2 家庭裁判所は、 次の各号に掲げる審判をする場合には、 当該各号に定める者の意見を聴かなければなら

ない。

一 成年後見人の選任の審判 成年後見人となるべき者

成年後見監督人の選任の審判 成年後見監督人となるべき者

(申立ての取下げの制限)

第百二十一条 次に掲げる申立ては、 審判がされる前であっても、 家庭裁判所の許可を得なければ、 取り下

げることができない。

一後見開始の申立て

民法第八百四十三条第二項の規定による成年後見人の選任の申立て

三 民法第八百四十五条の規定により選任の請求をしなければならない者による同法第八百四十三条第三

項の規定による成年後見人の選任の申立て

(審判の告知等)

第百二十二条 後見開 始の審判は、 成年被後見人となるべき者に通知しなければならない。 この場合におい

ては、 成年被後見人となるべき者については、 第七十四条第一項の規定は、 適用 ない。

次の各号に掲げる審判は、 第七十四条第一項に規定する者のほか、 当該各号に定める者に告知しなけれ

2

ばならない。

後見開始の審判 民法第八百四十三条第一項の規定により成年後見人に選任される者並びに任意後見

契約に関する法律 (平成十一年法律第百五十号。 以下「任意後見契約法」という。) 第十条第三項 の規

定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

後見開 始 の審 判の)取消 し の審判 成年後見人及び成年後見監督人

(即時抗告)

第百二十三条 次の各号に掲げる審判に対しては、 当該各号に定める者 (第一号にあっては、 申立人を除く

)は、即時抗告をすることができる。

後見開始 の審判 民法第七条及び任意後見契約法第十条第二項に規定する者

二 後見開始の申立てを却下する審判 申立人

 \equiv 後見開 始の審 判の 取消 L の申立てを却下する審判 民法第十条に規定する者

四 成年後見人の解任の審判 成年後見人

五. 成年後見人の解任の申立てを却下する審判 申立人、 成年後見監督人並びに成年被後見人及びその親

六 成年後見監督人の解任の審判 成年後見監督人

七 成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判 申立人並びに成年被後見人及びその親族

2 審判の告知を受ける者でない者による後見開始の審判に対する即時抗告の期間は、 民法第八百四十三条

第 項の 規定に より成年後見人に選任される者が審判の告知を受けた日 (二以上あるときは、 当該日のう

ち最も遅い日)から進行する。

(成年後見の事務の監督)

第百二十四条 家庭裁判所は、 適当な者に、 成年後見の事務若しくは成年被後見人の財産の状況を調査させ

又は臨時に財産の管理をさせることができる。

2 家庭裁判所は、 前項の規定により調査又は管理をした者に対し、 成年被後見人の財産の中から、 相当な

報酬を与えることができる。

3 家庭 裁判所は、 家庭裁判所調査官に第 項の規定による調査をさせることができる。

4 民法第六百四十四条、 第六百四十六条、 第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、 第一 項の規定によ

り財産を管理する者について準用する。

(管理者の改任等)

第百二十五条 家庭裁判所は、 いつでも、 第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事

件において選任した管理者を改任することができる。

2 家庭 裁判所は、 第三者が成年被後見人に与えた財産 の管理に関する処分の審判事件において選任し た管

理者. (前項の規定により改任された管理者を含む。 以下この条において 「財産の管理者」 という。 に対

し、財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。

3 前項の報告及び計算に要する費用は、 成年被後見人の財産の中から支弁する。

4 家庭裁判所は、 財産の管理者に対し、 その提供した担保の増減、 変更又は免除を命ずることができる。

5 財産 の管理者 \mathcal{O} 不動産又は船舶 の上に抵当権 の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、 裁判 所書記官

は、 その 設定 の登記 記を嘱託 しなければならない。 設定した抵当権の変更又は消滅の登記につい ても、 同様

とする。

6

民法第六百四十四条、 第六百四十六条、 第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、 財産 の管理者につ

いて準用する。

7 家庭裁判所は、 成年被後見人が財産を管理することができるようになったとき、 管理すべき財産がなく

なったときその他 財産 の管理を継続することが相当でなくなったときは、 成年被後見人、 財産 の管理者若

消しの審判をしなければならない。

しく

は利害関係

人の申立てにより又は職

権で、

財産

の管理者の選任その他

の財産の管理に関する処分の取

(後見開始の審判事件を本案とする保全処分)

第百二十六条

家庭裁判所

(第百五条第二項の場合にあっては、

高等裁判所。

以下この条及び次条において

同じ。) は、 後見開始の申立てがあった場合において、 成年被後見人となるべき者の生活、 療養看護又は

財 産の管 理のため必要があるときは、 申立てにより又は職権で、 担保を立てさせないで、 後見開 始の 申立

てについての審判が効力を生ずるまでの 間、 財 産 の管理者を選任し、 又は事件の 関係人に対し、 成年被後

見人となるべき者の 生活、 療養看護若しくは財産 の管理 に関する事項を指示することができる。

2 8) 特に必要があるときは、 家庭 裁判所 は、 後見開始 当該申立てをした者の申立てにより、 の申 立 一てが あった場合において、 成年被後見人となるべき者 後見開 始の申立てについての審判が効力 0 財 産 0 保 全 のた

を生ずるまでの間、 成年被後見人となるべき者の財産上の行為 (民法第九条ただし書に規定する行為を除

第七項において同じ。)につき、 前項の財産の管理者の後見を受けることを命ずることができる。

٠3 家庭 裁判所は、 成年被後見人となるべき者の心身の障害によりその者の陳述を聴くことができないとき

は、 第百七 条の規定に かかわらず、 その者の陳述を聴く手続を経ずに、 前項の規定による審判 (次項から

第七項までに お ٧N 7 「後見命令 の審判し という。)をすることができる。

4 後見命令の 審 判 は、 第 項の 財 産 の管理者 (数人あるときは、 そのうちの一人) に告知することによっ

て、その効力を生ずる。

5 後見命令の審判は、 成年被後見人となるべき者に通知しなければならない。この場合においては、 成年

被後見人となるべき者については、第七十四条第一項の規定は、 適用しない。

6 者が第四 審判 0 告知を受ける者でない者による後見命令の審判に対する即時抗告の期 項の規定による告知を受けた日 (二以上あるときは、 当該 日 のうち最も遅い日) 間は、 第 項の 加 6 進行する。 財 産の管理

7 後見命令 の審判 があったときは、 成年被後見人となるべき者及び第一 項の財産 の管理者は、 成年被 後見

人となるべき者がした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、 制限行為能力者の行

為の取消しに関する民法の規定を準用する。

8 前条第 項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで(同法第二十七条第二項を除

の 規定は、 第一項の財産 の管理者について準用する。 この場合において、 前条第三項中 「成年被後

見人」 とある のは、 「成年被後見人となるべき者」と読み替えるものとする。

(成年後見人の解任の審判事件等を本案とする保全処分)

第百二十七条 家庭 裁判所は、 成年後見人の 解 任 の審判 事 件 が係属している場合にお いて、 成年被後見 人の

利益のため必要があるときは、 成年後見人の解任の申立てをした者の申立てにより又は職権で、 成年後見

人 0 解任についての審判が効力を生ずるまでの間、 成年後見人の職務の執行を停止し、 又はその職務代行

者を選任することができる。

2 前項 の規定による成年後見人の職務の執行を停止する審判は、 職務 の執行を停止される成年後見人、 他

 \mathcal{O} 成年後見 人又は 同 項 $\widehat{\mathcal{O}}$)規定 に より選任 した職務代行者に告知することによって、 その効力を生ずる。

3 家庭 裁 判所 は、 V つでも、 第 項の 規定により選任 た職務代行者を改任することができる。

4 家庭裁判所は、 第一項の規定により選任し、 又は前項の規定により改任した職務代行者に対し、 成年被

後見人の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

5 前各項の規定は、 成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

第二節 保佐に関する審判事件

(管轄)

第百二十八条 保佐開始の審判事件 (別表第一の十七の項の事項についての審判事件をいう。 以下同じ。

は、 被保佐人となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 保佐に関する審判事件 (別表第一の十七の項から三十五の項までの事項についての審判事件をいう。

は、 保佐開始の審判事件を除き、 保佐開始の審判をした家庭裁判所 (抗告裁判所が保佐開始の裁判をした

場合にあっては、 その第一審裁判所である家庭裁判所) の管轄に属する。 ただし、 保佐開始の審判事件が

家庭裁判所に係属しているときは、 その家庭裁判所の管轄に属する。

(手続行為能力)

第百二十九条 第百十八条の規定は、 次に掲げる審判事件 (第一号、 第七号及び第九号の審 判事件を本案と

する保全処分についての審判事件を含む。)における被保佐人となるべき者及び被保佐人について準用す

一 保佐開始の審判事件

保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判事件 (別表第一の十八の項の事項についての審

判事件をいう。)

 \equiv 保佐· 人の同意に代わる許可 の審判 事 件 (別表第一 の十九 **(**) 項の事項に つい ての審判事件をいう。

兀 保佐 開 始 \mathcal{O} 審 判 O取 消 **(**) 審 判 事 件 (別表第一 の二十の 項 \mathcal{O} 事 項に つ ٧١ て の審判事 件 をいう。

五 保佐· 人の同意を得なければならない行為の定め の審判の取消し の審判 事 件 (別 表第一 の二十一の項の

事項についての審判事件をいう。)

六 保佐 人の選任の審判事 件 (別表第一の二十二の項の事項についての審判事件をいう。

七 保佐· 人の解任 \mathcal{O} 審判事 件 別 表第 の二十四 の項 の事 頭に ついての審判事 件をいう。 第百三十五条に

おいて同じ。)

八 保佐監督人の 選任 の審 判 事 件 (別表第一 の二十六 の項 の事項に つい 7 の審判事件をいう。

九 保佐監督人の 解任の審判事 件 (別表第一の二十八の項の事) 項についての審判事件をいう。 第百三十五

条において同じ。)

保佐人に対する代理権の付与の審判事件 (別表第一の三十二の項の事項についての審判事件をいう。

+ 保佐人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判事件 (別表第一の三十三の項の事項についての

審判事件をいう。)

+ 保佐の事務の監督 の審判事件 (別表第一の三十四の項の事項についての審判事件をいう。)

(陳述及び意見の聴取)

第百三十条 家庭裁判所は、 次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者(第一号、第二号

第四号及び第五号にあっては、 申立人を除く。) の陳述を聴かなければならない。

一 保佐開始の審判 被保佐人となるべき者

保佐 人の 同意を得なければならない行為の定めの審判 被保佐人となるべき者又は被保佐人

三 保佐人の同意に代わる許可の審判 保佐人

[][] 保佐開始の審判の取消しの審判 (民法第十四条第一 項の規定による場合に限る。) 被保佐人及び保

五 保佐人又は保佐監督人の選任の審判 被保佐人となるべき者又は被保佐人

六 保佐人の解任の審判 保佐人

七 保佐監督人の解任の審判 保佐監督人

2 家庭裁判所 は、 次の各号に掲げる審判をする場合には、 当該各号に定める者の意見を聴かなければなら

ない。

一 保佐人の選任の審判 保佐人となるべき者

一 保佐監督人の選任の審判 保佐監督人となるべき者

(審判の告知)

第百三十一 条 次 の各号に掲げる審判は、 第七十四条第一 項に規定する者のほ か、 当該各号に定める者に告

知しなければならない。

保佐開発 始 の審判 民法第八百七十六条の二第一 項の規定により保佐 人に選任される者並びに任意後見

契約法第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判 保佐人及び保佐監督人 (当該審判が保佐人又

は保佐監督人の選任の審判と同時にされる場合にあっては、 保佐人となるべき者又は保佐監督人となる

ベ 、き者)

 \equiv 保佐人の同意に代わる許可の審判 保佐人及び保佐監督人

几 保佐開? 始 の審 判の 取消 し \mathcal{O} 審判 保佐人及び保佐監督人

五 保佐 人の同 意を得なければならない行為の定め の審 判の 取消 しの審判 保佐 人及び保佐監督人

被保佐人及び保佐監督人

(当該審判が保佐監督人の選任の審判

と同時にされる場合にあっては、 保佐監督人となるべき者) 六

保佐人に対する代理権の付与の審判

七 保佐人に対する代理権の付与の審判の取消 しの審判 被保佐人及び保佐監督人

(即時抗告)

第百三十二条 次の各号に掲げる審判に対しては、 当該各号に定める者 (第一号及び第四号にあっては、 申

立 人を除く。) は、 即時抗告をすることができる。

保佐開始の審判 民法第十一条本文及び任意後見契約法第十条第二項に規定する者

- 保佐開始の申立てを却下する審判 申立人
- Ξ 保佐 開始 の審判の)取消, しの申立てを却下する審判 民法第十四条第 項に規定する者
- 匹 保佐 人の同意を得なければならない行為の定めの審判 被保佐-人
- 五 保佐 人の同意に代わる許可 の申立てを却下する審判 申立人
- 六 保佐 人の 解 任 \mathcal{O} 審 判 保佐 人
- 七 保佐 人の 解 任 0 申 立てを却下する審判 申 立 人. 保佐監督人並びに被保佐 人及びそ の親:
- 八 保佐監督人の 解任の審判 保佐監督人
- 九 保佐監督人の解任の申立てを却下する審判 申立 人並びに被保佐人及びその親族
- 2 審判の告知を受ける者でない者及び被保佐人となるべき者による保佐開始の審判に対する即時抗告の期 被保佐人となるべき者が審判の告知を受けた日及び民法第八百七十六条の二第一 項の規定により保
- 佐 人に選任される者が審判 の告. 知 を受けた日 のうち最も遅い 日 から進行する。

間

は、

成年後見に関する審 判 事 件 0 規定の 準 甪

第百三十三条 第百十九条の規定は被保佐人となるべき者及び被保佐人の精神の状況に関する鑑定及び意見

の聴取について、 第百二十一条の規定は保佐開始の申立ての取下げ及び保佐人の選任の申立ての取下げに

ついて、 第百二十四条の規定は保佐の事務の監督について準用する。

(保佐開始の審判事件を本案とする保全処分)

第百三十四条 保佐開 始の審判事件を本案とする保全処分については、 第百二十六条第一項の規定を準用す

る。

2 家庭 裁判所 (第百五条第二項の場合にあっては、 高等裁判所) は、 保佐開始の申立てがあった場合にお

ſ, て、 被保佐人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、 当該申立てをした者の 申 立 てに

より、 保佐開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、 被保佐人となるべき者の財産上の行為

、民法第十三条第一項に規定する行為に限る。 第五項において同じ。)につき、前項において準用する第

百二十六条第一項の規定により選任される財産 の管理者 (以下この条において単に 「財産の管理者」 とい

う。)の保佐を受けることを命ずることができる。

3 前項 0 規定による審判 (次項及び第五項にお いて 「保佐 命令の審判」 という。)は、 第七十四条第 一 項

に規定する者のほか、財産の管理者に告知しなければならない。

4 審判の告知を受ける者でない者及び被保佐人となるべき者による保佐命令の審判に対する即時抗告の 期

間 は、 被保佐人となるべき者が審判の告知を受けた日及び財産の管理者が前項の規定による審判の告知を

受けた日のうち最も遅い 日から進行する。

5 保佐 命令の審判があったときは、 被保佐人となるべき者及び財産の管理者は、 被保佐人となるべき者が

財 産の管理者 *(*) Ħ 意を得ないでした財産上の行為を取り消すことができる。 この場合にお いては、 制限行

為能力者 の行為 0 取消 しに関する民法の規定を準用する。

6

二項を除く。)

第百二十五条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで(同法第二十七条第

の規定は、財産の管理者について準用する。この場合において、第百二十五条第三項中

成年被後見人」 とあるのは、 「被保佐人となるべき者」と読み替えるものとする。

(保佐· 人の解任 の審判事件等を本案とする保全処分)

第百三十五条 第百二十七条第一 項から第四項ま での規定は、 保佐人の解任の審判事件又は保佐監督人の解

任の審判 事件を本案とする保全処分につい て準用する。

第三節 補助に関する審判事件

(管轄)

第百三十六条 補助開始の審判事件 (別表第一の三十六の項の事項についての審判事件をいう。 以下同じ。

は、 被補助人となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

補助に関する審判事 件 (別表第一 の三十六の項から五十四の 項までの事 項についての審判事件をいう。

2

は、 補 助開 始 \mathcal{O} 審判 事 件を除き、 補助 ?開始の審判をした家庭裁判所 (抗告裁判所が補 助開 始 O裁判を

た場合に あっては、 その 第 審裁判所である家庭裁判 所 の管轄に属する。 ただし、 補助開 始 0 審判 事件

が家庭裁判所に係属しているときは、 その家庭裁判所の管轄に属する。

(手続行為能力)

第百三十七条 第百十八条の規定は、 次に掲げる審判事件 (第一号、第七号及び第九号の審判事件を本案と

する保全処分についての審判事件を含む。) における被補助人となるべき者及び被補助人につい て準用す

る。

補 助 開 始 O審判事件

補 助人の同意を得なければならない行為の定めの審判事件 (別表第一の三十七の項の事項についての

審判事件をいう。)

 \equiv 補助 人の同意に代わる許可の審判事件 (別表第一の三十八の項の事項についての審判事件をいう。

兀 補助 開始 の審 判の 取 消 しの審判事件 (別表第一の三十九の項の事項に つい ての審判事件をいう。

五 補助 人の同 意を得なければならない行為の定め の審 判の 取 消 L \mathcal{O} 審判 事 件 (別表第一 の 兀 + Ö 頃の事

項についての審判事件をいう。)

六 補 助 人の 選 任 Ø) 審 判 事 件 (別表第 **(**) 兀 + の項 *(*) 事 項 E

七 補 助 人の解任 の審判事: 件 (別表第 の 四 一の項の 事 項に ついての審 判事 件をいう。 第百四 干 应 一条に

つ

٧١

7

の審

判事

件を

いう。

おいて同じ。)

八 補助監督人の選任の審判事件 (別表第一 の四十五 の項の事項についての審判事件をいう。

九 補助監督 人 (T) 解任 0 審 判事 件 (別表第一 **(**) 应 十七 の項の事項に うい 7 の審判事 件を いう。 第百四十四

条において同じ。)

補 助 人に対する代理 権 の付与の の審判事 件 (別表第一 の 五 十一 の項の事 項につい ての審 判事: 件をいう。

+ 補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判事件 (別表第一 の五十二の項の事項についての

審判事件をいう。)

<u>+</u> 補助の事務の監督の審判事件 (別表第一の五十三の項の事項についての審判事件をいう。

(精神の状況に関する意見の聴取)

第百三十八条 家庭裁判所は、 被補助 人となるべき者の精神の状況につき医師その他適当な者の意見を聴か

なければ、補助開始の審判をすることができない。

(陳述及び意見の聴取)

第百三十九条 家庭裁判所は、 次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者(第一号、 第三

号及び第四号にあっては、 申立人を除く。)の陳述を聴かなければならない。

一補助開始の審判 被補助人となるべき者

二 補助人の同意に代わる許可の審判 補助人

三 補 助 開 始 0 審判 0 取消 の審判 (民法第十八条第 項又は第三項の規定による場合に限る。 被補

助人及び補助人

匹 補助 人又は補助監督人の選任の審判 被補助人となるべき者又は被補助人

五 補助人の解任の審判 補助人

六 補助監督人の解任の審判 補助監督人

2 家庭裁 判所: は、 次の各号に掲げる審判をする場合には、 当該各号に定める者の意見を聴かなければなら

ない。

一 補助人の選任の審判 補助人となるべき者

一 補助監督人の選任の審判 補助監督人となるべき者

(審判の告知)

第百四十条 次の各号に掲げる審判は、 第七十四条第一 項に規定する者のほか、 当該各号に定める者に告知

しなければならない。

補 助 開 始 0 審判 民法第八百七十六条の七第 項の規定により補助 人に選任される者並びに任意後見

契約法第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見 人及び任意後見監督人

補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判 補助人及び補助監督人 (当該審判が補助人又

は補助監督人の選任の審判と同時にされる場合にあっては、 補助人となるべき者又は補助監督人となる

べき者)

三 補助人の同意に代わる許可の審判 補助人及び補助監督人

四 補助開始の審判の取消しの審判 補助人及び補助監督人

五

補助

人の同意を得なければならない行為の定めの

審判の

取消しの審判

補助

人及び補助監督人

六 補助 人に対する代理権 の付 与. Ď 審判 被補 助 人及び補助監 督人 (当該審判が補助監督人の選任の審判

と同時にされる場合にあっては、補助監督人となるべき者)

七 補助人に対する代理権の付与の審判の取消し の審判 被補助人及び補助監督人

(即時抗告)

第百四十一 条 次の各号に掲げる審判に対しては、 当該各号に定める者 (第一号にあっては、 申立人を除く

。)は、即時抗告をすることができる。

補助開 始 0 審判 民法第十五条第 項本文及び任意後見契約法第十条第二項に規定する者

二 補助開始の申立てを却下する審判 申立人

 \equiv 補助 開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第十八条第 項に規定する者

兀 補助人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立人

五 補助人の解任の審判 補助人

六 補助人の解任 の申立てを却下する審判 申立人、 補助監督人並びに被補助人及びその親族

七 補助監督人の解任の審判 補助監督人

八 補助監督 人の 解任の申立 てを却下する審判 申立 人並びに被補助人及びその

2 審判の告知を受ける者でない者及び被補助人となるべき者による補 莇 開 始の 審判に対する即時 抗告 \emptyset 期

親族

間は、 助 人に選任される者が審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行する。 被補助人となるべき者が審判の告知を受けた日及び民法第八百七十六条の七第一項の規定により補

、成年後見に関する審判事件の規定の準用)

第百四十二条 第百二十一 条の規定は補助 開 始 の申 平 7 の取下げ及び補助 人の 選任の申立ての取下げについ

て、第百二十四条の規定は補助の事務の監督について準用する。

(補助開始の審判事件を本案とする保全処分)

第百四十三条 補助開始の審判事件を本案とする保全処分については、 第百二十六条第一項の規定を準 用す

る。

2 家庭 **庭裁判所** (第百五条第二項の場合にあっては、 高等裁判所) は、 補助開始及び補助人の同意を得なけ

れ ばならない行為 の定め の申立てが あった場合において、 被補品 助人となるべき者の)財産 一の保全 **(**) ため特に

必 要が あるときは、 当該申立てをした者の申立てに 、より、 補助 開 始 の申立てについての 審 判が 効力を生ず

るまで \mathcal{O} 間 被補 助 人となるべき者の 財産上の行為 (民法第十三条第一 項に規定する行為であ いって、 当該

補 助 人の 同意を得なければならない行為の定めの申立てに係るものに限る。 第五項に おいて同じ。 に 0

前項において準用する第百二十六条第一項の規定により選任される財産の管理者

て単に 「財産 の管理者」 という。 の 補助を受けることを命ずることができる。 き、

3 前項 の規定による審判 (次項及び第五項に お V 7 「補助命令の審判」 という。) は、 第七十四条第 項

に規定する者のほか、財産の管理者に告知しなければならない。

4 審判 0 告知を受ける者でない者及び)被補 助人となるべき者による補 莇 命令の 審 判に対する即 時抗 \mathcal{O} 期

間 は、 被補助人となるべき者が審判の告知を受けた日及び財産 の管理者が前項の規定による審判の告知 を

(以下この条にお

11

受けた日のうち最も遅い日から進行する。

5 補 助命令の審判があったときは、 被補助人となるべき者及び財産の管理者は、 被補助人となるべき者が

財 産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為を取り消すことができる。 この場合においては、 制限行

為能力者 の行為 0)取消 しに関する民法の規定を準用する。

6

第百二十五条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで (同法第二十七条第

「項を除く。) 0))規定: は、 財 産 の管理者について準用する。 この場合において、 第百二十五条第三項中

成年被後見人」とあるのは、 「被補助人となるべき者」と読み替えるものとする。

(補助人の解任 の審判事件等を本案とする保全処分)

第百四十四条 第百二十七条第一項から第四項までの規定は、 補助人の解任の審判事件又は補助監督人

任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

第四節 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件

(管轄)

第百四十五条 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件 (別表第一の五十五の項についての審判事件を

への解

いう。)は、 不在者の従来の住所地又は居所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

(管理人の改任等)

第百四十六条 家庭裁判所は、いつでも、 民法第二十五条第一項の規定により選任し、 又は同法第二十六条

の規定により改任した管理人を改任することができる。

2 家庭裁判所は、 民法第二十五条第一項の規定により選任し、 又は同法第二十六条の規定により改任 した

管理人及び前 項の規定により改任した管理人 (第四項及び第六項において 「家庭裁判所が選任 した管理人

という。)に対し、 財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。 同法第二十七条第二項の

場合においては、不在者が置いた管理人に対しても、 同様とする。

3 前項の報告及び計算に要する費用は、不在者の財産の中から支弁する。

4 家庭裁判所は、 管理人 (家庭裁判所が選任した管理人及び不在者が置い た管理人をいう。 次項及び次条

におい て同じ。 に対し、 その提供 した担保の増減、 変更又は免除を命ずることができる。

5 管理 人 の不動産又は 船舶 の上に抵当権 の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、 裁判所書記官は、 そ

の設定の登記を嘱託しなければならない。 設定した抵当権の変更又は消滅の登記についても、 同様とする。

6 民法第六百四十 -四条、 第六百四十六条、 第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、 家庭裁判所が 、選任

した管理人について準用する。

(処分の取消し)

第百四十七 条 家庭 裁判所は、 不在者が財産を管理することができるようになったとき、 管理すべき財産が

なくなったときその他財 産 の管理 を継続することが相当でなくなったときは、 不在者、 管理人若 しくは利

害関 係 人 0) 申 立 てにより又は 職 権で、 民法第二十五 条第 項 の規定による管理人の選任そ Ō 他の 不在者の

第五節 失踪の宣告に関する審判事件

財

産の管

理に関する処分の取消

し

の審判をしなければならない。

第一款 失踪の宣告の審判事件

第百四十八条 失踪 の宣告 の審判 事 件 (別表第一 の五十六の項の事項につい ての審判事件をいう。 次項にお

V て同じ。 は、 不在者 の従 来の)住所地 文は 居 所 地を管轄する家庭裁 判 葄 の管轄に属する。

- 2 第百· 十八条の 規定は、 失踪 \emptyset 宣 告の 審 判 事 件 に お ける不在者に つい て準 用する。
- 3 家庭 裁 判所は、 次に掲げる事項を公告し、 かつ、 第二号及び第四号の 期間が経過しなければ、 失踪の宣

告の審判をすることができない。この場合において、 第二号及び第四号の期間は、 民法第三十条第一 一項の

場合にあっては三月を、 同条第二項の場合にあっては一月を下ってはならない。

- 不在者について失踪の宣告の申立てがあったこと。
- 不在者は、 定の 期間までにその生存の届出をすべきこと。
- \equiv 前号の届 出 がないときは、 失踪の宣告がされること。
- 兀 不在者の生死を知る者は、 定の期間までにその届出をすべきこと。
- 4 失踪の宣告の審判は、 不在者に告知することを要しない。
- 5 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者(第一号にあっては、申立人を除く。 しは、 即

時抗告をすることができる。

- 失踪 の宣告の審判 不在者及び利害関係人
- 失踪 第二款 の宣告の申立てを却下する審判 失踪の宣告の 取消し 審判 申立人 事 件

Ò

第百四十九条 失踪の宣告の取消しの審判事件 (別表第一の五十七の項の事項についての審判事件をいう。

次項において同じ。)は、 失踪者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

- 2 第百十八条の規定は、 失踪の宣告の取消しの審判事件における失踪者について準用する。
- 3 失踪の宣告の取消しの審判は、 事件の記録上失踪者の住所又は居所が判明している場合に限り、 失踪者

に告知すれば足りる。

- 4. 次の各号に掲げる審判に対しては、 当該各号に定める者は、 即時抗告をすることができる。
- 一 失踪の宣告の取消しの審判 利害関係人(申立人を除く。)
- 失踪の宣告の取消 しの申立てを却下する審判 失踪者及び利害関係人

第六節 婚姻等に関する審判事件

(管轄)

第百五十条 次の各号に掲げる審判事件は、 当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

夫婦間 の協 力扶助に 関する処分の 審判事件 (別表第二の一 の項の事項についての審判 事 件をいう。 次

条第一号において同じ。) 夫又は妻の住所

地

夫婦財産契約による財産 の管理者の変更等の審判事件 (別表第一 の五十八の項の事 項についての審判

事件をいう。) 夫又は妻の住所地

 \equiv 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件 (別表第二の二の項の事項についての審判事件をいう。)

夫又は妻の住所地

兀 子の 監護に関する処分の審判事件 (別表第二の三の項の事項についての審判事件をいう。 次条第二号

に お いて同じ。 子 (父又は母を同じくする数人の子についての申立てに係るものにあっては、 その

うちの一人)の住所地

五. 財産の分与に関する処分の審判事件 (別表第二の四の項の事項についての審判事件をいう。) 夫又

は妻であった者の住所地

六 離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件 (別表第二の五の項の事項について

の審判事件をいう。)
所有者の住所地

(手続行為能力)

第百五- $\overline{+}$ 条 第百· 十八条の規定は、 次の各号に掲げる審判事件及びこれらの審判事件を本案とする保全処

分についての審判事件 (いずれの審判事件においても、 財産上の給付を求めるものを除く。 における当

該各号に定める者について準用する。

一 夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件 夫及び妻

一 子の監護に関する処分の審判事件 子

(陳述の聴取)

第百五十二条 家庭裁判所は、 夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判をする場合には、 夫及び妻

(申立人を除く。) の陳述を聴かなければならない。

2 家庭裁判所は、 子の監護に関する処分の審判 (子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判を除く

)をする場合には、第六十八条の規定により当事者の陳述を聴くほか、 子(十五歳以上のものに限る。

の陳述を聴かなければならない。

(申立ての取下げの制限)

第百五十三条 第八十二条第二項の規定にかかわらず、 財産の分与に関する処分の審判の申立ての取下げは

相手方が本案について書面を提出し、 又は家事 審判の 手続の期日において陳述をした後にあっては、 相

手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(給付命令等)

第百五十四条 家庭裁判所は、 夫婦間の協力扶助に関する処分の審判において、 扶助の程度若しくは方法を

定め、又はこれを変更することができる。

2 家庭裁判所は、 次に掲げる審判において、 当事者 (第二号の審判にあっては、 夫又は妻) に対し、 金銭

の支払、 物 の引渡 登記義務の履行その他 の給付を命ずることができる。

一 夫婦間の協力扶助に関する処分の審判

一 夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判

三 婚姻費用の分担に関する処分の審判

四 財産の分与に関する処分の審判

3 家庭裁判所は、 子の監護に関する処分の審判において、 子の監護をすべき者の指定又は変更、 父又は母

と子との面会及びその他 の交流、 子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項の定

めをする場合には、 当事者に対し、 子の引渡し又は金銭の支払その他の財産上の給付その他の給付を命ず

ることができる。

4 家庭裁判所は、 離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判において、 当事者に対し、

系譜、祭具及び墳墓の引渡しを命ずることができる。

(共有財産の分割)

第百五十五条 家庭 裁判所は、 夫婦 財産契約による財産の管理者の変更の審判とともに共有財産の分割に関

する処分の審判をする場合に お いて、 特別の事情があると認めるときは、 共有財産の分割の方法として、

方の 婚 姻の当事者に他 方の婚姻の当事者に対する債務を負担させて、 現物の分割に代えることができる。

(即時抗告)

第百五十六条 次の各号に掲げる審判に対しては、 当該各号に定める者は、 即時抗告をすることができる。

- 夫婦 間 の協力扶助に関する処分の審判及びその申立てを却下する審判 夫及び妻
- 夫婦 財産契約による財産 の管理者の変更等の審判及びその申立てを却下する審判 夫及び妻
- \equiv 婚姻費用 0) 分担に関する処分の審判及びその申立てを却下する審判 夫及び妻
- 几 子 Ó 監護に 関する処分の審判及びその申立てを却下する審判 子 Ò 父母及び 子 の監 護者
- 五 財産 の分与に関する処分の審判及びその申立てを却下する審判 夫又は妻であった者

六 離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判及びその申立てを却下する審判 婚姻 0

当事者 (民法第七百五十一条第二項において準用する同法第七百六十九条第二項の規定による場合にあ

っては、 生存配偶者) その他の利害関係人

、婚姻等に関する審判事件を本案とする保全処分)

第百五十七条

家庭裁判所 (第百五条第二項の場合にあっては、 高等裁判所。 以下この条及び次条において

同じ。 は、 次に掲げる事項に ついての審判又は調停の 申立てがあった場合において、 強制執行を保全

又は子その他の利害関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、当該申立てをした者の申立

てにより、 当該事項についての審判を本案とする仮差押え、 仮処分その他の必要な保全処分を命ずること

ができる。

夫婦間 の協力扶助に関する処分

婚姻費用 \mathcal{O} 分担に関する処分

Ξ 子の監護に関する処分

四 財産 の分与に関する処分

2 家庭裁判所は、 前項第三号に掲げる事項について仮の地位を定める仮処分(子の監護に要する費用 の分

担 に関する仮処分を除く。)を命ずる場合には、 第百七条の規定により審判を受ける者となるべき者の陳

述を聴くほ か、 子 (十五歳以上のものに限る。) の陳述を聴かなければならない。 ただし、 子 Ò 陳述を聴

続を経ることにより保全処分の目的を達することができない事情があるときは、

この限りでない。

く手

(夫婦 財産契約 に よる財産 の管理者の 変更等の審判事件を本案とする保全処分)

第百 五十 八条 家庭 裁判 所は、 夫婦 の 一 方から夫婦財産契約による財 産 の管理者 **(**) 変更の申 <u>1</u> 一
て
が あ 0 た場

合において、 他の一 方の管理する申立人所有 の財産又は共有財産

の管理の

ため必要があるときは、

申

 $\overline{\underline{\mathbf{M}}}$

て

により又は職権で、 担保を立てさせないで、 当該財産の管理者の変更の申立てについての審判 (共有記 財 産

0 分割 に関する処分の申立てが あった場合にあっては、 人に対し、 その申立てについ ての審判) 人所有の財産若しくは が効力を生ずるまで

共 有財 産 の管理に .関する事項を指示することができる。

0

間

財

産

の管理者を選任し、

又は事件

の関係

他 <u>の</u>

方の管理する申立

2 家庭 裁 判所 は、 夫婦: 財産契約 による財 産 の管理者の変更の審判の申立てがあっ た場合に お į١ (強 制 執

行を保全し、 又は事件 の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、 当該申立てをした者又は

夫婦の他の一方の申立てにより、 仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

3 第百二十五条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで(同法第二十七条第

一項を除く。) の規定は、 第一項の財産の管理者について準用する。 この場合において、 第百二十五

三項中 「成年被後見人の財産」 とあるのは、 「管理に係る財産」 と読み替えるものとする。

第七節 親子に関する審判事件

第一款 嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判

事

侔

第百五十九条 嫡出 否認の 訴えの特 別代 理 人の選任 の審 判事件 (別表第一の五 十九 の項の事 項に ついての審

判事件をいう。 次項において同じ。)は、子の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 第百十八条の規定は、 嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件における夫について準用する。

3 嫡出 否認 の訴 え の特別代理人の選任 の申立てをした者は、その申立てを却下する審判に対し、 即時抗告

をすることができる。

第二款 子の氏の変更についての許可の審判事件

第百六十条 子の氏の変更についての許可の審判事件 (別表第一の六十の項の事項についての審判事件をい

う。 次項において同じ。 は、 子(父又は母を同じくする数人の子についての子の氏の変更についての許

可の申立てに係るものにあっては、そのうちの一人) の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 第百十八条の規定は、 子の氏の変更についての許可の審判事件における子(十五歳以上のものに限る。

)について準用する。

3 子 0 氏 の変更に ついての許可の申立てをした者は、 その申立てを却下する審判に対し、 即時抗告をする

ことができる。

第三款 養子縁組をするについての許可の審判事件

第百六十一条 養子縁組をするについての許可の審判事件 (別表第一の六十一の項の事項についての審判事

件をいう。 次項において同じ。)は、 養子となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 第百· 十八条の 規定は、 養子縁組をするについての許可 の審判事件における養親となるべき者及び養子と

なるべき者(十五歳以上のものに限る。)について準用する。

3 家庭 裁 判所は、 養子 縁組をするについての許 可 0) 審判をする場合には、 次に掲げる者の陳述を聴 か なけ

ればならない。 ただし、 養子となるべき者については、 その者の心身の障害によりその者の陳述を聴くこ

とができないときは、この限りでない。

養子となるべき者(十五歳以上のものに限る。)

養子となるべき者に対し親権を行う者及び養子となるべき者の未成年後見人

その申立てを却下する審判に対し、

即時抗告をす

ることができる。

4

養子縁組をするについての許可の申立てをした者は、

第四款 死後離縁をするについての許可の審判事件

第百六十二条 死後離縁をするについての許可の審判事件 (別表第一の六十二の項の事項についての審判事

件をいう。 次項において同じ。)

は、申立人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 第百十八条の規定は、 死後離縁をするについての許可の審判事件における養親及び養子(十五歳以上の

ものに限る。)について準用する。

3 法 であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き、 家庭裁判所は、 養子の死後に死後離縁をするについての許可の申立てがあった場合には、 養子を代襲して養親 の相続人となるべ 申立てが不適

き者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、事件の記録上その者の氏名及び住所又は居所が判明

している場合に限る。

4 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

死後離縁をするについての許可の審判 利害関係人(申立人を除く。

死後離縁をするについての許可の申立てを却下する審判 申立人

第五款 離縁等の場合における祭具等の所有 権 の承継者 の指定 の審判 事 伅

の承継者の指定の審判

事件

(別表第二の六の項の事項

第百六十三条

離縁等の場合における祭具等の所有権

に ついての審判事件をいう。)は、 その所有者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 家庭裁判所は、 離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判において、 当事者に対し、

系譜、祭具及び墳墓の引渡しを命ずることができる。

3 離縁の当事者その他の利害関係人は、 離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判及び

その申立てを却下する審判に対 Ų 即時抗告をすることができる。

第六款 特別養子縁組に関する審判事件

(特別養子縁組の成立の審判事件)

第百六十四条 特別養子縁組の成立の審判事件 (別表第一の六十三の項の事 項についての審判事件をいう。

次項において同じ。)は、 養親となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 第百十八条の規定は、 特別養子縁組の成立の審判事件 (当該審判事件を本案とする保全処分についての

審判事件を含む。)における養親となるべき者及び養子となるべき者の父母について準用する。

3 家庭裁 判所は、 特別養子縁組 の成立の審判をする場合には、 次に掲げる者の陳述を聴 か なけ れ ばならな

V١ この場合にお いて、 第一 号に掲げる者の同意が ないにも かかわらずその審判をするときは、 その者の

陳述の聴取は、審問の期日においてしなければならない。

養子となるべき者の父母

養子となるべき者に対し親権を行う者 (前号に掲げる者を除く。) 及び養子となるべき者の未成年後

見人

 \equiv 養子となるべき者の父母に対し親権を行う者及び養子となるべき者の父母の後見人

4 家庭裁 判所は、 特別養子縁 組 の成立の申立てを却下する審判をする場合には、 養子となるべき者に対し

親権を行う者及び養子となるべき者の未成年後見人の陳述を聴かなければならない。

特別養子縁組の成立の審判は、 第七十四条第一項に規定する者のほか、 第三項第二号及び第三号に掲げ

る者に告知しなければならない。

の成立の審判は、

6 特別養子縁組 養子となるべき者に告知することを要しない。

7 家庭裁判所は、 特別養子縁組 の成立の審判をする場合において、 養子となるべき者の父母が知れないと

養子となるべき者の父母に対し親権を行う者及び養子となるべき者の父

母 の後見人の陳述を聴くこと並びにこれらの者にその審判を告知することを要しない。

きは、

養子となるべき者の父母、

8 次の各号に掲げる審判に対しては、 当該各号に定める者は、 即時抗告をすることができる。

特別養子縁組の成立の審判 養子となるべき者の父母、養子となるべき者に対し親権を行う者で養子

となるべき者の父母でないもの、養子となるべき者の未成年後見人、養子となるべき者の父母に対し親

権を行う者及び養子となるべき者の父母の後見人

特別養子縁組の成立の申立てを却下する審判 申立人

(特別) 養子緣 組 O離縁 の審判 事 件

第百六十五条 特別養子縁組 の離 縁の審判事件 (別表第一の六十四の項の事項についての審判事件をいう。

次項及び次条第五項において同じ。) は、 養親の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 第百· 十八条の規定は、 特別養子縁組の離 縁 の審判事件 (当該審判事件を本案とする保全処分についての

審判事件を含む。 における養親、 養子及びその実父母について準用する。

家庭裁判所は、 特別養子縁 組 血の離縁 の審判をする場合には、 次に掲げる者の陳述を聴かなけ ればならな

V) この場合において、 第一号から第三号までに掲げる者の陳述 の聴取は、 審問 の期 日. 12 おい てしなけれ

ばならな

3

養子 (十五歳以上のものに限る。

養親

三 養子の実父母

几 養子に対し親権を行う者 (第二号に掲げる者を除く。) 及び養子の後見人

五 養親 の後見人

六 養子 の実父母に対し親権を行う者及び養子の実父母の後見人

家庭 裁 判所は、 特別養子縁組 心の離縁 の申立てを却下する審判をする場合には、 次に掲げる者の陳述を聴

4

かなければならない。

- 一養子の実父母(申立人を除く。)
- 二 養子に対し親権を行う者及び養子の後見人
- 養子の実父母に対し親権を行う者及び養子の実父母の後見人

掲げる者に告知しなければならない。

. 5

特別養子縁

組

の離縁の審判は、

第七十四条第

項に規定する者のほか、

第三項第四号から第六号までに

6 特別養子縁組 の離縁の審判は、 養子の年齢及び発達の程度その他一 切の事情を考慮して養子の利益を害

すると認める場合には、養子に告知することを要しない。

7 次の各号に掲げる審判に対しては、 当該各号に定める者 (第一号にあっては、 申立人を除く。) は、 即

時抗告をすることができる。

- 特別養子縁組 **(**) 離 縁 の審判 養子、 養親、 養子の実父母、 養子に対し親権を行う者で養親でない . もの
- 養子の後見人、 養親 の後見人、 養子の実父母に対し親権を行う者及び養子の実父母の後見人
- 二 特別養子縁組の離縁の申立てを却下する審判 申立人

8

養子による特別養子縁組の離縁の審判に対する即時抗告の期間は、 養子以外の者が審判の告知を受けた

日 (二以上あるときは、 当該日のうち最も遅い日) から進行する。

特別養子縁組 の成立の審判事件等を本案とする保全処分)

第百六十六条

家庭裁判所 (第百五条第二項の場合にあっては、 高等裁判所。 第三項及び第四項において同

は、 特別養子縁 組 の成立 の申立てがあった場合において、 養子となるべき者 の利益 0 ため 必要が あ

るときは、 当 該· 申立てをした者の申立てにより、 特別養子縁 組 の成立 の申立てについての審判 が :効力を生

ずるまでの間、 申立人を養子となるべき者の監護者に選任し、 又は養子となるべき者の親権者若しくは未

成年後見 人の職務の執行を停止し、若しくはその職務代行者を選任することができる。

2 前 項 の規定による職 務の執行を停止する審判は、 職務の執行を停止される親権者若しくは未成年後見人

養子となるべき者に対し親権を行う者若しくは他の未成年後見人又は同項の規定により選任 した職務代

行者に告知することによって、 その効力を生ずる。

3 家庭 裁 判所は、 ٧١ つでも、 第一 項の規定により選任 した職務代行者を改任することができる。

4 家庭裁判所は、 第一項の規定により選任し、 又は前項の規定により改任した職務代行者に対し、 養子と

なるべき者の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

5 前各項の規定 (養子となるべき者の監護者を選任する保全処分に関する部分を除く。) は、 特別養子縁

組の離縁の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

第八節 親権に関する審判事件

(管轄)

第百六十七条 親権に関する審判事件 (別表第一の六十五の項から六十九の項まで並びに別表第二の七 の項

及び八の項の事項についての審判事件をいう。)は、子(父又は母を同じくする数人の子につい ての親権

そのうちの一人) 者の指定若しくは変更又は第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の申立てに係るものにあっては、 の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

(手続行為能力)

第百六十八条 第百十八条の規定は、 次の各号に掲げる審判事件 (第三号及び第七号の審判事件を本案とす

る保全処分につい ての審判事件を含む。 における当該各号に定める者について準用する。

子に関する特別代理人の選任の審判事件 (別表第一の六十五の項の事項についての審判事件をいう。

子

第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件 (別表第一の六十六の項の事項についての審

判事件をいう。第百七十三条において同じ。) 子

三 親権喪失、 親権停止又は管理権喪失の審判事件 (別表第一 の六十七の項の事項についての審判事件を

いう。) 子及びその父母

几 親権喪失、 親権停 止 又は管理権喪失の審判 の取消し の審判事件 (別表第 の六十八の項の事 項につい

ての審判事件をいう。) 子及びその父母

五 親権 又は管理権を辞し、 又は回復するについての許可の審判事件 (別表第一の六十九の項の事項につ

いての審判事件をいう。) 子及びその父母

六 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の審判事 件 (別表第二の七の項の事項についての審判事件

をいう。)養子、その父母及び養親

七 親権者の指定又は変更の審判事件 (別表第二の八の項の事項に ついての審判事件をいう。 子及び

その父母

(陳述の聴取)

第百六十九条 家庭裁判所は、 次の各号に掲げる審判をする場合には、 当該各号に定める者 (第一号、

号及び第四号にあっては、 申立人を除く。) の陳述を聴かなければならない。 この場合において、

に掲げる子の親権者の陳述の聴 取は、 審問 の期日においてしなければならない。

親権 喪失、 親権停 止 又は管理権喪失の審判 子 (十五歳以 上 OŁ の に限る。 及び子の親 権

親権 喪失、 親 権停 止 又は管理権喪失の審 判 \mathcal{O} 取 消 l 0) 審 判 子 十五 歳以上 (T) P Ō に 限 子に

対し 親権を行う者、 子の未成年後見人及び親権を喪失し、 若しくは停止され、 又は管理権を喪失し を者

 \equiv 親権又は管理権を辞するについての許可の審判 子 (十五歳以上のものに限る。)

几 親権又は管理権を回 復するについての許可の審判 子 (十五歳以上のものに限る。 子に対し親権

を行う者及び子の未成年後見人

2 家庭裁 判 崩 は、 親権 者 の指定又は変更の審判をする場合には、 第六十八条の規定により当事者の陳述を

聴 くほ か、 子 (十五歳以上のものに限る。 の陳述を聴かなけ ればならない。

(審判の告知)

第百七十条 次の各号に掲げる審判は、 第七十四条第一項に規定する者のほか、 当該各号に定める者に告知

しなければならない。ただし、 子にあっては、子の年齢及び発達の程度その他一 切の事情を考慮して子の

利益を害すると認める場合は、この限りでない。

一 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判 子

親権喪失、 親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判 子、 子に対し親権を行う者及び子の未成

年後見人

(引渡命令等)

第百七十一条 家庭裁判所は、 親権者の指定又は変更の審判において、 当事者に対し、 子の引渡し又は財産

上の給付その他の給付を命ずることができる。

(即時抗告)

第百七十二条 次の各号に掲げる審判に対しては、 当該各号に定める者(第一号から第三号まで及び第五号

に あっては、 申立人を除く。) は、 即時抗告をすることができる。

| 親権喪失の審判 親権を喪失する者及びその親族

- 一 親権停止の審判 親権を停止される者及びその親族
- 三 管理権喪失の審判 管理権を喪失する者及びその親族
- 四 親権 喪失、 親権停止又は管理権喪失の申立てを却下する審判 申立人、 子及びその親族、 未成年後見

人並びに未成年後見監督人

五. 親権 喪失、 親権停 止 又は管理権喪失の審判の 取 消 しの審判 子及びその親族、 子に対し親権を行う者

未成年後見人並びに未成年後見監督人

六 親権喪失、 親権停 止又は管理権喪失の審判の取消しの申立てを却下する審判 申立人並びに親権を喪

失し、 若しくは停止され、又は管理権を喪失した者及びその親族

- 七 親権 又は管理権を回復するについての許可の申立てを却下する審判 申立人
- 八 養子 の離縁後に親権者となるべき者の指定の審判 養子の父母及び養子の監護者
- 九 養子 \mathcal{O} 離縁後に親権者となるべき者の指定の申立てを却下する審判 申立 人 養子の父母及び養子の

監護者

+ 親権者の指定又は変更の審判及びその申立てを却下する審判 子の父母及び子の監護者

2

次の各号に掲げる即時抗告の期間は、 当該各号に定める日から進行する。

審判の告知を受ける者でない者及び子による親権喪失、 親権停止又は管理権喪失の審判に対する即時

抗告 親権を喪失し、 若しくは停止され、 又は管理権を喪失する者が審判の告知を受けた日

審判 の告知を受ける者でない者及び子による親権喪失、 親権停止又は管理権喪失の審判の 取消しの審

判に対する即時抗告 親権を喪失し、 若しくは停止され、 又は管理権を喪失した者が審判の告知を受け

た日

(管理者の改任等に関する規定の準用)

第百七十三条 第百二十五条の規定は、 第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件について準

用する。

、親権喪失、 親権停止又は管理権喪失の審判事件を本案とする保全処分)

第百七十四 条 家庭裁判所 (第百五条第二項の場合にあっては、 高等裁判所。 以下この条及び次条にお いて

同 r は、 親権喪失、 親権停止 又は管理権喪失の申立てがあ 0 た場合において、 子の 利益 \mathcal{O} ため必要が

あると認めるときは、 当該申立てをした者の申立てにより、 親権喪失、 親権停止又は管理権喪失の申 立 7

に ついての審判が効力を生ずるまでの間、 親権者の職務の執行を停止し、 又はその職務代行者を選任する

ことができる。

2 前項の規定による親権者の職務の執行を停止する審判は、 職務の執行を停止される親権者、 子に対し親

権を行う者又は 同 項の 規定により選任した職務代行者に告知することによって、 その効力を生ずる。

3 家庭 裁判所 は、 V つでも、 第 項の 規定により選任した職務代行者を改任することができる。

4 家庭 裁 判 所は、 第一 項の規定により 選任 又は 前項の 規定により改任した職務代行者に対し、 子の財

産の中から、相当な報酬を与えることができる。

(親権者の指定又は変更の審判事件を本案とする保全処分)

第百七十五条 家庭裁判所は、 親権者の指定又は変更の審判又は調停の申立てがあった場合において、 強制

執行を保全し、 又は子その他 の利害関係人の急迫 の危険を防止するため必要があるときは、 当該 申立てを

た者 の申立てにより、 親権者の指定又は変更の審判を本案とする仮処分その他の必要な保全処分を命ず

ることができる。

2

前項の規定により仮の 地位の仮処分を命ずる場合には、 第百七条の規定により審判を受ける者となるべ

き者の陳述を聴くほか、子 (十五歳以上のものに限る。) の陳述を聴かなければならない。 ただし、 子の

陳述を聴く手続を経ることにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるときは、こ

の限りでない。

3 家庭裁判所は、 親権者の指定又は変更の審判又は調停の申立てがあった場合において、 子の利益のため

必要があるときは 当該申立てをした者の申立てにより、 親権者の指定又は変更の申立てについ ての審 判

が 効力を生ずるまでの 間、 親権 者 O職務の執行を停止し、 又はその職務代行者を選任することができる。

4 前項の規定による親権者の職務の執行を停止する審判は、 職務の執行を停止される親権者、 子に対 し親

権を行う者又は同項の規定により選任した職務代行者に告知することによって、 その効力を生ずる。

5 家庭裁判所は、 いつでも、第三項の規定により選任した職務代行者を改任することができる。

6 家庭裁 判所は、 第三項の規定により選任し、 又は前項の規定により改任した職務代行者に対し、 子の財

産の中から、相当な報酬を与えることができる。

第九節 未成年後見に関する審判事件

(管轄)

第百七十六条 未成年後見に関する審判事件 (別表第一の七十の項から八十三の項までの事 項に うい ての審

判 事件をいう。) は、 未成年被後見人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

(手続行為能力)

第百七十七条 第百十八条の規定は、 次に掲げる審判事件 (第三号及び第五号の審判事件を本案とする保全

処分につい 7 0 審判事件を含む。 における未成年被後見 人 (第 号の審判事 件に あっては、 養子及び養

親)について準用する。

養子 の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判事件 (別表第一の七十の項の事項に つい ての

審判事件をいう。)

- 未成年後見人の選任の審判事件 (別表第一の七十一の項の事項についての審判事件をいう。
- = 未成年後見 人の解 任 の審 判事 件 (別表第一 の七十三の項の事 項につい ての審判事件をいう。 第百八十

一条において同じ。こ

- 几 未成 年後見監 督人の選任 一の審判を 事 件 (別表第 0) 七 十四四 の項 の事 項に つい 7 の審 判 事 件を いう。
- 五. 未成年後見監督人の解任の審判事件 (別表第一の七十六の項の事項についての審判事件をいう。 第百

八十一条において同じ。)

六 未成年被後見人に関する特別代理人の選任の審判事件 (別表第一の七十九の項の事項についての審判

事件をいう。)

七 未成年後見の事務の監督の審判事件 (別表第一の八十一の項の事項についての審判事件をいう。

八 第三者が 未成年被後見人に与えた財産 の管理に関する処分の審判事件 (別表第一の八十二の 項の事項

についての審判事件をいう。第百八十条において同じ。)

(陳述及び意見の聴取)

第百七十八条 家庭裁判所は、 次の各号に掲げる審判をする場合には、 当該各号に定める者 (第一号にあっ

ては、申立人を除く。)の陳述を聴かなければならない。

未成年後見人又は未成年後見監督 人の選任 の審判 未成年被後見人(十五歳以上のものに限る。

二 未成年後見人の解任の審判 未成年後見人

三 未成年後見監督人の解任の審判 未成年後見監督人

2

家庭裁判所は、 次の各号に掲げる審判をする場合には、 当該各号に定める者の意見を聴かなければなら

ない。

養子の離縁後に未成年後見人となるべき者又は未成年後見人の選任 未成年後見人となるべき者

一 未成年後見監督人の選任 未成年後見監督人となるべき者

(即時抗告)

第百七十九条 次の各号に掲げる審判に対しては、 当該各号に定める者は、 即時抗告をすることができる。

養子 の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の申立てを却下する審判 申立人

二 未成年後見人の解任の審判 未成年後見人

 \equiv 未成年後見人の解任の申立てを却下する審判 申立人、 未成年後見監督人並びに未成年被後見人及び

その親族

四 未成年後見監督人の解任の審判 未成年後見監督人

 $\overline{\mathcal{H}}$ 未成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判 申立 人並びに未成年被後見人及びその親族

(成年後見に関する審判事件の規定の準用)

第百八十条 第百二十一条の規定は未成年後見人の選任の申立ての取下げについて、 第百二十四条の規定は

未成年後見の事務の監督について、 第百二十五条の規定は第三者が未成年被後見人に与えた財 産 の管理に

関する処分の審判事件について準用する。 この場合において、 第百二十一条第二号中 「第八百四十三条第

項の規定による成年後見人」とあるのは 「第八百四十条第一項の規定による未成年後見人」と、 同条第

三号中 「第八百四十三条第三項の規定による成年後見人」 とあるのは 「第八百四十条第二項の規定による

未成年後見人」と読み替えるものとする。

(未成年後見人の解任の審判事件等を本案とする保全処分)

第百八十一 条 第百二十七条第一項から第四項までの規定 は、 未成年後見人の解任の審判事件又は未成年後

見監督人の解任 1の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

第十節 扶養に関する審判事件

(管轄)

第百八十二条 扶養義務 の設定 の審判事 件 別 表第 *(*) 八十四 一の項 の事 項について の審判事件をいう。 は,

扶養義務者となるべき者 (数人につい ての 扶養義務 0 設定の申 立てに係るも のにあっては、 そのうちの

人)の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 扶養義務の設定の取消しの審判事件 (別表第一の八十五の項の事項についての審判事件をいう。

は、

その扶養義務の設定の審判をした家庭裁判所 (抗告裁判所がその扶養義務の設定の裁判をした場合にあっ

ては、その第一審裁判所である家庭裁判所)の管轄に属する。

3 扶養 の順位の決定及びその決定の変更又は取消しの審判事件 (別表第二の九の項の事項についての審判

事件をいう。 並 びに扶養の程度又は方法につい ての 決定及びその決定の変更又は取消 l の審判事件 (同

表 の十 0 項 $\hat{\phi}$ 事 項につい ての審判事件をいう。 は、 相手方 (数人に対する申立てに係るものにあっては

そのうちの一人) の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

(申立ての特則)

第百八十三条 扶養義務の設定の申立ては、 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律

第百二十三号) 第二十条第二項第四号の規定による保護者の選任の申立てと一の申立てによりするときは

精神障害者の住 所地を管轄する家庭裁判所にもすることができる。

(陳述の聴取)

第百 八十四条 家庭裁判所は、 次の各号に掲げる審判をする場合には、 当該各号に定める者 (申立人を除く

- の陳述を聴かなければならない。
- 扶養義務の設定の審判 扶養義務者となるべき者
- 扶養義務の設定の取消しの審判 扶養権利者

(給付命令)

第百八十五 条 家庭裁判所は、 扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消 しの審判に

お 当事 者に対し、 金銭の支払、 物の引渡し、 登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。

(即時抗告)

第百八十六条 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、 即時抗告をすることができる。

- 扶養義務の設定の審判 扶養義務者となるべき者 (申立人を除く。
- 扶養義務の 設定の申立てを却下する審判 申立人
- _ 几 扶養義務の 扶養義務 \mathcal{O} 設定 設定の の取消 取消し の審判 の申立てを却下する審判 扶養権利者 (申立人を除く。) 申立

ï

五 扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消しの審判並びにこれらの申立てを却下する審判 申立

人及び相手方

六 扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判並びにこれらの申立てを却

下する審判 申立人及び相手方

(扶養に関する審判事件を本案とする保全処分)

第百八十七条 家庭裁判所 (第百五条第二項の場合にあっては、 高等裁判所) は、 次に掲げる事項について

 \mathcal{O} 審判又 (は調停の申立てがあった場合において、 強制 執行を保全し、 又は 事 件の 関係人の急迫の 危険 を防

止するため必要があるときは、 当該申立てをした者の申立てにより、 当該事項についての審判を本案とす

る仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消し

等一一方。生三目記して著名に関うて挙げる中

扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消

第十一節 推定相続人の廃除に関する審判事件

、推定相続 人の廃る 除 0 審 判事件及び推定相続人の廃除 0) 取 消し の審判 事 件

第百八十八条 推定相続人の廃除 の審判事件 (別表第一の八十六の項の事項についての審判事件をいう。

以

下同じ。) 及び推定相続人の廃除 の審判の取消 しの 審判事件 (同表の八十七の項の事 項に つい ての 審 判 事

件をいう。 次条第一項において同じ。) は、 被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。 た

だし、 これらの審判事件が被相続人の死亡後に申し立てられた場合にあっては、 相続が 開始した地を管轄

する家庭裁判所の管轄に属する。

2 第百· 十八条の 規定は、 前項に規定する審判事件における被相続人について準用する。

3 家庭 裁 判 所は、 推定. 相 続 人の 廃除 \mathcal{O} 審判 事件に おい ては、 申立てが不適法であるとき又は申立てに理 由

が ないことが明らかなときを除き、 廃除を求められた推定相 続 人の陳述を聴かなければならない。 この場

合における陳述 の聴取 は、 審問 の期日においてしなければならない。

4 推 定相続人の廃除の審判事件における手続については、 申立人及び廃除を求められた推定相続人を当事

者とみなして、 第六十七条及び第六十九条から第七十二条までの規定を準用する。

5 次の各号に掲げる審判に対しては、 当該各号に定める者は、 即時抗告をすることができる。

推定相続人の廃除の審判 廃除された推定相続

推定 和続· 人の廃除又はその審判 の取消しの申立てを却下する審判 申立人

(遺産の管理に関する処分の審判事件)

第百八十九 推定 相 続 人の廃除 の審判又はその取消 の審判の 確定前 の遺産 の管理に関する処分の 審判 事

件 (別表第一 の八 十八 の項の事 項につ V て の審判事 件をいう。 次項にお 1 て同じ。 は、 推定 相 続 人 \emptyset 廃

除 \mathcal{O} 審 判 事 件 又 は 推定 相 続 人 (D) 廃 除 0 審判 \mathcal{O} 取消 し の審判事 ず件が係る 属し 7 Ŋ る家庭裁判 所 (そ O審 剚 事 件

が 係属 し 7 11 な V 場合に あ 0 7 は 相 続 が 開 始 L た地 を管轄する家庭裁 判 所 その審判事 件 が 抗 告裁判 所に

係 属して Ų١ る場合に あっ て は そ O裁 判 所 の管 轄 に 属 する。

2 第百二十五条第一 項から第六項までの 規定は、 推定 相 続 人 0 廃 除 0 審判 又はその 取 消 L 0) 審

 \mathcal{O} 遺産 の管理 に関する処分の審判 事 件に おいて選任 した管理人について準用する。 この場合に お **√** √ て、 同

条第一 項、 第二項及び第四項中 「家庭裁判所」 とあるの は 「推定相続人の 廃除の審判又はその 取 消 \mathcal{O} 審

判 \mathcal{O} 確 定 前 \mathcal{O} 遺 産 \mathcal{O} 管理に関する処分を命じた裁判 所 と 同条第三項中 「成年被後見人の財 産 とある

のは「遺産」と読み替えるものとする。

3 推定 相 続 人 (T) 廃 除 \mathcal{O} 審 判 文 は その 取 消 し O審 判 \mathcal{O} 確 定 前 \mathcal{O} 遺 産 の管 理 に 関 する処分を命じ た 裁 判 所

推定 相 続 人の 廃除(の審 判又はその 取 消 し の審 判 が 確定したときは、 廃除 を求めら れた推定相続 人 前 項の

判

 \mathcal{O}

確

定

前

管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、 その処分の取消 しの裁判をし なければならない。

第十二節 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件

第百九十条 相続 の場合における祭具等の所有権 の承継者の指定の審判事件 (別表第二の十一の項の事項に

ついての審判事件をいう。 は、 相続が開始した地を管轄する家庭裁判 所の管轄に属する。

2 家庭裁判 所 は 相続の場合における祭具等の所有権の 承継者の指定の審判にお いて、 当事者に対し、 系

譜、祭具及び墳墓の引渡しを命ずることができる。

3

相続人その他の利害関係人は、

相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判及びその申立

てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

第十三節 遺産の分割に関する審判事件

(管轄)

第百九十一 条 遺産 の分割に関する審判事件 (別表第二の十二の項から十四の項までの事項についての審 判

事 件をい う。 は、 相続が 開 始 Ü た地を管轄する家庭裁判所の管 に轄に . 属 する。

前項の規定にかかわらず、 遺産の分割の審判事件 (別表第二の十二の項の事項についての審判事件をい

2

う。 以下同じ。) が係属している場合における寄与分を定める処分の審判事件 (同表の十四 $\overline{\mathcal{O}}$ 項 \hat{o} 事項に

ついての審判事件をいう。 次条において同じ。

)は、 当該遺産の分割の審判事件が係属している裁判所の

管轄に属する。

(手続の併合等)

第百九十二条 遺産の分割の審判事件及び寄与分を定める処分の審判事件が係属するときは、 これらの審判

O`手続 及び審判は、 併合してしなければならない。 数人からの寄与分を定める処分の審判事件が係属する

ときも、同様とする。

(寄与分を定める処分の審判の申立ての期間の指定)

第百九十三条 家庭裁判所は、 遺産の分割 の審判の手続において、 一月を下らない範囲内で、 当事者が寄与

分を定める処分の審判 の申立てをすべき期間を定めることができる。

2 家庭裁 判所は、 寄与分を定める処分の審判の申立てが前項の期間を経過した後にされたときは、 当該申

立てを却下することができる。

3

家庭裁判所は、 第一項の期間を定めなかった場合においても、 当事者が時機に後れて寄与分を定める処

分の申立てをしたことにつき、 申立人の責めに帰すべき事由があり、 かつ、 申立てに係る寄与分を定める

処分の審判の手続を併合することにより、 遺産の分割の審判の手続が著しく遅滞することとなるときは、

その申立てを却下することができる。

(遺産 の換価を命ずる裁判)

第百九十四 条 家庭裁判所は、 遺産 の分割の審判をするため必要があると認めるときは、 相続人に対し、 遺

産の全部 又は一 部を競売して換価することを命ずることができる。

2 家庭裁判所は、 遺産の分割の審判をするため必要があり、 かつ、 相当と認めるときは、 相続人の意見を

聴き、 相続人に対し、遺産の全部又は一部について任意に売却して換価することを命ずることができる。

ただし、 共同 相続人中に競売によるべき旨の意思を表示した者があるときは、この限りでない。

3 換価を命ずる裁判の理 前二項 の規定による裁判 由 の消滅その (以下この条において 他 の事情 の変更があるときは、 「換価を命ずる裁判」 家庭裁判所は、 という。) が確定した後に、 相続人の申立てにより その。

又は職 権で、 これを取り消すことができる。

4

換価を命ずる裁判は、 第八十一条第一 項において準用する第七十四条第一 項に規定する者のほか、 遺産

の分割の審判事件の当事者に告知しなければならない。

5 相続人は、 換価を命ずる裁判に対し、 即時抗告をすることができる。

6 家庭裁判所は、 換価を命ずる裁判をする場合において、 第二百条第一項の財産の管理者が選任されてい

ないときは、これを選任しなければならない。

7 家庭裁判所は、 換価を命ずる裁判により換価を命じられた相続人に対し、 遺産の中から、 相当な報酬を

与えることができる。

8 第百二十五条の規定及び民法第二十七条から第二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。) の規定

は、 第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、 第百二十五条第三

項中 「成年被後見人の財産」とあるのは、 「遺産」 と読み替えるものとする。

、債務を負担させる方法による遺産の分割)

第百九十五条 家庭裁判所は、 遺産の分割 の審判をする場合において、 特別の事情があると認めるときは、

遺産の分割の方法として、 共同 相続人の一 人又は数人に他の共同相続人に対する債務を負担させて、 現物

の分割に代えることができる。

(給付命令)

第百九十六条 家庭裁判所は、 遺産の分割の審判において、 当事者に対し、 金銭の支払、 物の引渡し、 登記

義務の履行その他の給付を命ずることができる。

(遺産の分割の禁止の審判の取消し及び変更)

第百九十 -七条 家庭裁判所は、 事情の変更があるときは、 相続人の申立てにより、 いつでも、 遺産の分割の

禁止の審判を取り消 又は変更する審判をすることができる。 この申立てに係る審判事件は、 別表第二

に掲げる事項についての審判事件とみなす。

(即時抗告)

第百九十八条 次の各号に掲げる審判に対しては、 当該各号に定める者は、 即時抗告をすることができる。

- 一 遺産の分割の審判及びその申立てを却下する審判 相続人
- 二 遺産の分割の禁止の審判 相続人
- \equiv 遺産 一の分割 の禁止 の審判を取 り消 Ļ 又は変更する審判 相続人
- 四 寄与分を定める処分の審判 相続人

五 寄与分を定める処分の申立てを却下する審判 申立人

2 第百九十二条前段の規定により審判が併合してされたときは、 寄与分を定める処分の審判又はその申立

てを却下する審判に対しては、 独立して即時抗告をすることができない。

3 第百九十二条後段の 規定により審判が併合してされたときは、 申立人の一人がした即時抗告は、 申立人

の全員に対してその効力を生ずる。

(申立ての取下げの制限に関する規定の準用

第百九十九条 第百五十三条の規定は、 遺産の分割の審判の申立ての取下げについて準用する。

(遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分)

第二百条 家庭裁判所 (第百五条第二項の場合にあっては、 高等裁判所。 次項において同じ。)は、 遺産 (T)

分割 の審 判又は調停の申立てがあった場合において、 財産 の管理 のため 必要があるときは、 申立てによ り

又は職 権 で、 担保 を立てさせないで、 遺産 0) 分割の 申立てについ ての審判が効力を生ずるまで \mathcal{O} 削 財産

の管理者を選任し、 又は 事件 . (7) 関係人に対 財産 0)管理. に関する る事 ず項を指示 示することができる。

家庭 裁 判所は、 遺産 の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、 強制執行を保全し、 又は事

2

件 の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、 当該申立てをした者又は相手方の申立てによ

り、 遺産 の分割の審判を本案とする仮差押え、 仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

3 第百二十五条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで (同法第二十七条第

項を除く。) の規定は、 第一 項の財産の管理者について準用する。 この場合において、 第百二十五条第

三項中 「成年被後見人の)財産」 とあるのは、 「遺産」 と読み替えるものとする。

第十四節 相続の承認及び放棄に関する審判事件

第二百一条 相続 の承認及び放棄に関する審判事件 (別表第一の八十九の項から九十五 の項までの 事 項に

11 ての審判事件をいう。)は、 相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 前 項 の規定にかかわらず、 限定承認の場合における鑑定人の選任 の審判事件 (別表第一の九十三の項の

事 項に <u>つ</u> ٧١ 7 の審判事件をいう。) は、 限定承 一認の申述を受理した家庭裁判所 (抗告裁判所が受理した場

合にあ っては、 その第 審裁 判所である家庭裁判所) の管轄に属する。

3 家庭 裁 判所 (抗告裁 判 所が限定承認 で の 申 述を受理した場合にあ っては、 その裁判所) は、 相続 人が数人

ある場合において、 限定承認の申述を受理したときは、 職権 で、 民法第九百三十六条第一 項の規定により

相続財産の管理人を選任しなければならない。

4 第百十八条の規定は、 限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理の審判事件(別表第一の九十一の

項の事項についての審判事件をいう。) における限定承認又は相続の放棄の取消しをすることができる者

について準用する。

5 限定承認及びその取消 し並 びに相続 の放棄及びその)取消 しの申述は、 次に掲げる事項を記載し た申述書

を家庭裁判所に提出してしなければならない。

一 当事者及び法定代理人

限定承認若しくはその取消し又は相続の放棄若しくはその取消しをする旨

6 第四十九条第三項から第六項まで及び第五十条の規定は、 前項の申述について準用する。 この場合にお

いて、 第四 十九条第四項中 「第二項」とあるのは、 「第二百一条第五項」 と読み替えるものとする。

7 家庭裁 判所は、 第五 項 の申述の受理の審判をするときは、 申述書にその旨を記載しなければならない。

この場合において、 当該 審判は、 申述書にその旨を記載した時 に、 その効力を生ずる。

8 前項の審判については、第七十六条の規定は、適用しない。

相続 の承認又は放棄をすべき期間の伸長の申立てを却下する審判 申立人

限定承認又は相続の放棄の取消しの申述を却下する審判 限定承認又は相続の放棄の取消しをするこ

とができる者

三 限定承認又は相続の放棄の申述を却下する審判 申述人

第百二十五条の規定は、 相続 財産の保存又は管理に関する処分の審判事件 (別表第一 0) 九十の項の事 項

10

に ついての審判事件をいう。)について準用する。 この場合において、 同条第三項中 「成年被後見人の財

産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。

第十五節 財産分離に関する審判事件

第二百二条 次の各号に掲げる審判事件は、 当該各号に定める裁判 所の管轄に属する。

財産 分離の の審判事件 (別表第一 の九十六の項の事項についての審判事件を いう。 次号において同じ。

) 相続が開始した地を管轄する家庭裁判所

財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分の審判事件 (別表第一 の九十七の項の事項について

の審判事件をいう。 第三項において同じ。) 財産分離の審判事件が係属している家庭裁判所 (抗告裁

判所に係属している場合にあってはその裁判所、 財産分離の裁判確定後にあっては財産分離の審判事件

が係属していた家庭裁判所)

 \equiv 財産分離 の場合における鑑定人の選任の審判事件 (別表第一 の九十八の項の事項についての審判事件

をいう。 財産分離 の審判をした家庭裁判所 (抗告裁判所が財産分離の裁判をした場合にあっては、

その第一審裁判所である家庭裁判所)

2 次の各号に掲げる審判に対しては、 当該各号に定める者は、 即時抗告をすることができる。

一 財産分離の審判 相続人

民法第九百四十一条第一項の規定による財産分離の申立てを却下する審判 相続債権者及び受遺者

 \equiv 民法第九百五十条第一 項の規定による財産分離の申立てを却下する審判 相続· 人の債 権者

3 第百二十五条の規定は、 財産 分離 Ö 請求後 の相続財 産 の管理に関する処分の審判事件 に っい て準用する

この場合におい て、 同条第三項中 「成年被後見人の財産」 とあるのは、 「相続財産」 と読み替えるも \mathcal{O}

とする。

第十六節 相続人の不存在に関する審判事件

(管轄)

第二百三条 次の各号に掲げる審判事件は、 当該各号に定める家庭裁判所の管轄に属する。

相続 人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判 事 件 (別表第一の 九 十九 の項の事

項に つい 7 0) 審 判事 件をいう。 次号及び第二百八条におい て同じ。 相 続が 開 始 L た地を管轄する家

庭裁判所

相続 人の不 存在の場合における鑑定人の選任の審判事件 (別表第一 **(**) 百の 項の 事項に つい て の審判 事

件をいう。) 相続 人の不存在の場合における相 続財産の管理に関する処分の審判事件に おい , て相ば 続財

産の管理人の選任の審判をした家庭裁判所

 \equiv 特別縁故者に対する相続財 産 の分与の 審判事件 (別表第一 の百一の項の事 項についての審判事 件をい

う。 次条第二項及び第二百七条におい て同じ。 相続 が開 始 l た地を管轄する家庭裁判所

(特別縁故者に対する相続財産の分与の審判

第二百四条 特別縁故者に対する相続財産の分与の申立てについての審判は、 民法第九百五十八条の 期間 0

満了後三月を経過した後にしなければならない。

2 同一の相 続財産に関し特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件が数個同時に係属するときは、

れらの審判の手続及び審判は、併合してしなければならない。

(意見の聴取)

第二百五 条 家庭裁判所は、 特別縁故者に対する相続財産の分与の申立てについての審判をする場合には、

民法第九百五十二条第一 項の規定により選任 又は第二百 八条に お いて準用する第百二十五 条第 項

規定により改任した相続財産の管理人 (次条及び第二百七条において単に 「相続財産の管理人」という。

の意見を聴かなければならない。

(即時抗告)

第二百六条 次の各号に掲げる審判に対しては、 当該各号に定める者は、 即時抗告をすることができる。

特別縁故者に対する相続財産 一の分与 の審判 申立 人及び相続財 産 座の管理-人

特別 縁故者に対する相続財産の分与の申立てを却下する審判 申立人

第二百四条第二項の規定により審判が併合してされたときは、 申立人の一人又は相続財 産の管理人がし

2

た即時抗告は、申立人の全員に対してその効力を生ずる。

(相続財産の換価を命ずる裁判)

第二百七条 第百九十四条第一項、 第二項本文、 第三項から第五項まで及び第七項の規定は、 特別縁故者に

対する相続財産の分与の審判事件について準用する。 この場合において、 同 条第 項及び第七項中 相 続

とあり、 並びに同 条第二項 单 「相続 人の意見を聴き、 相続人」 とあるのは 相 続財 産の管理

同条第三 項中 「相続人」 とあるの は 「特別縁故者に対する相続財 産 の分与の申 $\frac{1}{\sqrt{1}}$ 人若しく は 相 続 財 産 0 管

理人」と、 同条第四項中 「当事者」とあるのは 「申立人」 と 同条第五項中 相 続人」 とあるのは 「特別

縁故者に対する相続財産の分与の申立人及び相続財産の管理人」 と読み替えるものとする。

(管理者の改任等に関する規定の準用)

第二百八条 第百二十五 条の 規定は、 相続 人の不存在の場合における相続財産 の管理に関する処分の審判事

件について準用する。 この場合におい て、 同条第三項中 「成年被後見人の財産」 とあるのは、 相 続財産

」と読み替えるものとする。

第十七節 遺言に関する審判事件

(管轄)

第二百九条 遺言に関する審判事件 (別表第一の百二の項から百八の項までの事項に ついての審判事件をい

う。) は、 相続を開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 前項 の規定に かかわらず、 遺言の確認 の審判事 件 (別表第一の百二の 項の事項につい ての審判事件をい

う。 は、 遺言者の生存中は、 遺言者の住 所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

(陳述及び意見の聴取)

第二百十条 家庭裁判所は、 次の各号に掲げる審判をする場合には、 当該各号に定める者の陳述を聴かなけ

ればならない。

遺言執行者の解任の審判 遺言執行者

負 担 付遺贈に係る遺言の)取消, L の審判 受遺者及び負担 の利益を受けるべき者

2 家庭 裁判所 は、 遺言執行者の選任の審判をする場合には、 遺言執行者となるべき者の意見を聴かなけれ

ばならない。

(調書の作成)

第二百十一条 裁判所書記官は、 遺言書の検認について、 調書を作成しなければならない。

(申立ての取下げの制限)

第二百十二条 遺言の確認又は遺言書の検認の申立ては、 審判がされる前であっても、 家庭裁判所の許可を

得なければ、取り下げることができない。

(審判の告知)

第二百十三条 次の各号に掲げる審判は、 第七十四条第一項に規定する者のほか、 当該各号に定める者に告

知しなければならない。

一 遺言執行者の解任の審判 相続人

負担付遺贈に係る遺言の取消し の審判 負担 の利益を受けるべき者

(即時抗告)

第二百十四条 次の各号に掲げる審判に対しては、 当該各号に定める者は、 即時抗告をすることができる。

一 遺言の確認の審判 利害関係人

遺言の確認の申立てを却下する審判 遺言に立ち会った証人及び利害関係人

三 遺言執行者の選任の申立てを却下する審判 利害関係人

四 遺言執行者の解任の審判 遺言執行者

五 遺言執行者の解任の申立てを却下する審判 利害関係人

六 遺言執行者の辞任につい ての許可の申立てを却下する審判 申立人

人 負担 付 遺贈に係る遺言 の取 消 Ü の申立てを却下する審判 相続人

七

負担:

付

遺贈に係る遺言の

取消

L

の審判

受遺者その

他

の利害関係

人

(申立人を除く。

(遺言執行者の解任の審判事件を本案とする保全処分)

第二百十五条 家庭裁判所 (第百五条第二項の場合にあっては、 高等裁判所。 第三項及び第四項において同

ľ)は、 遺言執行者の解任の申立てがあった場合において、 相続 人の利益のため必要があるときは、 当

該申立てをした者の 申立てにより、 遺言執行者の解任の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間

遺言執行者の職務 の執行を停止し、 又はその職務代行者を選任することができる。

2 前項 Ô 規定による遺言執行者の職 務の 執行を停止する審判は、 職 務の執行を停止される遺言執行者、 他

遺言執行者又は同項の規定により選任した職務代行者に告知することによって、 その効力を生ずる。

0

3

4

家庭裁判所は、

家庭裁判所は、 いつでも、 第一項の規定により選任した職務代行者を改任することができる。

第一項の規定により選任し、又は前項の規定により改任した職務代行者に対し、

相続財

産 の中から、 相当な報酬を与えることができる。

第十八節 遺留分に関する審判事件

第二百十六条 遺留分を算定する場合における鑑定人の選任の審判事件 次の各号に掲げる審判事件は、 当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。 (別表第一の百 九の項の事項に ついての審判

事件をいう。 相続が開始した地

遺留分の放棄についての許可の審判事件 (別表第一の百十の項の事項についての審判事件をいう。

被相続人の住所地

2 遺留分の放棄についての許可の申立てをした者は、 申立てを却下する審判に対し、 即時抗告をすること

ができる。

第十 九節 任意後見契約法に規定する審判事件

(管轄)

第二百十七条 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任 の審判事件 (別表第一 の百十

の項の事項についての審判事件をいう。 次項及び次条において同じ。) は、任意後見契約法第二条第二

2 任意後見契約法に規定する審判事件 (別表第一の百十一の項から百二十一 の項までの事 項につい 7 の審

(以下この節において単に「本人」という。)の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

号の本人

判事件をいう。 は、 任意後見契約 の効力を発生させるた め の 任意後見監督人の 選任 0 審 判 事 件 を 除

任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督 人の選 任 . (T) 審判 をした家庭 裁 判 所 (抗告裁) 判 所 が 当

該任意後見監督人を選任した場合にあっては、 その第一審裁判所である家庭裁判所) の管轄に属する。 た

だし、 いるときは、 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判事件が家庭裁判所に係属して その家庭裁判所の管轄に属する。

(手続行為能力)

第二百十八条 第百 一十八条 の規定は、 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任 の審判

事件における本人について準用する。

(精神の状況に関する意見の聴取)

第二百十九条 家庭裁判所は、 本人の精神の状況につき医師その他適当な者の意見を聴かなけ れば、 任意後

見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判をすることができない。

(陳述及び意見の聴取)

第二百二十条 家庭 裁判所は、 次の各号に掲げる審判をする場合には、 当該各号に定める者 (第 一 号及び第

几 号にあっては、 申立· 人を除く。)の陳述を聴か なけ ればならない。 ただし、 本人に うい ては、 本人の心

身 \mathcal{O} 障害により本人 \mathcal{O} 陳述を聴くことができないときは、この限りで な V)

任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任 の審判 並びに任意後見監督人が欠けた

場合及び任意後見監督人を更に選任する場合における任意後見監督人の選任の審判 本人

- 二 任意後見監督人の解任の審判 任意後見監督人
- 三 任意後見人の解任の審判 任意後見人

几 任 意後見契約 \bigcirc 解除 に 9 ٧V て 0) 許可 \mathcal{O} 審判 本人及び任意後見人

2 家庭 裁判 所 は、 前 項第一 号に掲げる審判をする場合には、 任意後見監督人となるべき者の意見を聴かな

ければならない。

3 家

家庭裁判所は、 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判をする場合には、

任意後見契約 の効力が生ずることについて、 任意後見受任者の意見を聴かなければならない。

(申立ての取下げの制限)

第二百二十一条 任意後見契約 の効力を発生させるための任意後見監督人の選任及び任意後見監督人が欠け

た場合に おける任意後見監督 人の選任 の申 立ては、 審判がされる前であっても、 家庭裁判所の許可 を得な

ければ、取り下げることができない。

(審判の告知)

第二百二十二条 次の各号に掲げる審判は、 第七十四条第一項に規定する者のほか、 当該各号に定める者に

告知しなければならない。

任意後見契約 の効力を発生させるため の任意後見監督 人の 選任の審判 本人及び任意後見受任者

後見開 始 0 審判等 Ò 取消 L の審 判 後見開始 0 審 判 0 取 消 し Ŏ 審判にあ っては成年後見人及び成年後

見監 督人、 保佐開 始 の審判 0 取消 し 0 審 判にあ 0 ては保佐人及び保佐監督人並びに補助開 始 の審 判 0 取

消しの審判にあっては補助人及び補助監督人

三 任意後見人の解任の審判 本人及び任意後見監督人

刀 任意後見契約 の解除につい ての許可の審判 本人、 任意後見人及び任意後見監督人

(即時抗告)

第二百二十三条 次の各号に掲げる審判に対しては、 当該各号に定める者 (第四号及び第六号にあっては、

申立人を除く。)は、即時抗告をすることができる。

任意後見契約 0 効力を発生させるための任意後見監督人の選任の申立てを却下する審判

二 任意後見監督人の解任の審判 任意後見監督人

三 任意後見監督人の解任の申立てを却下する審判 申 立人並びに本人及びその親族

四 任意後見人の解任の審判 本人及び任意後見人

五 任意後見人の 解任の 申立てを却下する審判 申立 人 任意後見監督人並 びに本人及びその親族

六 任意後見契約 0 解 除 に つい 7 の 許可 Ò 審判 本 人及び任意後見人

七 任意後見契約 \mathcal{O} 解除 に <u>つ</u> V て \mathcal{O} 許可 \mathcal{O} 申 立てを却下する審判 申立人

(任意後見監督人の事務の調査

申立人

第二百二十四条 家庭裁判所は、 家庭裁判所調査官に任意後見監督人の事務を調査させることができる。

(任意後見監督人の解任の審判事件等を本案とする保全処分)

第二百二十五条 第百二十七条第一項から第四項までの規定は、 任意後見監督人の解任の審判事件 (別表第

の百十七の項の事 項についての審判事件をいう。) を本案とする保全処分について準用する。

2 第百二十七条第 項及び第二項 の規定は、 任意後見人の 解任の審判事件 (別表第一 の百二十の 項 の事項

12 つ V 7 \mathcal{O} 審 判 事 件をいう。 を本案とする保全処分につい て準用する。 この場合にお V て、 同 条第 項

中 「停止し、 又はその職務代行者を選任する」とあるのは 「停止する」と、 同条第二項中 「同項の規定に

より選任した職務代行者」とあるのは 「任意後見監督人」と読み替えるものとする。

第二十節 戸籍法に規定する審判事件

(管轄)

第二百二十六条 次の各号に掲げる審判事 件は、 当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所 の管轄に 風する。

氏又は名の変更についての許 可 Ď 審判事件 (別表第一の百二十二の項の事項についての審判事件をい

う。) 申立人の住所地

就籍許可の審判 事件 (別表第一の百二十三の項の事項についての審判事件をいう。 就籍しようと

する地

 \equiv 戸籍 の訂正についての許可の審判事件 (別表第一の百二十四の項の事項についての審判事件をいう。

)その戸籍のある地

匹 戸籍事 件 に · つ 11 ての 市 町村長の処分に対する不服の審判事件 (別表第一の百二十五 の項の事 項につい

7 \hat{O} 審 判 事 件を いう。 次条にお いて同じ。 市役所 (戸籍法 (昭和二十二年法律第二百二十四 号) 第

匹 条において準用する同法第百二十一条の規定による場合にあっては、 区役所) 又は町村役場の所在地

(手続行為能力)

第二百二十七条 第百十八条の規定は、 戸籍法に規定する審判事件 (別表第一の百二十二の項から百二十五

 \mathcal{O} 項までの事項についての審判事件をいう。 における当該審判事件の申立てをすることができる者につ

1 て準用する。 ただし、 戸籍事件についての市町村長の 処分に対する不服の審判事件においては、 当該処

分を受けた届 出その他 の行為を自らすることができる場合に限る。

(事件係属の通知)

第二百二十八条 家庭裁判所は、 戸籍法第百十三条の規定による戸籍の訂正 についての許可 の申立てが当該

戸籍の届出人又は届出事件の本人以外の者からされた場合には、 申立てが不適法であるとき又は申立てに

理 由 がないことが明らかなときを除き、当該届出人又は届出事件の本人に対し、その旨を通知しなければ

ならない。 ただし、 事件の記録上これらの者の氏名及び住所又は居所が判明している場合に限る。

(陳述及び意見の聴取)

第二百二十九条 家庭 裁判 所は、 氏の変更についての許可の審判をする場合には、 申立人と同 戸籍内にあ

る者 (十五歳以上 のものに限る。) の陳述を聴かなければならない。

2 家庭裁判所は、 戸籍事件についての市町村長 (特別区の区長を含むものとし、 地方自治法 (昭和二十二

法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、 区長とする。 以下この節にお

年

て同じ。 の処分に対する不服 の申立てがあった場合には、 当該市 町村長 の意見を聴かなければならない。

(審判の告知等)

第二百三十条 戸籍事 件に つい 7 の市 町村 長の処分に対する不服 の申立てを却下する審判は、 第七十四条第

項に規定する者のほか、 当該市町村長に告知しなければならない。

2 家庭裁判所は、 戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の申立てを理由があると認めるときは

、当該市町村長に対し、相当の処分を命じなければならない。

(即時抗告)

第二百三十一条 次の各号に掲げる審判に対しては、 当該各号に定める者は、 即時抗告をすることができる。

氏の変更についての許 可 の 審判 利害関係人 (申立人を除く。

氏又はな 名の変更についての許可 Ò 申 立てを却下する審判 申立人

三 就籍許可の申立てを却下する審判 申立人

四 戸籍 の訂 正についての許可 の審判 利害関係人(申立人を除く。)

五 戸籍の訂正についての許可の申立てを却下する審判 申立人

六 前条第一 二項 Ď 規定による市町村長に相当の処分を命ずる審判 当該市 町村長

七 戸籍事件 に うい ての市 町村長 の処分に対する不服の 申立てを却下する審判 申立人

節 性同 性障害者 0) 性別 0 取 扱 ٧١ の特例に 関する法律に規定する審判 事 件

性別の取 扱 ٧١ の変更の審判事件 (別表第一の百二十六の項の事項についての審判事件をい

う。 次項において同じ。)は、 申立人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 第百十八条の規定は、 性別の取扱いの変更の審判事件における申立人について準用する。

3 性別の取扱いの変更の申立てをした者は、 その申立てを却下する審判に対し、 即時抗告をすることがで

きる。

第二十二節・厚生年金保険法等に規定する審判事件

第二百三十三条 請求すべき按分割合に関する処分の審判事件 (別表第二の十五の項の事項についての審判

事件をいう。) は、 申立人又は相手方の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 申立人及び相手方は、 請求すべき按分割合に関する処分の審判及びその申立てを却下する審判に対し、

即時抗告をすることができる。

3 請求すべき按分割合に関する処分の審判の手続については、 第六十八条第二項の規定は、 適用しない。

第二十三節 児童福祉法に規定する審判事件

(管轄)

第二百三十四条 都道府県の措置についての承認の審判事件 (別表第一の百二十七の項の事項についての審

判事件をいう。 次条において同じ。) 及び都道府県の措 置 の期間の更新につい ての 承認の審判事件 同 表

の百二十八の項の事項についての審判事件をいう。 次条において同じ。) は、 児童の住所地を管轄する家

庭裁判所の管轄に属する。

(手続行為能力)

第二百三十五条 第百十八条の規定は、 都道府県の措置につい ての承認 の審判事 件 (当該審判事件を本案と

する保全処分についての審判事件を含む。) 及び都道 府 県の 措置 0 期間 0 更新に つい て 0) 承 認 (T) 審判 事 件

における児童を現に監護する者、 児童に対し親権を行う者、 児童の未成年後見人及び児童につい て準用す

る。

(陳述及び意見の聴取)

第二百三十六条 家庭 裁判所は、 都道 府県の措置についての承認又は都道府県の措置 一の期間 の更新について

の 承認 *(*) 申 八 てについての審判をする場合には、 申立てが不適法であるとき又は申立てに 理 由 が ないこと

が で明らか なときを除き、 前条に規定する者 (児童にあっては、 十五歳以上のものに限る。 の陳述を聴か

なければならない。

2

前 項の場合において、 家庭裁判所は、 申立人に対し、 児童を現に監護する者、 児童に対し親権を行う者

及び児童の未成年後見人の陳述に関する意見を求めることができる。

(審判の告知)

第二百三十七条 都道· 一府県の措置についての承認又は都道府県の措置 一の期間 の更新についての承認の審判は

第七十四条第一 項に規定する者の ほ か、 児童を現に監護する者、 児童に対し親権を行う者及び児童の 未

成年後見人に告知しなければならない。

(即時抗告)

第二百三十八条 次の各号に掲げる審判に対しては、 当該各号に定める者は、 即時抗告をすることができる。

都道府県の措置についての承認の審判 児童を現に監護する者、 児童に対し親権を行う者及び児童 0

未成年後見人

都道 府 県の措置 に 一ついての承 認の申立てを却下する審判 申立人

都道 府 県 の措 置 0) 期 間 0) 更新 ľΞ うい ての承認 の審判 児童を現に監護する者、 児童 に対し親権を行う

者及び児童の未成年後見人

四 都道府県の措置 の期間 の更新につい ての承認の申立てを却下する審判 申立人

都道府県の措置に いつい ての承認 の審判事件を本案とする保全処分)

第二百三十 九条 家庭裁判所 (第百五条第二項の場合にあっては、 高等裁判所) は、 児童福祉法 (昭和二十

一年法律第百六十四号) 第三十三条第二項の規定による一 時 保護が 加えられている児童につい · て都道 府県

の措 置 に <u>つ</u> V 7 0 承 認の 申立 てが あ り、 カゝ つ、 児童 一虐待の 防 止等に関する法律 (平成十二年法律第八十二

号) 第十二条第 項の 規定 により当 一該児 童 の保護者について同項各号に掲げ る行為 0 全部 が 制 限 され てい

る場合において、 当該児童 の保護の ため必要があるときは、 当該申立てをした者の申立てにより、 承 認 0

申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、 当該保護者に対し、 当該児童の住所若しくは居所、 就学

する学校その他 の場所において当該児童の身辺につきまとい、 又は当該児童の住所若しくは居所、 就学す

移動する経路を含む。) る学校その他その 通常所在する場所 の付近 をは ĺ١ (通学路その か ٧١ してはならないことを命ずることができる。 他 の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常

第二十四節 生活保護法等に規定する審判事件

第二百四十条 施設 への入所等についての許 可 の審判事件 (別表第一の百二十九の項の事 項についての審判

事件をいう。第三項において同じ。) は、 被保護者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

- 2 扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判事件 (別表第二の十六の項の事項についての審判事件をい
- う。)は、 扶養義務者 (数人に対する申立てに係るものにあっては、 そのうちの一人) の住所地を管轄す

る家庭裁判所の管轄に属する。

3 第百十八条の 規定は、 施設への入所等についての許可 の審判事件における被保護者、 被保護者に対 し親

権を行う者及び被保護者の後見人について準用する。

4 家庭裁判所は、 施設への入所等についての許可の申立てについての審判をする場合には、 申立てが不適

法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き、 被保護者 (十五歳以上のものに限る。

- 被保護者に対し親権を行う者及び被保護者の後見人の陳述を聴かなければならない。
- 5 施設へ *(*) 入所等についての許可 の審判は、 第七十四条第一項に規定する者のほか、 被保護者に対し親権

を行う者及び被保護者の後見人に告知しなければならない。

- 6 次の各号に掲げる審判に対 Ù っては、 当該各号に定める者は、 即時抗告をすることができる。
- 施設への入所等についての許可の審判 被保護者に対し親権を行う者及び被保護者の後見人

- 施設への入所等についての許可の申立てを却下する審判 申立人
- \equiv 扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判及びその申立てを却下する審判 申立人及び相手方

第二十五節 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する審判事件

第二百四十一 条 保護者の順位の変更及び保護者の選任の審判事件 (別表第一の百三十の項の事項について

0) 審判 事件をいう。 第四項において同じ。) は、 精神障害者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属す

る。

2 家庭裁判所は、 次の各号に掲げる審判をする場合には、 当該各号に定める者(申立人を除く。) の意見

を聴かなければならない。

一 保護者の順位の変更の審判 先順位に変更される者

二 保護者の選任の審判 保護者となるべき者

3

次の各号に掲げる審判に対しては、

当該各号に定める者は、

即時抗告をすることができる。

- 保護者 この順位 の変更 の審判 先順位に変更される者 (申立人を除く。)
- 一保護者の選任の審判 保護者となるべき者(申立人を除く。)

 \equiv 保護者の順位の変更又は保護者の選任の申立てを却下する審判 申立人

4 家庭裁判所は、 いつでも、 保護者の順位の変更及び保護者の選任の審判事件において選任した保護者を

改任することができる。

第二十六節 破産法に規定する審判事件

第二百四十二条 次の各号に掲げる審判事件は、 当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

破産手 続が開 始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判 事 件 (別表第一

の百三十一の項の事項についての審判事件をいう。 第三項において同じ。 夫又は妻の住所地

親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件 (別表第一の百三十二

の項の事項についての審判事件をいう。 第三項において同じ。) 子の住所地

破産 手続に おける相続 の放棄の承認についての 申述の受理の審判事 侔 (別表第一の百三十三の項の事

項につい ての 審判事件 を いう。 第三項において同じ。) 相続 が開 始 L た地

2 破産管財 人は、 破産手続における相続 の放棄の承認についての申 述を却下する審判に対し、 即時抗告を

することができる。

3 第百五十二条第一項、 第百五十四条第二項 (第二号に係る部分に限る。)、 第百五十五条、

第百

五

十六

条 契約による財産の管理者の変更等の審判事件について、 (第二号に係る部分に限る。) 及び第百五十八条の規定は破産手続が開始された場合における夫婦財 第百六十八条 (第三号に係る部分に限る。 第 産

百六十九 条第一 項 (第一号に係る部分に限る。 第百七十条 (第一号に係る部分に限る。 第百七十

二条第一 項 (第三号及び第四号に係る部分に限る。 及び第二項 第一 号に係る部分に限る。 並 CK に第

に 百七 おける管理権喪失の審判事件について、 十四四 条 0 規定 (管理 権喪失に関する部分に限る。 第二百一条第五項から第八項までの規定は破産 は親権を行う者に いつき破れ \ 除産手続³ が 手続における相 開 始さ れ た場合

続 の放棄の承認に うい ての申述の受理の審判事件について準用する。

第二十七 飾 中 -小企業における経営の承継 の円滑化に関する法律に規定する審判 事件

第二百四十三条 遺留 分の算定に係る合意について **(**) 許可 の審判事 件 別 表第 <u>ー</u>の 百三十四 0) 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 事 項につ

第三条第二 一項の 旧 代表者 \bigcirc 住所地を管轄 する家庭 裁判 所 の管 轄 に 属 ずる。

遺留分の算定に係る合意についての許可の審判 は、 当該合意の当事 者の全員に告知しなければならない。

2

11

7

 \tilde{O}

審

判事

件をいう。

は、

中

小

企業に

お

け

る経営

 \bigcirc

承

継の

)円滑:

化

に関

する法律

(平成二十年法律第三

次の各号に掲げる審判に対しては、 当該各号に定める者は、 即時抗告をすることができる。

遺留分の算定に係る合意についての許可の審判 当該合意の当事者 (申立人を除く。)

遺留分の算定に係る合意についての許可の申立てを却下する審判 当該合意の当事者

第三編 家事調停に関する手続

第一章 総則

第一節 通則

(調停事項等)

第二百四十四条 家庭裁判所は、 人事に関する訴訟事件その他家庭に関する事件 (別表第一に掲げる事項に

ついての事件を除く。 について調停を行うほか、この編の定めるところにより審判をする。

(管轄等)

第二百四十五条 家事調停事件は、 相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁

判所の管轄に属する。

2

民事訴訟法第十一条第二項及び第三項の規定は、 前項の合意について準用する。

3 第百九十一条第二項及び第百九十二条の規定は、 遺産 の分割の調停事件 (別表第二の十二の 項 \emptyset 事 項に

<u>つ</u> いての調停事件をいう。)及び寄与分を定める処分の調停事件 (同表の十四の項の事項に っいい 7 Ø 調停

事件をいう。)について準用する。 この場合において、 第百九十一条第二項中 「前項」とあるのは、

二百四十五条第一項」と読み替えるものとする。

(地方裁判所又は簡易裁判所への移送)

第二百 四十六名 条 家庭 裁判所は、 第二百四十 兀 条 の規定により調停を行うことができる事件以外の 事 件 に

V て調停の申立てを受けた場合には、 職権で、 これを管轄権を有する地方裁判所又は簡易裁判所に移送す

る。

2 家庭裁判所は、 第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件について調停の申立てを受け

た場合において、 事件を処理するために必要があると認めるときは、 職権で、 事件の全部又は一 部を管轄

権を有する地方裁判所又は簡易裁判所に移送することができる。

3 家庭裁 判 所 は、 事 件を処理するために特に必要が あると認めるときは、 前二項の規定に カコ カュ わ らず、 そ

の事件を管轄権を有する地方裁判所又は簡易裁判所以外の地方裁判所又は簡易裁判所 (事物管轄: 権を有す

るものに限る。)に移送することができる。

4 第九条第三項から第五項までの規定は、 前三項の規定による移送の裁判について準用する。

(調停機関)

第二百四十七条 家庭裁判所は、 調停委員会で調停を行う。ただし、 家庭裁判所が相当と認めるときは、 裁

判官のみで行うことができる。

2 家庭裁判 所は、 当事者の申立てがあるときは、 前項ただし書の規定にかかわらず、 調停委員会で調停を

行わなければならない。

(調停委員会)

第二百四十八条 調停委員会は、 裁判官一人及び家事調停委員二人以上で組織する。

- 2 調停委員会を組織する家事調停委員は、 家庭裁判所が各事件について指定する。
- 3 調停委員会の決議は、 過半数の意見による。 可否同数の場合には、 裁判官の決するところによる。
- 4 調停委員会の評議は、秘密とする。

(家事調停委員)

第二百四十九条 家事調停委員は、非常勤とし、その任免に関し必要な事項は、 最高裁判所規則で定める。

2 家事調停委員には、 別に法律で定めるところにより手当を支給し、 並びに最高裁判所規則で定める額の

旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(家事調停官の任命等)

第二百五十条 家事 調停官は、 弁護士で五年以上その職にあったもののうちから、 最高裁判所が任命する。

2 家事 調 停 官は、 この法律の定めるところにより、 家事 調停事件 の処理に必要な職務を行う。

3 家事調停官は、任期を二年とし、再任されることができる。

4 家事調停官は、非常勤とする。

5 家事調停官は、 次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、 在任中、 その意に反して解任されるこ

とがない。

弁護士 法 (昭和二十四年法律第二百五号) 第七条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。

三 職務上 の義務違反その他家事調停官たるに適しない非行があると認められたとき。

6 この 法律に定めるものの にほか、 家事調停官の任免に関し必要な事項は、 最高裁判所規則で定める。

(家事調停官の権限等)

第二百五十一 条 家事 調停官は、 家庭裁判所の指定を受けて、 家事調停事件を取り扱う。

2 家事調停官は、 その取り扱う家事 調停事件の処理について、この法律において家庭裁判所、 裁判官又は

裁判長が行うものとして定める家事 調停事件 の処理に関する権限を行うことができる。

3 家事調停官は、独立してその職権を行う。

4 家事調停官は、 その権限を行うについて、 裁判 所書記官、 家庭裁判所調査官及び医師である裁判所技官

に対し、 その職務に関し必要な命令をすることができる。 この場合において、 裁判所法 韶 和二十二年法

律第五十九号) 第六十条第五項の規定は、 家事調停官の命令を受けた裁判所書記官について準用する。

5 家事調停官に は 別に法律で定めるところにより手当を支給し、 並びに最高裁判所規則で定める額の旅

費、日当及び宿泊料を支給する。

(手続行為能力)

第二百五十二条 次の各号に掲げる調停事件 (第一号及び第二号にあっては、 財産上の給付を求めるものを

除く。)において、 当該各号に定める者は、 第十七条第一項において準用する民事訴訟法第三十一条の 規

定にかかわらず、 法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができる。その者が被保佐人又は被補

助人(手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。) であって、 保佐人

若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も、 同様とする。

間 の協力扶助に関する処分の調停事件 (別表第二の一 の項の事項に ついての調停事件をいう。

夫及び妻

____ 子の監護に関する処分の調停事件 (別表第二の三の項の事項についての調停事件をいう。) 子

三 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の調停事件 (別表第二の七の項の事項についての調停事件

をいう。) 養子、その父母及び養親

兀 親権 者 の指定又は変更の調停事件 (別表第二の八の項の事項についての調停事件をいう。 子及び

その父母

五 人事 訴 訟法第二条に規定する人事に関する訴え (第二百七十七条第一項において単に 「人事 ずに関う

訴え」という。 を提起することができる事項についての調停事件 同 法第十三条第一項の規定が適用

されることにより訴訟行為をすることができることとなる者

2 親権を行う者又は後見人は、第十八条の規定にかかわらず、 前項第一号、第三号及び第四号に掲げる調

停事件 (同項第一号の調停事件にあっては、 財産上の給付を求めるものを除く。)においては、 当該各号

に定める者に代理して第二百六十八条第一 項の合意、 第二百七十条第一項に規定する調停条項案の受諾及

び第二百八十六条第八項の共同 の申 出をすることができない。 離婚に うい 7 の 調 停事件 12 お ける夫及び妻

0 後見人並 びに離縁 に つい ての調 原事件における養親の後見人、 養 子 (十五歳以上 0) Ł 0 に 限る。 以下こ

0) 項において同じ。 に対し親権を行う者及び養子の後見人についても、 同様とする。

(調書の作成)

第二百五十三条 裁判所書記官は、 家事調停の手続の期日について、 調書を作成しなければならない。 ただ

裁判長においてその必要がないと認めるときは、 この限りでない。

(記録の閲覧等)

第二百五十四条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、 家庭裁判所の許可を得て、 裁判所書記官に対

家事調停事 件の記録の閲覧若しくは謄写、 その正本、 謄本若しくは抄本の交付又は家事 調停事件に関す

る事項の証明書の交付を請求することができる。

2 事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明 前項の規定は、 家事調停事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定

た第三者は、 家庭裁判所の許可を得て、 裁判所書記官に対し、 これらの物の複製を請求することができ

る。

0

3 家庭裁 判所は、 当事者又は利害関係を疎明した第三者から前二項の規定による許可の申立てがあった場

合 (第六項に規定する場合を除く。) において、 相当と認めるときは、これを許可することができる。

4 次に掲げる書面については、当事者は、第一項の規定にかかわらず、 家庭裁判所の許可を得ずに、 裁判

所書記官に対し、 その交付を請求することができる。

審判書その 他の裁判書の正本、 謄本又は抄本

調停 に おい て成立した合意を記載 又は 調停をしないものとして、若しくは調停が成立しないもの

として事件が終了した旨を記 載 した調書の正本、 謄本又は抄本

 $\stackrel{\cdot}{=}$ 家事 調停事件に関する事項の `証明書

5 家事調停事件の記録の閲覧、 謄写及び複製の請求は、 家事調停事件の記録の保存又は裁判所若しくは調

停委員会の執務に支障があるときは、することができない。

6 第二百七十七条第一項に規定する事項についての調停事件において、 当事者から第一項又は第二項の規

第四十七条第三項、

第四項及び第八項から第十項までの

規定を準用する。

定による許可の申立てがあった場合については、

第二節 家事調停の申立て等

(家事調停の申立て)

第二百五十五条 家事調停の申立ては、 申立書 (次項及び次条において「家事調停の申立書」という。) を

家庭裁判所に提出してしなければならない。

2 家事調停 の申立書には、 次に掲げる事項を記載しなければならない。

当事者及び法定代理人

一 申立ての趣旨及び理由

3 家事 ず調停 の申立てを不適法として却下する審判に対しては、 即時抗告をすることができる。

4 第四十九条第三項から第六項まで及び第五十条 (第一項ただし書を除く。 の規定は、 家事 調停 0) 申

立.

てについて準用する。この場合において、 第四十九条第四項中 「第二項」とあるのは、 「第二百五十五条

第二項」と読み替えるものとする。

(家事調停の申立書の写しの送付等)

第二百五十六条 家事 調停の申立 てがあっ た場合には、 家庭裁判所は、 申立てが不適法であるとき又は家事

調停 の手 続 の期日 を経り ないで第二百七十 条の規定により家事調停事 件を終了させるときを除き、 家事 調

停の 申立書の写しを相手方に送付しなければならない。 ただし、 家事調停の手続の円滑な進行を妨げる お

それがあると認められるときは、 家事調停の申立てがあったことを通知することをもって、 家事調停の申

立書の写しの送付に代えることができる。

2 第四十 九条第四項から第六項までの規定は前項の規定による家事調停の申立書の写しの送付又はこれに

代わ る通知をすることができない場合について、 第六十七条第三項及び第四 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 は前項の規定による

家事 調停 \bigcirc 申立書の写しの送付又はこれに代わる通知 の費用の予納について準 用する。

(調停前置主義)

第二百五十七条 第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件について訴えを提起しようとす

る者は、 まず家庭裁判所に家事調停の申立てをしなければならない。

2 前項の事件について家事調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、 裁判所は、 職権で、 事

件を家事 調停に付さなければならない。 ただし、 裁判所が事件を調停に付することが相当でないと認める

ときは、この限りでない。

3 裁判所 は、 前 項 0) 規定により事件を調停に付する場合においては、 事件を管轄権を有する家庭 裁判所に

処理させなければならない。 ただし、 家事調停事件を処理するために特に必要があると認めるときは、 事

件を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に処理させることができる。

第三節 家事調停の手続

〈家事審判の手続の規定の準用等)

第二百 五十 八条 第四十一 条か ら第四十三条までの規定は家事調停の手続 にお ける参加及び排除について、

第四十四 条 の規定は家事 調停 :
の手 続における受継 について、 第五十一条から第五十五条ま での 規定 は 家事

調停の手 続の期日について、 第五十六条から第六十二条まで及び第六十四条の規定は家事調停の手続にお

ける事実の調査及び証拠調べについて、 ついて、 第七十三条、第七十四条、 第七十六条 第六十五条の規定は家事調停の手続における子の意思の把握等に (第一項ただし書を除く。)、第七十七条及び第七十九条

準用する。

の規定は家事調停に関する審判について、

第八十一条の規定は家事調停に関する審判以外の裁判について

2 前 頃に お いて準用する第六十一条第一項の規定により家事調停 の手続に おける事実の 譋 査 0 嘱託を受け

だし、 た裁判所は、 嘱託を受けた家庭裁判所が家庭裁判所調査官に当該嘱託に係る事実の調査をさせることを相当と認 相当と認めるときは、 裁判所書記官に当該嘱託 に係る事 実 \widehat{O} 調査をさせることができる。 た

めるときは、この限りでない。

、調停委員会が行う家事調停の手続の指揮)

第二百五十九条 調停委員会が行う家事調停の手続は、 調停委員会を組織する裁判官が指揮する。

「調停委員会等の権限)

第二百六十条 調停委員会が家事調停を行う場合には、 次に掲げる事項に関する裁判所の権 限は、 調停委員

会が行う。

項及び第二項の規定による補佐人の許可

第三十三条ただし書の規定による傍聴の許可

匹 第三十五条の規定による手続 の併合等

五. 第二百 五. 十五 条第四項に おい て準用する第五 十条第三項及び第四項の規定による申立ての変更

六 第二百五十八条第一項におい て準用する第四十一条第 項及び第二項並 びに第四 十二条第 項 か 6

三項まで及び第五項の規定による参加、 第四十三条第一 項の規定による排除、 第四 十四四 条第一 項及 び第

三項の規定による受継、 定による音声の送受信による通話の方法による手続並びに第五十六条第一項、 第五十一条第一項の規定による事件の関係人の呼出し、 第五· 第五十四条第一 十九条第一 項及び第 項の規

二項 (これら Ō 規定を第六十条第二項にお いて準用する場合を含む。)、 第六十一条第 項、 第六十二

条 並 びに第六十四条第五項 Ø 規定並び に 同 条第 項に おお いて準用する民事訴訟法 の規定による事 実 **(**) 調

査及び 証 拠 説調べ (過料) 及び勾 引に 関する事 項を除く。)

調 停委員会が家事調停を行う場合には、 第二十三条第一項及び第二項の規定による手続代理人の選任等

2

第三十四条第一項の規定による期日の指定並びに第二百五十三条ただし書の規定による調書の作成に関

する裁判長の権限は、当該調停委員会を組織する裁判官が行う。

(調停委員会を組織する裁判官による事実の調査及び証拠調べ等)

第二百六十一 条 調停委員会を組織する裁判官は、 当該調停委員会の決議により、 事実の調査及び証拠調べ

をすることができる。

2 前項の場合には、 裁判官は、 家庭裁判所調査官に事 実の調査をさせ、 又は医師である裁判所技官に事件

の関係人の心身の状況について診断をさせることができる。

3 第五十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による事実の調査及び心身の状況についての診断に

ついて準用する。

4 第一 項の場合には、 裁判官は、 相当と認めるときは、 裁判所書記官に事実の調査をさせることができる

ただし、 家庭裁判所調査官に事 実の調査をさせることを相当と認めるときは、 この限りでない。

5 調停委員会を組 織する裁 判官は、 当該調停委員会の決議により、 家庭裁判所調査官に第五十九条第三項

の規定による措置をとらせることができる。

(家事調停委員による事実の調査)

第二百六十二条 調停委員会は、相当と認めるときは、 当該調停委員会を組織する家事調停委員に事実の調

査をさせることができる。 ただし、 家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることを相当と認めるときは、

この限りでない。

(意見の聴取の嘱託)

第二百六十三条 調停委員会は、 他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事件の関係人から紛争の解決に関する意

見を聴取することを嘱託することができる。

2 嘱託に係る意見を聴取させることができる。 前項の規定により意見の聴取の嘱託を受けた家庭裁判所は、 相当と認めるときは、 家事調停委員に当該

(家事調停委員の専門的意見の聴取)

第二百六十四条 調停委員会は、 必要があると認めるときは、 当該調停委員会を組織していない家事調停委

員の専門的な知識経験に基づく意見を聴取することができる。

前項の規定により意見を聴取する家事調停委員は、 家庭裁判所が指定する。

2

3 前項の規定による指定を受けた家事調停委員は、 調停委員会に出席して意見を述べるものとする。

(調停の場所)

第二百六十五条 調停委員会は、 事件の実情を考慮して、 裁判所外の適当な場所で調停を行うことができる。

(調停前の処分)

第二百六十六条 調停委員会は、 家事調停事件が係属している間、 調停のために必要であると認める処分を

命ずることができる。

2 急迫の事情があるときは、 調停委員会を組織する裁判官が前項の処分 (以下「調停前の処分」という。

)を命ずることができる。

3 調停前の処分は、執行力を有しない。

4 調停前 の処分として必要な事項を命じられた当事者又は利害関係参加人が正当な理由なくこれに従わな

いときは、家庭裁判所は、十万円以下の過料に処する。

(裁判官のみで行う家事調停の手続)

第二百六十七条 裁判官のみで家事調停の手続を行う場合においては、 家庭裁判所は、 相当と認めるときは

裁判所書記官に事実の調査をさせることができる。ただし、 家庭裁判所調査官に事実の調査をさせるこ

とを相当と認めるときは、この限りでない。

2 第二百六十三条から前条までの規定は、 裁判官のみで家事調停の手続を行う場合について準用する。

第四節 調停の成立

(調停の成立及び効力)

第二百六十八条 調停において当事者間に合意が成立し、 これを調書に記載したときは、 調停が成立したも

のとし、 その記載は、 確定判決 (別表第二に掲げる事項にあっては、 確定した第三十九条の規定による審

判)と同一の効力を有する。

2 家事調停事件の 部について当事者間に合意が成立したときは、 その一部について調停を成立させるこ

とができる。 手続の併合を命じた数個の家事調停事件中その一について合意が成立したときも、 同様とす

る。

3 離 婚又は離縁についての調停事件においては、 第二百五十八条第一項において準用する第五十四条第

項に規定する方法によっては、 調停を成立させることができない。

4 第一項及び第二項の規定は、 第二百七十七条第一項に規定する事項についての調停事件については、 適

用しない。

(調停調書の更正決定)

第二百六十九条 調停調書に計算違い、 誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、 家庭裁判所は

申立てにより又は職権で、 いつでも更正決定をすることができる。

2 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

3 更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。

4 第一項の申立てを不適法として却下した決定に対しては、 即時抗告をすることができる。

(調停条項案の書面による受諾)

第二百七十条 当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認め

られる場合において、 その当事者があらかじめ調停委員会 (裁判官のみで家事調停の手続を行う場合にあ

っては、 その裁判官。 次条及び第二百七十二条第一 項において同じ。)から提示された調停条項案を受諾

する旨の書面を提出し、 他の当事者が家事調停の手続の期日に出頭して当該調停条項案を受諾したときは

当事者間に合意が成立したものとみなす。

2 前項の規定は、 離婚又は離縁についての調停事件については、 適用しない。

第五節 調停の成立によらない事件の終了

(調停をしない場合の事件の終了)

第二百七十一 条 調停委員会は、 事 '件が性質上調停を行うのに適当でないと認めるとき、 又は当事者が不当

な目的でみだりに調停の申立てをしたと認めるときは、 調停をしないものとして、 家事調停事件を終了さ

せることができる。

(調停の不成立の場合の事件の終了)

第二百七十二条 調停委員会は、 当事者間に合意 (第二百七十七条第一項第一号の合意を含む。) が成立す

る見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合には、 調停が成立しないものとして、 家

事 ,調停事件を終了させることができる。 ただし、 家庭裁判所が第二百八十四条第 項の規定による調停に

代わる審判をしたときは、この限りでない

2

前項の規定により家事 調停事件が終了したときは、 家庭裁判所は、 当事者に対し、 その旨を通知しなけ

ればならない。

3 当事者が前項の規定による通知を受けた日から二週間以内に家事調停の申立てがあった事件について訴

えを提起したときは、 家事調停の申立ての時に、 その訴えの提起があったものとみなす。

4 第一 項の規定により別表第二に掲げる事項につい ての 調停事件が終了し た場合には、 家事調停の申立て

0 、時に、 当該事項に ついての家事 審判の・ 申立 一てがあ ったものとみなす。

(家事調停の申立ての取下げ)

第二百七十三条 家事調停の申立ては、 家事調停事件が終了するまで、 その全部又は一 部を取り下げること

ができる。

2 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第二百六十二条第一項の規定は、 家事調停の申立ての取下げにつ

V) て準用する。この場合において、 同法第二百六十一条第三項ただし書中 「口頭弁論、 弁論準 備手続又は

和解の期日 (以下この章におい 7 「口頭弁論等 の期日」という。)」とあるのは、 「家事調停の手続 の期

日」と読み替えるものとする。

第六節 付調停等

(付調停)

第二百七十四条 第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件についての訴訟又は家事審判 事

件が係属している場合には、 裁判所は、 当事者 (本案について被告又は相手方の陳述がされる前にあって

は、 原告又は申立人に限る。 の意見を聴いて、 ٧١ つでも、 職権で、 事件を家事調停に付することができ

る。

2 裁判 所は、 前項の規定により事件を調停に付する場合においては、 事件を管轄権を有する家庭裁判所に

処理させなければならない。 ただし、 家事調停事件を処理するために特に必要があると認めるときは、 事

件を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に処理させることができる。

3 家庭裁判所及び高等裁判所は、 第一項の規定により事件を調停に付する場合には、 前項の規定にかかわ

らず、その家事調停事件を自ら処理することができる。

4 判所がそ 前 項 の規定により家庭裁判所又は高等裁判所が調停委員会で調停を行うときは、 の裁判官の中から指定する裁判官一人及び家事調停委員二人以上で組織する。 調停委員会は、 当該裁

第三項の規定により高等裁判所が自ら調停を行う場合についてのこの編の規定の適用については、 第二

5

除く。) 判に代わる裁判」と、 八十四条第 二百五十八条第一 第二項並びに次章及び第三章の規定中 十四条第二項、第二百六十六条第四項、 百四十四条、 とある 中 **(**) は 「調停に代わる審判」とあるのは 項中 第二百四十七条、 高 等裁判所は」 項、 「審判」 第二百七十二条第一項ただし書及び第三章の規定 第二百七十六条、 とあ ٤ るの 第二百四十八条第二項、 次章 は 「家庭裁判所」とあるのは 「審判に代わる裁判」 第二百六十九条第一項並びに第二百七十二条第一項ただし書及び 第二百七十七条第一項第一 の規定中 「調停に代わる審判に代わる裁判」と、 「合意に相当する審判」 第二百五十四条第一 と 第二百六十七条第 「高等裁判所」と、 号、 第二百七十九条第三項及び第二百 (第二百八十六条第七項の とある 項から第四項まで、 0 は 第二百八十 第二百四十四条、 項中 「合意に相当する審 「家庭 裁判 第二百六 一条及び 規定を 所 第 は

(訴訟手続及び家事審判の手続の中止)

第二百八十七条中

「却下する審判」

とあるのは

「却下する審判に代わる裁判」とする。

第二百七十 る裁判所 Ħ. が第二百 条 家事 五十七条第二項若 調停 0 申 立てが あ しくは前 0 た事件について訴訟が係属しているとき、 条第 項の 規定により事 件を調停に付したときは、 又は 訴 訟が係る 訴訟が係 属 してい

家事調停事件が終了するまで訴訟手続を中止することができる。

属している裁判所は、

2 家事調停の申立てがあった事件について家事審判事件が係属しているとき、 又は家事審判事件が 係属し

ている裁判所が前条第一項の規定により事件を調停に付したときは、 家事 審判事件が係属している裁判所

は、 家事 調停事件が終了するまで、 家事審判の手続を中止することができる。

(訴えの取下げの擬制等)

第二百七十六条 訴訟が係属している裁判所が第二百五十七条第二項又は第二百七十四条第 項の 規定によ

り 事 件 を調停に付した場合におい て、 調停がな 成立 Ļ 又は次条第一 項若しくは第二百 八十四 [条第 項 の規

定による審判が 確定したときは、 当該訴訟について訴えの 取下げがあったものとみなす。

2 家事 審判事件が係属している裁判所が第二百七十四条第一項の規定により事件を調停に付した場合にお

V١ て、 調停が成立し、 又は第二百八十四条第一項の審判が確定したときは、 当該家事審判事件は、 終了す

る。

第二章 合意に相当する審判

(合意に相当する審判の対象及び要件)

第二百七十七条 人事に関する訴え (離婚及び 離 縁 の訴えを除く。) を提起することができる事項について

の家事調停の手続において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、 家庭裁判所は、 必要

な事実を調査した上、第一号の合意を正当と認めるときは、当該合意に相当する審判 (以下「合意に相当

する審判」 という。)をすることができる。 ただし、 当該事項に係る身分関係の当事者の一方が死亡した

後は、この限りでない。

当事 者 間 に 申立ての趣旨のとおりの審判を受けることについて合意が成立していること。

当事 者 の双方が申立てに係る無効若しくは取消しの原因又は身分関係の形成若しくは存否の原因に

いて争わないこと。

2 前項第一号の合意は、 第二百五十八条第一項において準用する第五十四条第一項及び第二百七十条第

項に規定する方法によっては、成立させることができない。

3 第一項の家事 調停の手続が調停委員会で行われている場合において、 合意に相当する審判をするときは

家庭裁判所は、 その調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴かなければならない。

4 第二百七十二条第 一項から第三項までの規定は、 家庭裁判所が第一項第一 号の規定による合意を正当と

認めない場合について準用する。

(申立ての取下げの制限)

第二百七十八条 家事調停の申立ての取下げは、 合意に相当する審判がされた後は、 相手方の同意を得なけ

れば、その効力を生じない。

(異議の申立て)

第二百七十九条 当事者及び利害関係人は、 合意に相当する審判に対し、 家庭裁判所に異議を申し立てるこ

とができる。 ただし、 当事者にあっては、 第二百七十七条第一項各号に掲げる要件に該当しないことを理

由とする場合に限る。

2 前項の規定による異議の申立ては、二週間の不変期間内にしなければならない。

3 前項の期間は、 異議の申立てをすることができる者が、 審判の告知を受ける者である場合にあってはそ

の者が審判の告知を受けた日から、 審判の告知を受ける者でない場合にあっては当事者が審判の告知を受

けた日 (二以上あるときは、 当該日のうち最も遅い日) から、 それぞれ進行する。

第一 項の規定による異議 の申立てをする権利は、 放棄することができる。

(異議の申立てに対する審判等)

4

第二百八十条 家庭裁判所は、 当事者がした前条第一 項の規定による異議の申立てが不適法であるとき、 又

は異議の申立てに理由がないと認めるときは、これを却下しなければならない。 利害関係人がした同項の

規定による異議の申立てが不適法であるときも、同様とする。

2 異議 の申立人は、 前項の規定により異議 の申立てを却下する審判に対し、 即時抗告をすることができる。

3 家庭裁 判 所は、 当事者、 かっ ら適法な異議 の申立てがあっ た場合において、 異議の 申立てを理由 があると認

めるときは、 合意に相当する審判を取り消さなけれ ばならな

4 利害関係人から適法な異議の申立てがあったときは、 合意に相当する審判は、 その効力を失う。 この場

合においては、家庭裁判所は、当事者に対し、その旨を通知しなければならない。

5 当事者が前項の規定による通知を受けた日から二週間以内に家事調停の申立てがあった事件について訴

えを提起したときは、 家事調停の 申立ての時に、 その訴えの提起があったものとみなす。

(合意に相当する審判の効力)

第二百八十 条 第二百七十九条第 一項の規定による異議の申立てがないとき、 又は異議の申立てを却下す

る審判が確定したときは、 合意に相当する審判は、 確定判決と同 の効力を有する。

(婚姻の取消しについての合意に相当する審判の特則)

第二百八十二条 婚姻の取消しについての家事調停の手続において、 婚姻の取消しについての合意に相当す

る審判をするときは、 この合意に相当する審判において、 当事者間の合意に基づき、 子の親権者を指定し

なければならない。

2 前 項 の合意に相当する審判 は、 子の 親権者の指定につき当事者間で合意が成立しないとき、 又は成立

た合意が相当でないと認めるときは、することができない。

(申立人の死亡により事件が終了した場合の特則)

第二百八十三条 夫が嫡出否認についての調停の申立てをした後に死亡した場合において、 当該申立てに係

る子のために相続権を害される者その他夫の三親等内の血族が夫の死亡の日から一 年以内に嫡出否認の訴

えを提起したときは、 夫が した調停の申立ての時に、 その訴えの提起があったものとみなす。

第三章 調停に代わる審判

(調停に代わる審判の対象及び要件)

第二百八十四条 家庭裁 判所は、 調停が成立しない場合において相当と認めるときは、 当事者双方のために

衡平に考慮し、 切の事情を考慮して、 職権で、 事件の解決のため必要な審判 (以下「調停に代わる審判

」という。)をすることができる。 ただし、第二百七十七条第一項に規定する事項についての家事調停 0

手続においては、この限りでない。

2 家事調停 の手続が調停委員会で行われている場合において、 調停に代わる審判をするときは、 家庭裁判

所は、 その調停委員会を組織する家事調停委員 の意見を聴かなければならない。

3 家庭裁 判 所は、 調停に代わ る審判において、 当事者に対し、 子の引渡し 又は金銭の支払その他の財産上

の給付その他の給付を命ずることができる。

(調停に代わる審判の特則)

第二百八十五条 家事 ,調停の申立ての取下げは、 第二百七十三条第一項の規定にかかわらず、 調停に代わる

審判がされた後は、することができない。

2 調停に代わる審判の告知は、 公示送達の方法によっては、 することができない。

3 調停 に代 わ る審判を告知することができないときは、 家庭裁判所は、 これを取り消さなければならない。

(異議の申立て等)

第二百八十六条 当事者は、 調停に代わる審判に対し、 家庭裁判所に異議を申し立てることができる。

- 2 第二百七十九条第二項から第四項までの規定は、 前項の規定による異議の申立てについて準用する。
- 3 家庭裁判所は、 第一項の規定による異議の申立てが不適法であるときは、 これを却下しなければならな

ا را

- 4 異 議 \mathcal{O} 申 立 一人は、 前項の規定により異議 の申立てを却下する審判に対し、 即時抗告をすることができる。
- 5 適法な異議 の申立てが あったときは、 調停に代わる審判は、 その効力を失う。 この場合においては、 家

庭裁判所は、 当事者に対し、 その旨を通知しなければならない。

- 6 えを提起したときは、 当事者が前項の規定による通知を受けた日から二週間以内に家事調停の申立てがあった事件について訴 家事調停の申立ての時に、 その訴えの提起があったものとみなす。
- 7 調停 第五項 0 申 の規定により <u>\J</u> ての時に、 、別表第二に掲げる事項につい 当該事項についての家事 審判の申立てがあっ ての 調停に代わる審判が効力を失った場合には、 たものとみなす。 家事
- 8 当事 ず者が、 申立てに係る家事 調停 (離 婚 又は 離縁について の家事 調停を除っ く。 ・ の手続において、 調停

に代わる審判に服する旨の共同の申出をしたときは、 第一項の規定は、 適用しない。

9 前項の共同の申出は、書面でしなければならない。

10 当事者は、 調停に代わる審判の告知前に限り、 第八項の共同 の申出を撤回することができる。この場合

においては、相手方の同意を得ることを要しない。

(調停に代わる審判の効力)

第二百八十七条 前条第 項の規定による異議の申立てがないとき、 又は異議の申立てを却下する審判が 確

定し たときは、 別 表第二に掲 げる事 項に うい ての調停に代わ る審判 は 確定 した第三十九条の規定による審

判と同一の効力を、 その余の 調停に代わる審判は 確定判決と同一の効力を有する。

第四章 不服申立て等

第二百八十八条 家事調停の手続においてされた裁判に対する不服申立て及び再審については、 特別の定め

Ø) ある場合を除き、 それぞれ前編第 章第一 一節及び第三節の規定を準用する。

第四編 履行の確保

(義務の履行状況の調査及び履行の勧告)

第二百八十九条 義務を定める第三十九条の規定による審判をし た家庭裁判所 (第九十一条第一項 (第九十

六条第一項及び第九十八条第一項において準用する場合を含む。) の規定により抗告裁判 所が義務を定め

る裁判をした場合にあっては第一 審裁判所である家庭裁判所、 第百五条第二項の規定により高等 裁判 所 が

義務を定める裁判をした場合にあっては本案の家事審判事件の第一 審裁判所である家庭裁判所。 以下同じ

は、 権 利者の 申 出があるときは、 その審判 (抗告裁判所又は高等裁判所が義務を定める裁判をした場

合にあ 0 7 は、 その 裁判。 次条第 一項に おいて同 ľ で定められた義務の 履行状況を調 査 義務者に

対し、その義務の履行を勧告することができる。

2 義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所は、 前項の規定による調査及び勧告を他 0

家庭裁判所に嘱託することができる。

3 義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所並びに前項の規定により調査及び勧告の嘱

託を受けた家庭裁 判所 (次項 から第六項までにおいてこれらの家庭裁判 所を 「調査1 及び勧告をする家庭裁

判所 調査 という。 及び勧告をする家 は、 家庭裁判 庭 裁判 所は、 所調査官 第 に第一 項の 項 規定による調 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による調査 査及び勧告に 及び 勧告をさせることができる。 関 事件 -の関係 人の家庭 環境

4

その他 |の環境 \bar{o} 調整を行うために必要があると認めるときは、 家庭裁判 所調査官に社会福 祉 機関との 連絡

その他の措置をとらせることができる。

5 調査及び勧告をする家庭裁判所は、 第一 項の規定による調査及び勧告に必要な調査を官庁、 公署その他

適当と認める者に嘱託し、 又は銀行、 信託会社、 関係人の使用者その他の者に対し関係人の預金、 信 託財

産 収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができる。

6 調 査 及び勧告をする家庭裁判所は、 第 項 の規定による調査及び勧告の 事件の関係人から当該事件 の記

録 0) 閲覧等又はその複製の請求が あ った場合に お ٧١ て、 相当と認めるときは、 これを許可することができ

る。

7 前各項の規定は、 調停又は調停に代わる審判において定められた義務 (高等裁判所において定められた

P のを含む。 次条第三項において同じ。) の履行及び調停前の処分として命じられた事項の履行について

準用する。

(義務履行の命令)

第二百九 + 義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所は、 その審判で定められ た金銭

の支払その他の財産上の給付を目的とする義務の履行を怠った者がある場合において、 相当と認めるとき

は、 権利者の申立てにより、 義務者に対し、 相当の期限を定めてその義務の履行をすべきことを命ずる審

判をすることができる。この場合において、 その命令は、 その命令をする時までに義務者が履行を怠った

義務の全部又は一部についてするものとする。

2 義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所は、 前項の規定により義務の履行を命ずる

には、義務者の陳述を聴かなければならない。

3 前二項の規定は、 調停又は調停に 代わ る審判にお いて定められた義務の履行について準 用する。

4 前三項に規定するもののほ か、 第一項 (前項において準用する場合を含む。) の規定による義務の履行

を命ずる審判の手続については、 第二編第一章に定めるところによる。

5 第一項 (第三項において準用する場合を含む。) の規定により義務の履行を命じられた者が正当な理由

なくその命令に従わないときは、 家庭裁判所は、 十万円以下の過料に処する。

第五編 罰則

(過料の裁判の執行等)

第二百九十一 条 この法律 の規定による過料の裁判は、 裁判官の命令で執行する。 この命令は、 執行力のあ

る債務名義と同一の効力を有する。

2 この法律に規定するもののほか、 過料についての裁判に関しては、 非訟事件手続法 (平成二十三年法律

第 号) 第五 編の規定 (同法第百十九条及び第百二十一条第一 項の規定並びに同法第百二十条及び第

百二十二条の規定中検察官に関する部分を除く。)を準用する。

(人の秘密を漏らす罪)

第二百九十二条 参与員、 家事調停委員又はこれらの職 にあっ た者が正当な理由なくその職 務上 取 り扱 った

ことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、 年以下の懲役又は五十万円以下の罰 金に処する。

(評議の秘密を漏らす罪)

第二百九十三条 家事調停委員又は家事調停委員であった者が正当な理由なく評議の経過又は裁判官、 家事

調停官若しくは家事 ,調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、三十万円以下の罰 金に処す

る。 参与員又は参与員であった者が正当な理由 なく裁判官又は参与員 (の意見を漏らしたときも、 同様とす

る。

附則

(施行期日)

第一 条 この法律 (以下 新法」という。)は、 非訟事件手続法の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 新法 は、 非 訟 事 ,件手続法及び家事事件手続法 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成二

十三年法律 第 号。 次条に お V 7 「整備法」 という。 第四条に規定する事件以外の家事 事 件の 手続

について適用する。

(履行の確保に関する規定に関する経過措置)

整備:

法第三条の規定による廃止前の家事

次条第一項において 「旧法」という。 の規定による義務を定める審判その他 0) 裁判、 調 停若しく は調 停

審判法

(昭和二十二年法律第百五十二号。

以下この条及び

に代わる審判又は 旧法第二十八条第二項に規定する調停前 \mathcal{O})措置 、整備法第四 条の 規定に より なお 從前 0

例によることとされる場合におけるものを含む。 以下この条にお ٧١ 7 「義務を定める審判等」 という。

が された場合にお いては、 義務を定める審判等を新法の規定による義務を定める審判そ 0) 他 0 裁 判 調停

若しくは調停に代わる審判又は 調停前の処分とみなして、 第二百八十九条及び第二百九十条の規定を適用

(訴訟に関する経過措置)

第四条 旧法 の規定による家事調停の申立てがあった場合においては、その申立てを新法の規定による家事

調停 の申立てとみなして、 第二百五十七条第一項、 第二百七十二条第三項 (第二百七十七条第四 項にお

て準用する場合を含む。)、第二百八十条第五項、 第二百八十三条及び第二百八十六条第六項の規定を適

用する。

2 第二十九条第四項、 第二百五十七条第二項、 第二百七十四条第一項、 第二百七十五条第一 項及び第二百

七十六条第一項の規定は、 新法の施行前に訴えの提起があった訴訟については、 適用しない。

(民法附則に関する経過措置)

第五条 新法 の規定の適用に関しては、 次に掲げる事項は、 別表第二に掲げる事項とみなす。

民法 0 部を改正する法律 (昭和二十二年法律第二百二十二号) **(**) 附則 (次号におい 7 「民法附則

という。 第二十四条の規定による扶養に関してされた判決の変更又は取消し

二 民法附則第三十二条の規定による遺産の分割に関する処分

2

第百八十二条第三項、 第百八十五条、 第百八十六条 (第五号及び第六号に係る部分に限る。) 及び第百

八十七条の規定は、 前項第一号に掲げる事項についての審判事件及び当該事件を本案とする保全処分につ

٧١ て準用する。

3 第百九十一条第一項、 第百九十四条から第百九十七条まで、 第百九十八条第一項 (第一号から第三号ま

でに係る部分に限る。) 第百九十九条及び第二百条の規定は、 第一 項第二号に掲げる事項についての審

判 事件及び当該事 件を本案とする保全処分について準用する。

別表第一 (第三十九条、 第百十六条—第百十八条、 第百二十八条、 第百二十九条、 第百三十六条、 第百三十

七条、 第百四十五条、 第百四十八条—第百五十条、第百五十九条—第百六十二条、第百六十四条、 第百六

十五条、 第百六十七条、 第百六十八条、 第百七十六条、 第百七十七条、第百八十二条、 第百八十八条、 第

百八十九条、 第二百一条——第二百三条、 第二百九条、 第二百十六条、 第二百十七条、 第二百二十五条 常

二百二十七条、 第二百三十二条、 第二百三十四条、 第二百四十条 第二 |百四十四条関係|

成年後見

項

事項

根 拠 となる法律 の規定

-	-		
		後見開始の審判の取消し	民法第十条及び同法第十九条第二項において準用する同条
			第一項
	<u>=</u> .	成年後見人の選任	民法第八百四十三条第一項から第三項まで
m, [四	成年後見人の辞任についての許可	民法第八百四十四条
I	五.	成年後見人の解任	民法第八百四十六条
T	六	成年後見監督人の選任	民法第八百四十九条
	七	成年後見監督人の辞任についての	民法第八百五十二条において準用する同法第八百四十四条
		許可	
II.	八	成年後見監督人の解任	民法第八百五十二条において準用する同法第八百四十六条
	九	成年後見に関する財産の目録の作	民法第八百五十三条第一項ただし書(同法第八百五十六条
	,	成の期間の伸長	において準用する場合を含む。)
<u> </u>		成年後見人又は成年後見監督人の	民法第八百五十九条の二第一項及び第二項

	間の伸長	
民法第八百七十条ただし書	成年後見に関する管理の計算の期	十六
二項から第四項まで 	産の管理に関する処分	
民法第八百六十九条において準用する同法第八百三十条第	第三者が成年被後見人に与えた財	十五.
民法第八百六十三条	成年後見の事務の監督	一四四
る場合を含む。)	対する報酬の付与	
民法第八百六十二条(同法第八百五十二条において準用す	成年後見人又は成年後見監督人に	十三
	の選任	
民法第八百六十条において準用する同法第八百二十六条	成年被後見人に関する特別代理人	+ = =
用する場合を含む。)	分についての許可	
民法第八百五十九条の三(同法第八百五十二条において準	成年被後見人の居住用不動産の処	+
	の取消し	
を同法第八百五十二条において準用する場合を含む。)	権限の行使についての定め及びそ	

保佐		
十七	保佐開始	民法第十一条
十八八	保佐人の同意を得なければならな	民法第十三条第二項
	い行為の定め	
十九九	保佐人の同意に代わる許可	民法第十三条第三項
-	保佐開始の審判の取消し	民法第十四条第一項及び第十九条第一項(同条第二項にお
		いて準用する場合を含む。)
<u>-</u>	保佐人の同意を得なければならな	民法第十四条第二項
	い行為の定めの審判の取消し	
	保佐人の選任	民法第八百七十六条の二第一項並びに同条第二項において
		準用する同法第八百四十三条第二項及び第三項
	保佐人の辞任についての許可	民法第八百七十六条の二第二項において準用する同法第八
		百四十四条

二項において準用する同法第八百五十九条の三	ついての許可	
民法第八百七十六条の三第二項及び第八百七十六条の五第	被保佐人の居住用不動産の処分に	= +
第二項		
二項において準用する同法第八百五十九条の二第一項及び	使についての定め及びその取消し	· .
民法第八百七十六条の三第二項及び第八百七十六条の五第	保佐人又は保佐監督人の権限の行	二十九
百四十六条		
民法第八百七十六条の三第二項において準用する同法第八	保佐監督人の解任	二十八
百四十四条		
民法第八百七十六条の三第二項において準用する同法第八	保佐監督人の辞任についての許可	11+11
民法第八百七十六条の三第一	保佐監督人の選任	二十六
民法第八百七十六条の二第三項	臨時保佐人の選任	二 十 五
百四十六条		
 民法第八百七十六条の二第二項において準用する同法第八	保佐人の解任	二十四四

三	保佐人又は保佐監督人に対する報	民法第八百七十六条の三第二項及び第八百七十六条の五第一
	酬の付与	二項において準用する同法第八百六十二条
= +	保佐人に対する代理権の付与	民法第八百七十六条の四第一項
三十三	保佐人に対する代理権の付与の審	民法第八百七十六条の四第三項
	判の取消し	
三十四四	保佐の事務の監督	民法第八百七十六条の五第二項において準用する同法第八
		百六十三条
三十五五	保佐に関する管理の計算の期間の	民法第八百七十六条の五第三項において準用する同法第八
	伸長	百七十条ただし書
補助		
三十六	補助開始	民法第十五条第一項
三十七	補助人の同意を得なければならな	民法第十七条第一項
	い行為の定め	

三十八	補助人の同意に代わる許可	民法第十七条第三項
三十九	補助開始の審判の取消し	民法第十八条第一項及び第三項並びに第十九条第一項(同
•		条第二項において準用する場合を含む。)
四十	補助人の同意を得なければならな	民法第十八条第二項
	い行為の定めの審判の取消し	
四 十 一	補助人の選任	民法第八百七十六条の七第一項並びに同条第二項において
		準用する同法第八百四十三条第二項及び第三項
口十二	補助人の辞任についての許可	民法第八百七十六条の七第二項において準用する同法第八
		百四十四条
四十三	補助人の解任	民法第八百七十六条の七第二項において準用する同法第八
		百四十六条
一一四四	臨時補助人の選任	民法第八百七十六条の七第三項
四 十 五	補助監督人の選任	民法第八百七十六条の八第一項

L	32 111		五十		四十九九		l++	四十八		四十七		— 四 十 六 — 達
削り くこけつ うく担全つけみ		酬の付与	補助人又は補助監督人に対する報	ついての許可	被補助人の居住用不動産の処分に		使についての定め及びその取消し	補助人又は補助監督人の権限の行		補助監督人の解任		補助監督人の辞任についての許可
	去第一百七十六条————————————————————————————————————	一項において準用する同法第八百六十二条	民法第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の十第	一項において準用する同法第八百五十九条の三	民法第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の十第	第二項	一項において準用する同法第八百五十九条の二第一項及び	民法第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の十第	百四十六条	民法第八百七十六条の八第二項において準用する同法第八	百四十四条	民法第八百七十六条の八第二項において準用する同法第八

五十三	補助の事務の監督	民法第八百七十六条の十第一項において準用する同法第八
		百六十三条
五十四四	補助に関する管理の計算の期間の	民法第八百七十六条の十第二項において準用する同法第八
·	伸長	百七十条ただし書
不在者の財産の管理	産の管理	
五.十五.	不在者の財産の管理に関する処分	民法第二十五条から第二十九条まで
失踪の宣告		
五十六	失踪の宣告	民法第三十条
五十七	失踪の宣告の取消し	民法第三十二条第一項
婚姻等		
五十八	夫婦財産契約による財産の管理者	民法第七百五十八条第二項及び第三項
	の変更等	

		· ·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	······································	<u>-</u>	1			1	
六 十 七	六十六	六十五	親権	六十四	六十三	六十二	六十一	六十		五十九	親子
見重要を、見重要になる処分	第三者が子に与えた財産の管理に	子に関する特別代理人の選任		特別養子縁組の離縁	特別養子縁組の成立	死後離縁をするについての許可	養子縁組をするについての許可	子の氏の変更についての許可	任	嫡出否認の訴えの特別代理人の選	
	民法第八百三十条第二項から第四項まで	民法第八百二十六条		民法第八百十七条の十第一項	民法第八百十七条の二	民法第八百十一条第六項	民法第七百九十四条及び第七百九十八条	民法第七百九十一条第一項及び第三項		民法第七百七十五条	

	失	
六十八	親権喪失、親権停止又は管理権喪	民法第八百三十六条
·	失の審判の取消し	
六十九	親権又は管理権を辞し、又は回復	民法第八百三十七条
	するについての許可	
未成年後見	見	
+	養子の離縁後に未成年後見人とな	民法第八百十一条第五項
	るべき者の選任	
+	未成年後見人の選任	民法第八百四十条第一項及び第二項
七十二	未成年後見人の辞任についての許	民法第八百四十四条
	可	
七十三	未成年後見人の解任	民法第八百四十六条
七十四	未成年後見監督人の選任	民法第八百四十九条

七十九九	七十十				七十八		七十七	七十六		七 十 五
人の選任		一定发三支後毛人に場ける寺川弋	びその取消し	人の権限の行使についての定め及	未成年後見人又は未成年後見監督	成の期間の伸長	一未成年後見に関する財産目録の作	+ 成年後見監督人の解任	の許可	→ 未成年後見監督人の辞任について
民法第八百六十条において準用する同法第八百二十六条	民法第八百六十条において準用する同法第八百二十六条			規定を同法第八百五十二条において準用する場合を含む。	民法第八百五十七条の二第二項から第四項まで(これらの	 及び第八百六十七条第二項において準用する場合を含む。	民法第八百五十三条第一項ただし書(同法第八百五十六条	民法第八百五十二条において準用する同法第八百四十六条		民法第八百五十二条において準用する同法第八百四十四条

扶養	八大養四	八 十 十 五 四 禁	推 八 八 十 八 十 五 大 表 表 大 表 表 を 表 を 表 を 表 を 大 表 表 を も を も を も を も を も を も を も を も を も も を も も を も も も を も も も も も も も も も も も も も	八 推 八 八 扶 十 定 十 十 養 六 相 五 四	八 八 推 八 八 扶 十 十 定 十 十 養 七 六 相 五 四 続
	扶養義務の設定	扶養義務の設定の取消し	大変義務の設定の取消し	技養義務の設定の取消し 上	技養義務の設定 推定相続人の廃除 推定相続人の廃除 が廃除
	民法第八百七十七条第二項	民法第八百七十七条第三項民法第八百七十七条第二項	民法第八百七十七条第三項民法第八百七十七条第二項	民法第八百七十七条第三項民法第八百九十二条のび第八百九十三条	民法第八百七十七条第二項民法第八百九十二条及び第八百九十三条

相 続 の 承	取消しの審判の確定前の遺産の管
八十九	相続の承認又は放棄をすべき期間
	の伸長
九十	相続財産の保存又は管理に関する
·	処分
九 十 一	限定承認又は相続の放棄の取消し
	の申述の受理
九十二	限定承認の申述の受理
九十三	限定承認の場合における鑑定人の

人 八 七 六 分 五 の 離	九十四四	限定承認を受理し	た場合における
<u> </u>		売付置の予里への暴亡 定承認を受理した場合におけ	· 0/
民法第九百四十一条第民法第九百四十一条第民法第九百四十一条第民法第九百四十三条民法第九百四十三条	相続財産の管理人	より	長没第九百三十六条第一項
万離の請求後の相続財産の管 民法第九百四十一条第 所離の場合における鑑定人の 民法第九百四十一条第 で準用する同法第九百四十一条第 だし書	相続	放棄の申述の受	民法第九百三十八条
万離の請求後の相続財産の管 民法第九百四十一条第 一次離の請求後の相続財産の管 民法第九百四十三条 一次離の場合における鑑定人の 民法第九百四十三条 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次	ľ		
安離の請求後の相続財産の管 民法第九百四十三条 大離の請求後の相続財産の管 民法第九百四十三条 だし書 だし書		財産分離	民法第九百四十一条第一項及び第九百五十条第
対離の場合における鑑定人の		財産分離の請求後の相続財産の管	民法第九百四十三条(同法第九百五十条第二項において準
財産分離の場合における鑑定人の		理に関する処分	用する場合を含む。)
人の不存在選任	十八八	財産分離の場合における鑑定人の	民法第九百四十七条第三項及び第九百五十条第二項におい
人の不存在 だし		選任	て準用する同法第九百三十条第二項及び第九百三十二条た
紀続人の不存在	:		し
	相続人の	个存在	

	一続財産の管理に関する処分	
百	相続人の不存在の場合における鑑	民法第九百五十七条第二項において準用する同法第九百三
	定人の選任	十条第二項
百一	特別縁故者に対する相続財産の分	民法第九百五十八条の三第一項
	与	
遺言		
百二	遺言の確認	民法第九百七十六条第四項及び第九百七十九条第三項
百三	遺言書の検認	民法第千四条第一項
百匹	遺言執行者の選任	民法第千十条
百五	遺言執行者に対する報酬の付与	民法第千十八条第一項
百六	遺言執行者の解任	民法第千十九条第一項
百七	遺言執行者の辞任についての許可	民法第千十九条第二項
百八	負担付遺贈に係る遺言の取消し	民法第千二十七条

	遺留分		
	百九	遺留分を算定する場合における鑑	民法第千二十九条第二項
		定人の選任	
	百十	遺留分の放棄についての許可	民法第千四十三条第一項
	任意後見契約法	契約法	
	百十一	任意後見契約の効力を発生させる	任意後見契約法第四条第一項
		ための任意後見監督人の選任	
	百十二	任意後見監督人が欠けた場合にお	任意後見契約法第四条第四項
*		ける任意後見監督人の選任	
	百十二	任意後見監督人を更に選任する場	任意後見契約法第四条第五項
		合における任意後見監督人の選任	
	百十四	後見開始の審判等の取消し	任意後見契約法第四条第二項
	百十五	任意後見監督人の職務に関する処	任意後見契約法第七条第三項

	分	
百十六	任意後見監督人の辞任についての	任意後見契約法第七条第四項において準用する民法第八百
	許可	四十四条
百十七	任意後見監督人の解任	任意後見契約法第七条第四項において準用する民法第八百
		四十六条
百十八	任意後見監督人の権限の行使につ	任意後見契約法第七条第四項において準用する民法第八百
	いての定め及びその取消し	五十九条の二第一項及び第二項
百十九	任意後見監督人に対する報酬の付	任意後見契約法第七条第四項において準用する民法第八百
	与	六十二条
百二十	任意後見人の解任	任意後見契約法第八条
百二十一	任意後見契約の解除についての許	任意後見契約法第九条第二項
	甲	
戸籍法		

百二十二	氏又は名の変更についての許可	戸籍法第百七条第一項(同条第四項において準用する場合
		を含む。)及び第百七条の二
百十二十二	就籍許可	戸籍法第百十条第一項
百二十四四	戸籍の訂正についての許可	戸籍法第百十三条及び第百十四条
百二十五	戸籍事件についての市町村長の処	戸籍法第百二十一条(同法第四条において準用する場合を
	分に対する不服	含む。)
性同一性	性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	9る法律
百二十六	性別の取扱いの変更	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成
		十五年法律第百十一号)第三条第一項
児童福祉法	· 佐	
百二十七	都道府県の措置についての承認	児童福祉法第二十八条第一項第一号及び第二号ただし書
百二十八	都道府県の措置の期間の更新につ	児童福祉法第二十八条第二項ただし書
	いての承認	

生活保護法等	 仏等	
百二十九	施設への入所等についての許可	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十条第
	•	三項
精神保健	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	
百三十	保護者の順位の変更及び保護者の	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十条第二項
	選任	ただし書及び同項第四号
 破産法		
 百三十一	破産手続が開始された場合におけ	破産法(平成十六年法律第七十五号)第六十一条第一項に
	る夫婦財産契約による財産の管理	おいて準用する民法第七百五十八条第二項及び第三項
:	者の変更等	
直干二	親権を行う者につき破産手続が開	破産法第六十一条第一項において準用する民法第八百三十
	始された場合における管理権喪失	五条
 百三十三	破産手続における相続の放棄の承	破産法第二百三十八条第二項(同法第二百四十三条におい

		認についての申述の受理	て準用する場合を含む。)
	中小企業	企業における経営の承継の円滑化に関する法	る法律
	百三十四	遺留分の算定に係る合意について	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第八条
		の許可	第一項
別	別表第二(第二十条、	第二十条、第二十五条、第三十九条、	、第四十条、第六十六条—第七十一条、第八十二条、第八十
	九条、第	第九十条、第九十二条、第百五十条、	第百五十条、第百六十三条、第百六十七条、第百六十八条、第百八十二条
	、第百九十条、	十条、第百九十一条、第百九十七条、	、第二百三十三条、第二百四十条、第二百四十五条、第二百
	五十二条、	第二百六十八条、	第二百七十二条、第二百八十六条、第二百八十七条、附則第五条関係)
,	項	事項	根拠となる法律の規定
	婚姻等		
		夫婦間の協力扶助に関する処分	民法第七百五十二条
		婚姻費用の分担に関する処分	民法第七百六十条
_	111	子の監護に関する処分	民法第七百六十六条第二項及び第三項(これらの規定を同

-		法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条に
		おいて準用する場合を含む。)
四	財産の分与に関する処分	民法第七百六十八条第二項(同法第七百四十九条及び第七
		百七十一条において準用する場合を含む。)
五.	離婚等の場合における祭具等の所	民法第七百六十九条第二項(同法第七百四十九条、第七百
	有権の承継者の指定	五十一条第二項及び第七百七十一条において準用する場合
		を含む。)
親子		
六	離縁等の場合における祭具等の所	民法第八百八条第二項及び第八百十七条において準用する
	有権の承継者の指定	同法第七百六十九条第二項
親権		
七	養子の離縁後に親権者となるべき	民法第八百十一条第四項
	者の指定	

	親権者の指定又は変更	民法第八百十九条第五項及び第六項(これらの規定を同法
		第七百四十九条において準用する場合を含む。)
扶養		
九	扶養の順位の決定及びその決定の	民法第八百七十八条及び第八百八十条
	変更又は取消し	
+	扶養の程度又は方法についての決	民法第八百七十九条及び第八百八十条
	定及びその決定の変更又は取消し	
相続		
+	相続の場合における祭具等の所有	民法第八百九十七条第二項
	権の承継者の指定	
遺産の分割	割	
+ -	遺産の分割	民法第九百七条第二項
十二二	遺産の分割の禁止	民法第九百七条第三項